

**第3次小矢部市地域福祉計画
第3次小矢部市障害者福祉計画**

2019年3月

小矢部市

はじめに



近年、市民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化などに伴い、かつてはどこにでもあった住民同士の「つながり」や「助け合いの精神」が希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変貌しつつあります。さらに、ひきこもりの長期化による8050問題や、親世代の貧困が子ども世代に受け継がれてしまう貧困の連鎖の問題、介護と育児に同時に直面するダブルケアの問題などといった新たな社会問題が浮かび上がるなど、地域や家庭における課題が複雑・多様化しており、これまでの取り組みだけでは解決が難しくなっています。

このような社会情勢の中、市民の誰もが心身ともに健康で地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができる、「人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち」の実現をめざし、新たに2019（平成31）年度から2023年度までの5年間を期間とする第3次小矢部市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「福祉を支える人づくり」「みんなで支えあう地域づくり」「安心して暮らせるしくみづくり」の3つの基本方針に取り組み、誰もが制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、ともに支え合う「地域共生社会」の実現をめざしてまいります。

また、第3次小矢部市地域福祉計画策定に合わせ、障害者施策の総合的な推進指針として、基本理念に「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続ける」を掲げ、第3次小矢部市障害者福祉計画も同時に策定いたしました。

最後に、本計画を策定するにあたり熱心にご議論くださいました小矢部市福祉計画策定委員会の委員の皆様、多くの貴重なご意見を賜りました関係機関・団体、市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成31年3月

小矢部市長 桜井森夫

－ 目次 －

第3次小矢部市地域福祉計画

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画とは	I-1
(2) 計画策定の背景	I-2
(3) 計画の位置付け	I-3
(4) 計画の期間	I-4

第2章 小矢部市地域福祉の現状

(1) 人口・世帯数	I-5
(2) 子どもの現状	I-7
(3) 高齢者の現状	I-8
(4) 障害者の状況	I-10
(5) 生活困窮者の状況	I-11

第3章 計画の体系

(1) 基本理念	I-12
(2) 基本目標	I-12
(3) 基本方針	I-13
(4) 計画の体系図	I-14

第4章 計画の内容

(1) 福祉を支える人づくり	I-15
(2) みんなで支えあう地域づくり	I-22
(3) 安心して暮らせるしくみづくり	I-30

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制	I-40
(2) 計画の進行管理	I-40

第3次小矢部市障害者福祉計画

第1章 障害者福祉計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨 II-1
- (2) 計画の位置づけ II-3
- (3) 計画の期間 II-4

第2章 計画(施策)の体系

- (1) 基本理念 II-5
- (2) 施策の基本方針 II-6
- (3) 施策の体系 II-7

第3章 施策の柱と施策の展開

- (1) とともに支え合う人や地域をつくる II-8
- (2) 安心して暮らせるまちをつくる II-15
- (3) 自分らしく生活するしくみをつくる II-19

第4章 計画の推進について

- (1) 推進体制 II-29
- (2) 計画を推進するための各々の役割 II-29
- (3) 計画の進行管理と評価 II-30

参考資料

- 小矢部市福祉計画策定委員会委員名簿 参考-1
- 小矢部市福祉計画策定委員会規則 参考-2
- 策定経緯 参考-4
- 第3次小矢部市地域福祉計画策定に関するアンケート調査 参考-5
- 福祉に関する相談窓口 参考-67

第3次小矢部市地域福祉計画

2019年3月

小矢部市

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく地域福祉を推進するための行政計画です。

少子高齢化、人口減少など、様々な課題に直面する中、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス提供事業所、行政など、地域の多様な主体が参画し、人と人、地域と資源や世代がつながることで、地域福祉の支え手側と受け手側に分かれるのではなく、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合って暮らす地域共生社会の実現を目指して策定する福祉のまちづくり計画です。

策定にあたっては、住民や福祉団体などの意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民などの意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画策定の背景

本市では「人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち」を基本理念とした「第2次小矢部市地域福祉計画」を平成25年度に策定し、「福祉を支える人材の育成・支援」、「人の顔がみえる地域づくり」、「市民が安心して暮らせる地域体制づくり」を柱とする施策を進めてきました。

この間、少子高齢化の進行など社会情勢が変化中、介護、障害福祉、子ども・子育て支援といった各種制度の整備が進みました。

その一方で、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成27年に「生活困窮者自立支援法」、平成29年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律」が施行され、地域社会からの孤立や排除などを背景として、複合的な課題を抱えたり制度の狭間で生活に困窮したりしている人の自立を支援するための法整備がされました。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、全ての人々が支えあい生きがいを持って暮らす「地域共生社会」の実現が示されました。

さらに、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ（＝丸ごと）に転換しつつ、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い（＝我が事）、支え合いによって「地域共生社会」を実現しようとする新たな施策の方向性が示されました。

こうした中で、このたび第2次計画期間の満了を迎えることから、本計画を策定するものです。

計画は、地域や住民が抱える多様化・複合化する課題を解決するため、本市における従来からの地域の絆やつながりをいかしつつ、地域福祉のネットワークを強化し、地域共生社会を目指し地域の人々と行政などとの協働による包括的な地域福祉施策を推進していくための指針として策定します。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊)例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

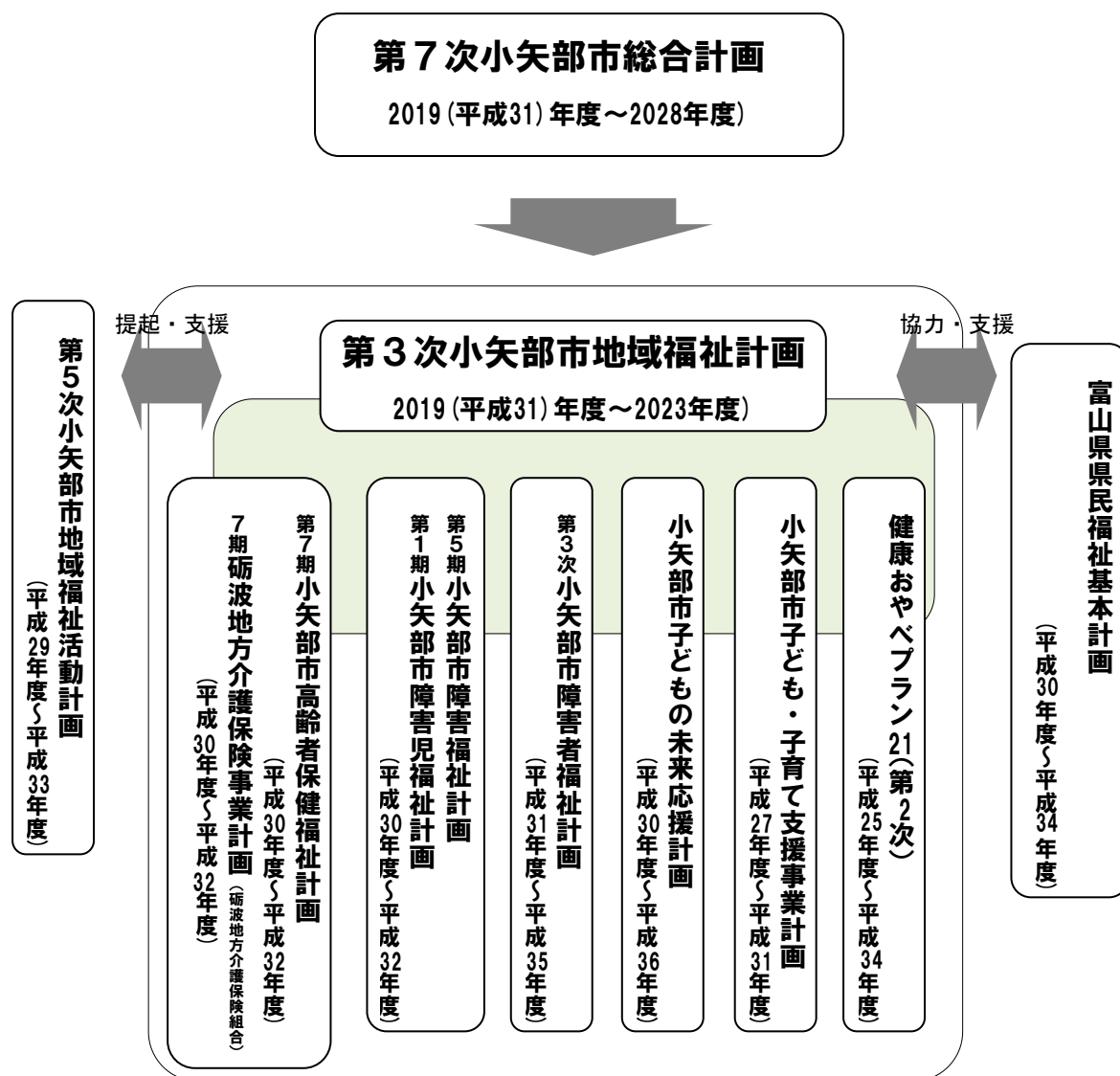
出典：厚生労働省ホームページ

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市の最上位計画である第7次小矢部市総合計画に即したものです。

あわせて福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障害者福祉、子ども子育て支援、健康・医療推進の各分野との整合を図りつつ、地域福祉活動計画と連携しながら福祉施策を総合的に推進していくとともに、他の分野の計画とも連携・整合を図っていくものとします。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含し、権利擁護事業の総合的な推進を図っていきます。



小矢部市地域防災計画、小矢部市交通安全基本計画、小矢部市教育大綱、小矢部市生涯スポーツプラン、小矢部市住生活基本計画、小矢部市都市計画マスタープラン など

■ 小矢部市地域福祉計画と各計画などとの関係

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢や制度の改正など地域福祉を取り巻く環境が大きく変化した場合には、計画期間中でも見直しを行います。

	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	H33 (2021) 年度	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度	H36 (2024) 年度	H37 (2025) 年度	H38 (2026) 年度	H39 (2027) 年度	H40 (2028) 年度
小矢部市 総合計画	第6次計画					第7次計画									
小矢部市 地域福祉計画	第2次計画					第3次計画					第4次計画				
小矢部市 地域福祉活動計画				第5次計画					第6次計画						
小矢部市 障害者福祉計画	第2次計画					第3次計画					第4次計画				
小矢部市 障害福祉計画			第4期計画		第5期計画			第6期計画		第7期計画					
小矢部市 障害児福祉計画					第1期計画			第2期計画		第3期計画					

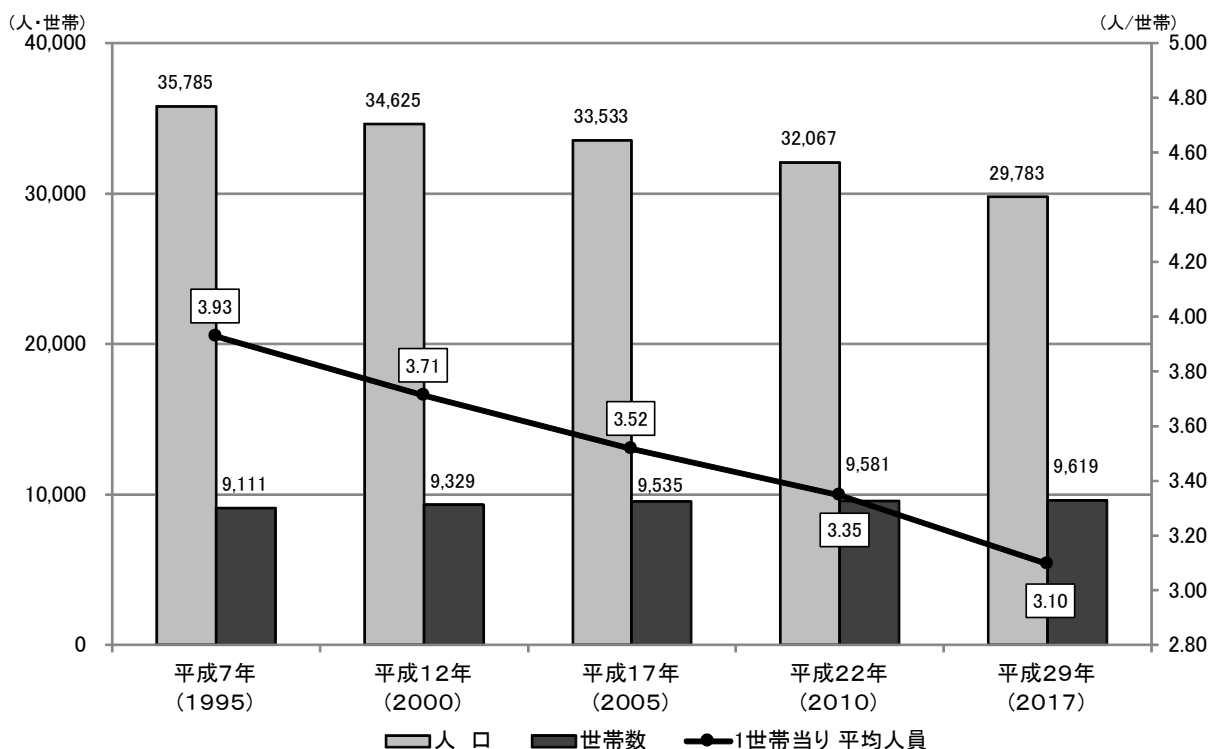
■ 計画及び関連計画の期間

第2章 小矢部市地域福祉の現状

(1) 人口・世帯数

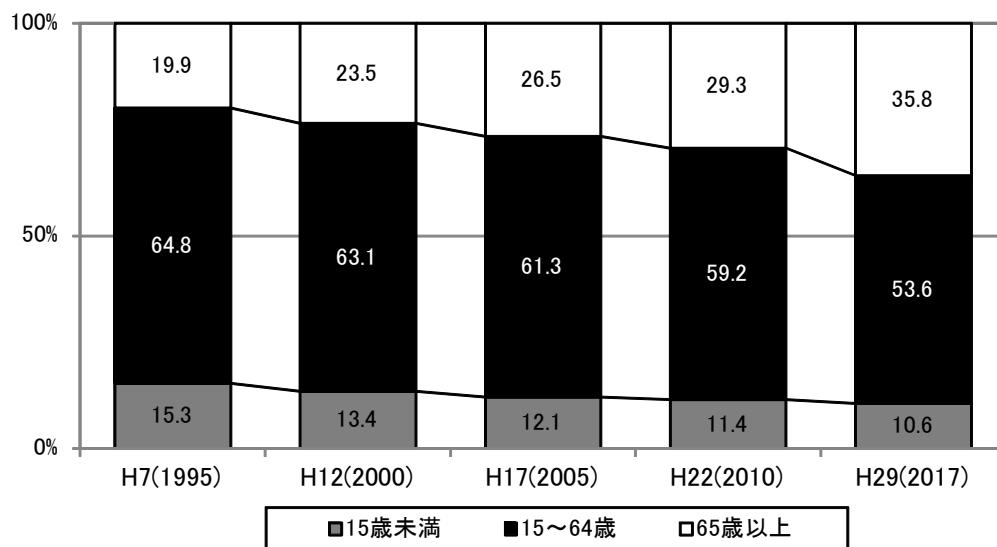
①人口及び世帯数

本市の人口は、国勢調査を基とした富山県人口移動調査の数値では平成29年10月1日時点で29,783人であり減少傾向にあります。世帯数は平成7年の9,111世帯から平成29年には9,619世帯と増加し、1世帯当たりの人員は、平成29年には3.1人/世帯となっています。



資料：国勢調査 (H7～H22)、富山県人口移動調査 (H29)

②年齢3区分別人口比率

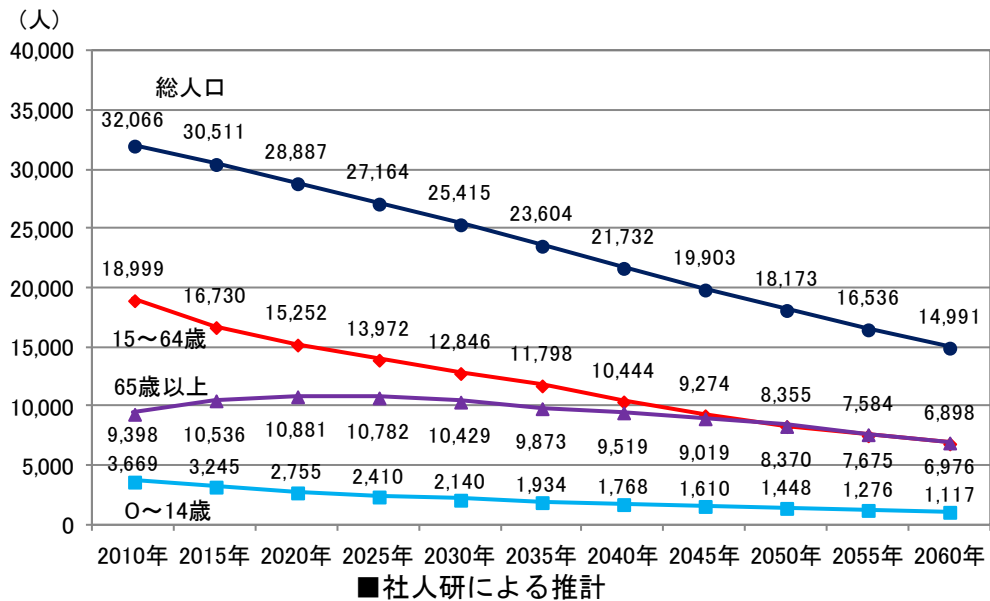


資料：国勢調査 (H7～H22)、富山県人口移動調査 (H29)

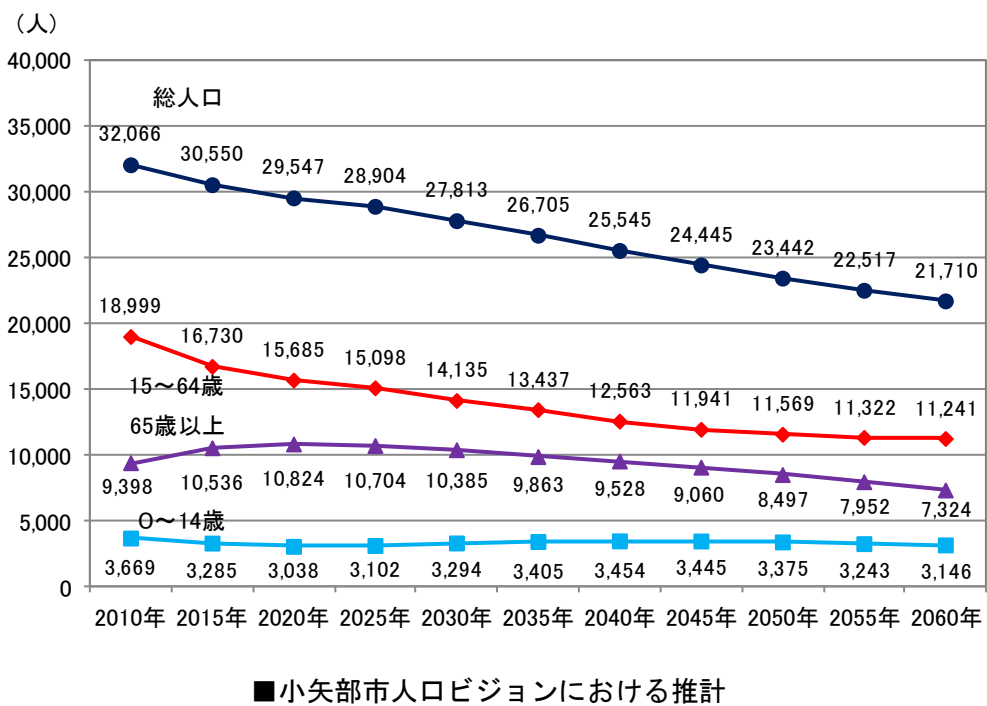
③将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計では、総人口は、平成52年（2040年）には21,732人、平成72年（2060年）には14,991人と推計されます。2010年人口と2060年の推計を比較すると、0～14歳は約70%、15～64歳においても約64%減少すると推計されます。

一方、小矢部市人口ビジョン（平成27年9月）では、アウトレットモールの開業や企業誘致などの効果による社会増、合計特殊出生率の上昇などにより2060年の目標人口を22,000人としています。



資料：小矢部市人口ビジョン（H27年9月）

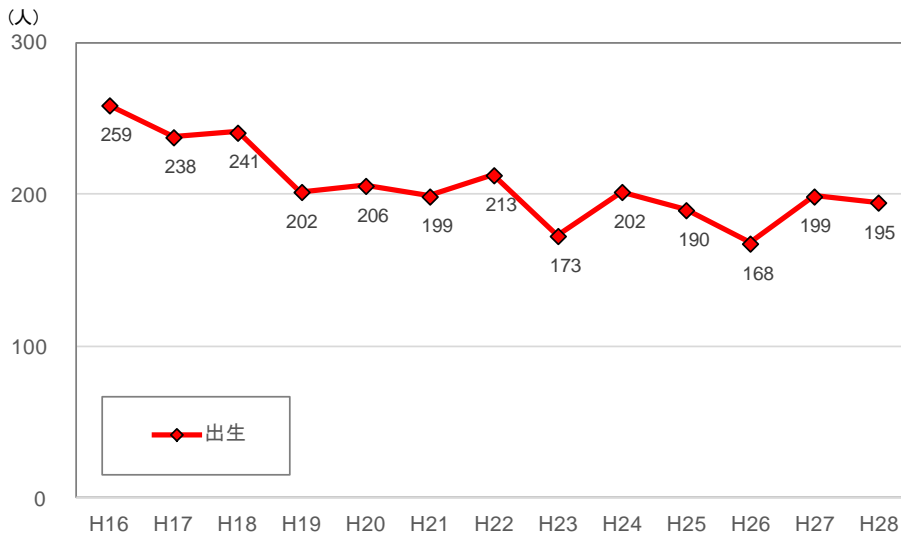


資料：小矢部市人口ビジョン（H27年9月）

(2) 子どもの現状

① 出生数の推移

出生数の推移をみると、減少傾向にあり、平成28年は195人と従前の減少傾向からやや横ばい傾向に推移しています。



資料：富山県保健統計

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成20～24年度は1.38と国や県とほぼ同水準ですが、人口を維持する水準とされている2.07を大きく下回っています。

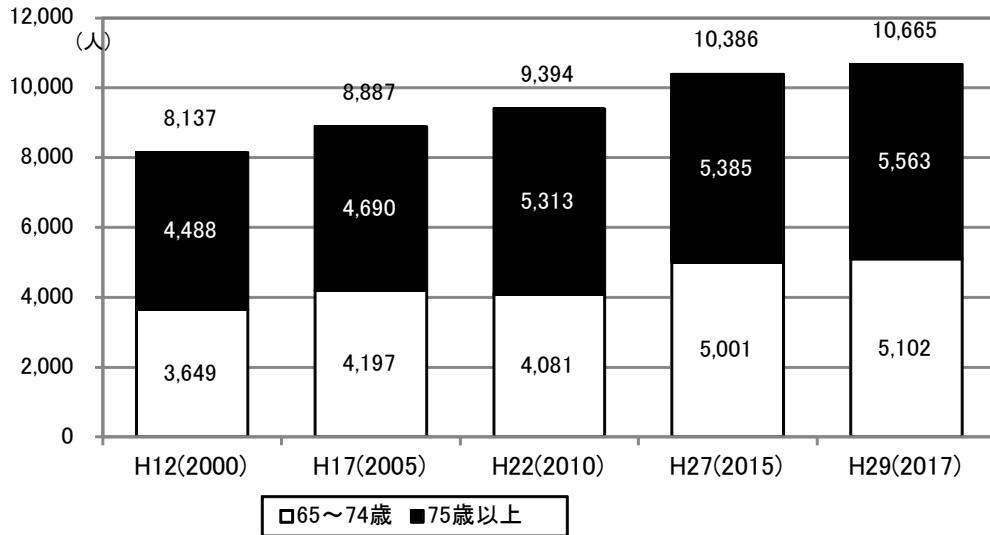
	平成10年度～ 平成14年度	平成15年度～ 平成19年度	平成20年度～ 平成24年度
小矢部市	1.39	1.40	1.38
富山県	1.42	1.35	1.39
全国	1.34	1.30	1.38

資料：人口動態統計

(3) 高齢者の現状

① 高齢者数の推移

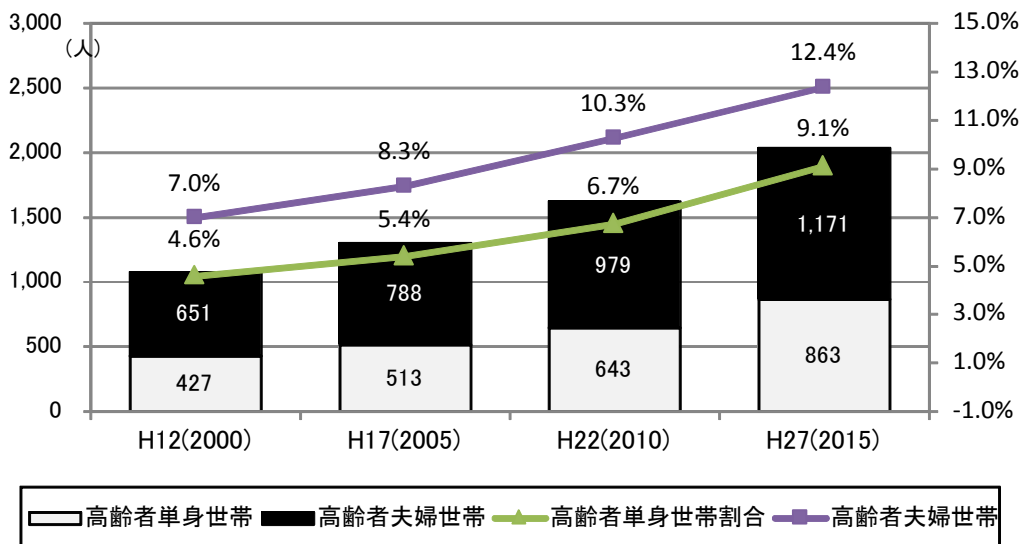
高齢者人口は増加が続いており、平成27(2015)年には1万人を超えています。特に後期高齢者となる75歳以上人口の伸びが大きくなっています。



資料：国勢調査(H12~H27)、富山県人口移動調査(H29)

② 高齢者世帯の推移

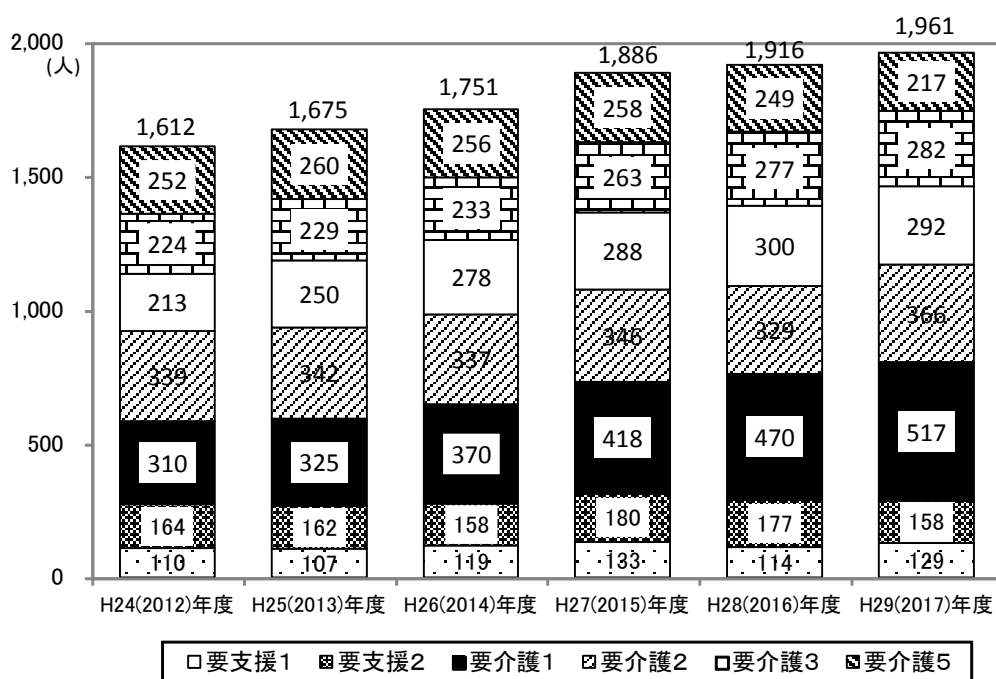
高齢者人口は増加に伴い、高齢者だけによる世帯も増加しており、平成27(2015)年には高齢者単身世帯と同夫婦世帯を合わせて21.5%と全世帯の2割を超えています。



資料：国勢調査(H12~H27)

③要介護(支援)認定者数の推移

平成29年度における要介護(支援)認定者数は1,961人となっており、漸増傾向となっています。
認定区分別に見ると「要介護1」の増加傾向が伺えます。



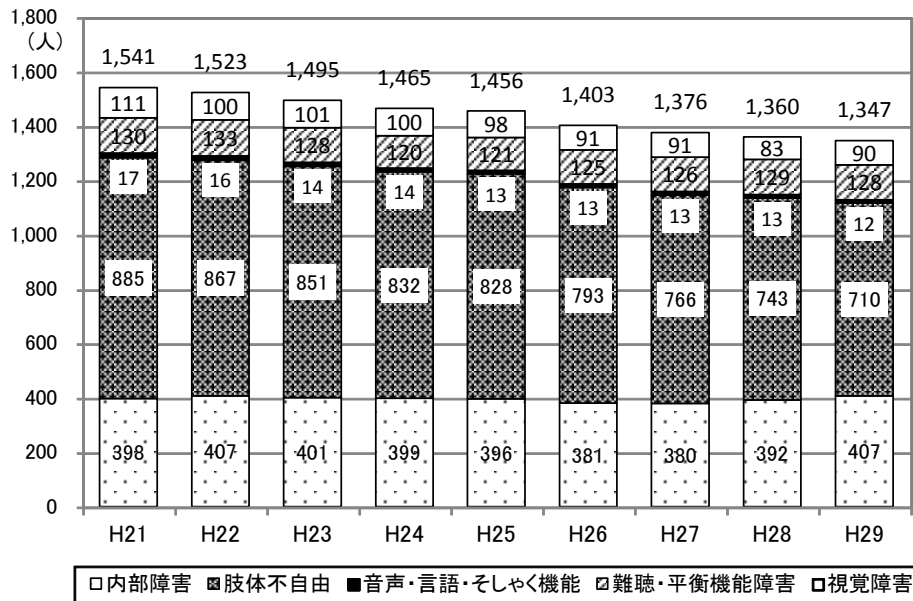
資料：小矢部市

(4) 障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者の推移

平成29年の身体障害者手帳所持者の延べ合計は平成21年より漸減しており、特に「肢体不自由」の減少が多くなっています。

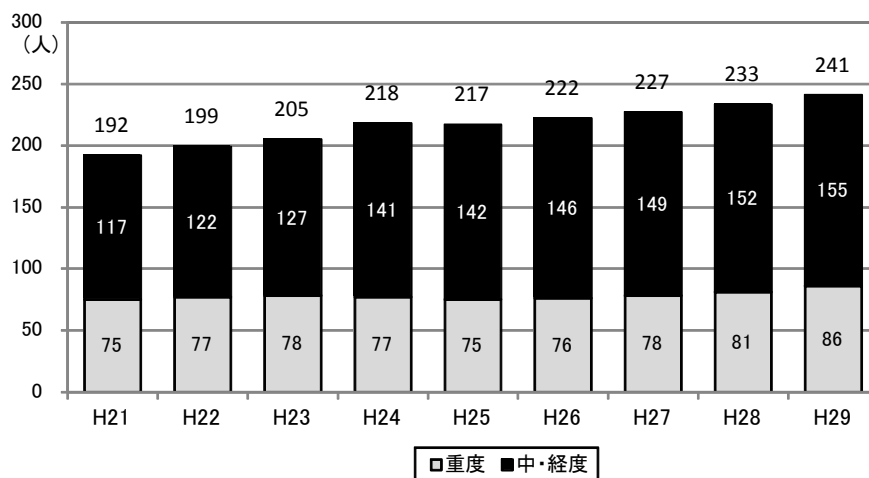
「内部障害」、「音声・言語・そしゃく機能」「難聴・平衡機能障害」については、横ばいで推移しています。



資料：小矢部市資料

② 療育手帳所持者の推移

平成29年の療育手帳所持者は241人であり、平成21年に比べ約50人増加しています。「重度」の療育手帳所持者はほぼ横ばいで推移しており、「中・軽度」が増加傾向にあります。

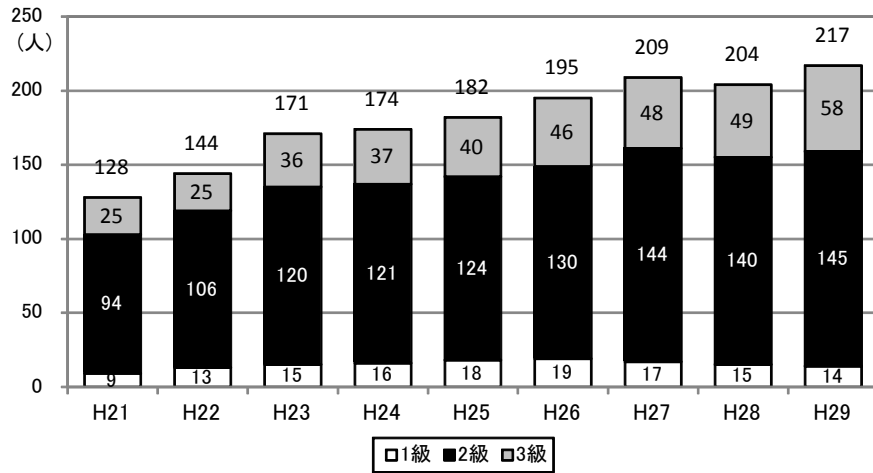


資料：小矢部市資料

③精神保健福祉手帳所持者の推移

平成29年の精神保健福祉手帳所持者は217人であり、平成21年に比べ約90人増加しています。

程度の重い「1級」は漸増から減少に転じていますが、「2級」「3級」はそれぞれ増加しており、平成29年における「3級」の手帳所持者は平成21年の2倍以上となっています。

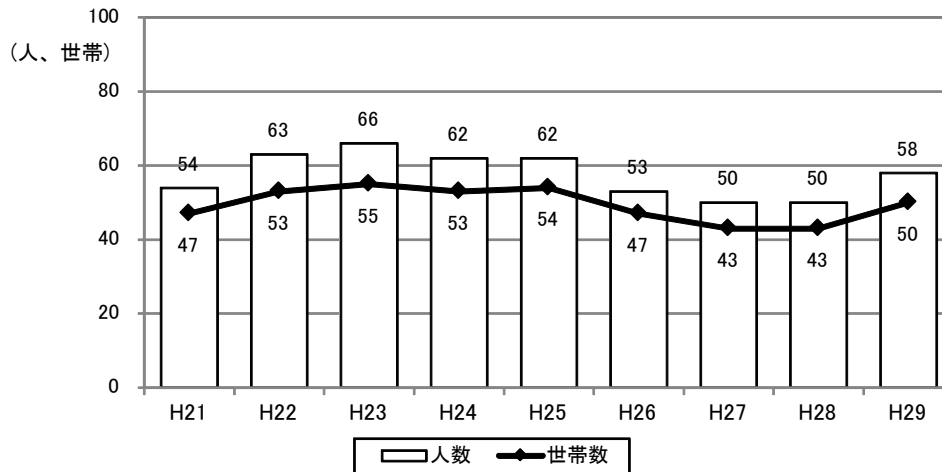


資料：小矢部市資料

(5)生活困窮者の状況

①生活保護受給者数・世帯数の推移

生活保護受給者数は平成21年より平成29年の間で60人前後を推移しています。



資料：小矢部市資料

第3章 計画の体系

(1) 基本理念

1 個人の尊厳の保持

誰もが、人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、個人の尊厳が損なわれない地域社会を目指します。

2 自立の支援

誰もが、自分の意志に基づき、自らの選択の元に自立し、いきいきとした生活を営み、自己実現ができるよう支援します。

3 共に生きる地域社会の構築

誰もが、ノーマライゼーション(※)の理念に基づき、主体的に社会に参加し、世代を超えて相互に理解・協力し合い、共に生きることのできる地域共生社会を創ることを目指します。

※ノーマライゼーション

障害がある人もない人も、児童も高齢者も、男性も女性も、すべての人がノーマル(普通)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方をいう。

4 市民参画の推進

市民一人ひとりが、自ら主体的に参画し、協働して地域福祉の推進にあたるよう、市民参画を推進します。

(2) 基本目標

この計画は第7次小矢部市総合計画に掲げる6つのまちづくり目標のうち、福祉分野の目標である「心がやすらぐ健康とあたたかな福祉で支え合うまち」の創造を目標とします。

【基本目標】

「心がやすらぐ 健康とあたたかな福祉で支え合うまち」

(3) 基本方針

基本方針1 福祉を支える人づくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、福祉を身近なものとして捉えることが大切です。

しかし、人々の暮らしや価値観が多様化し、住民同士の顔の見える環境や地域のネットワークが希薄となり、そのために周囲の世帯が抱える生活課題に気が付く機会も少なくなるなど、住民同士が互いに助け、支えあう関係が築きにくくなっています。

・本市では、地域共生社会の実現を見据えて、地域福祉を担う市民一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、地域での助け合いや支え合いを進めることができるよう、福祉のこころの醸成や、福祉教育の充実、地域福祉の担い手の発掘や育成などに取り組んでいきます。

基本方針2 みんなで支えあう地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、公的な支援の「縦割り」から、分野を超えた「丸ごと」への転換を図るため、個人や世帯の抱える複合的な課題への包括的な支援や分野をまたがる総合的な支援が求められます。

地域の福祉課題は、身近な生活課題から複合的で深刻な福祉課題まで多様化しており、行政においては、今後とも福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

・それぞれの地域における生活課題や社会資源は地域ごとに異なりますが、福祉課題に柔軟に対応するためには、地域の中で活動する様々な団体や個人、事業者が互いにその機能や役割について共通認識を持つと共に、交流を通して課題を共有し共に支えあって行くことが重要です。

・また、行政も地域や団体などと連携・協力し、その活動意欲や地域の自発性・主体性を尊重しながら、包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

基本方針3 安心して暮らせるしくみづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、一人ひとりの思いやりと地域での支え合い・助け合いが大切ですが、そのためには、すべての市民の人権が尊重され、それぞれのニーズに応じた適切な福祉サービスを提供できるとともに、公共施設・交通・住宅などといった身近な生活基盤が誰にとっても利用しやすいものであることが必要です。

誰もが気軽に外出し、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分に考慮しながら、市民にとって快適な生活基盤と仕組みを整備していきます。

(4) 計画の体系図

基本目標

基本方針

主要施策



第4章 計画の内容

(1) 福祉を支える人づくり

1) 福祉のこころの醸成と福祉教育の推進

【現況と課題】

○市民意識調査より

自由回答において、ボランティア活動を義務に思っている人がいたり、福祉を受けることを権利に思っている人がいるという声があったりするなど、福祉に対する理解が進んでいない状況も散見されます。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。」との質問に対して、5割を超える障害のある人が「ある」（「ある」または「少しある」）と回答しており、障害に対する理解を通して差別の解消を図っていく必要があります。

今後、力を入れてほしい障害福祉施策については「障害のある人についての地域の人の理解を深めるための活動（24.1%）」が「経済的な支援」、「避難誘導體制」、「一貫した支援」に次いで4番目に関心が高く、手帳の種別では、「療育手帳所持者（39.0%）、年齢では、18～29歳（51.5%）」の回答割合が高くなっています。

【施策の展開】

① 市民意識の啓発

地域福祉に対する市民の意識や理解、関心を深め、日常生活の中で福祉を意識するこころの醸成につながるよう、周知・啓発を図っていきます。

福祉理念の啓発	・行政・福祉団体などの連携によるノーマライゼーションなどの福祉理念の啓発に努めます。
ボランティア意識の啓発	・「自分自身がボランティア活動の受け手であり担い手にもなれる」ことへの意識啓発に努め、市民の社会参加とその能力の活用を図っていきます。
地域共生社会の形成に向けた意識啓発	・世代や性別、障害の有無、国籍や文化の違う人々の交流機会を提供し、共生社会などの実現に向け相互理解を深めます。 ・市内在住外国人との国際交流イベントによる交流機会の拡充や生活ガイドブックなどへの外国語表記の推進など、多文化共生を推進します。
【新規】 障害などに関わるマークの普及	・【新規】 ヘルプマークなど障害のある人などに関わるマークの普及啓発を行います。

② 福祉教育の推進

福祉のこころを醸成し、「福祉」を「日常の行為」と捉え、自ら進んで福祉活動に参加する人を育むため、子どもの頃から障害のある人や高齢者と触れ合う機会を持つことなどを通じて、正しい認識を深め、学校や地域において適切な福祉教育を進めていきます。

学校などにおける福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育や社会教育において福祉教育を推進します。・ 障害のある人などに対する正しい認識を深めるための福祉教育の充実を図ります。
ボランティア体験機会の拡充	<ul style="list-style-type: none">・ 14歳の挑戦など学校教育などで職場体験やボランティア体験の機会の拡充に努めます。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
市社会福祉協議会で行っている福祉教育出前講座の実施時間	17時間	20時間

2) 福祉を担う人づくり

【現況と課題】

○市民意識調査より

「ボランティア活動や市民活動における問題点は何だと思えますか」という質問に対して、「住民の関心が低い」が40.2%、「活動する人の確保が難しい」が38.0%、「活動の中心人材の高齢化」が28.5%となっており、福祉ニーズや地域の課題に対応する人材の発掘と育成が課題となっています。

○福祉事業所アンケート調査より

「業務量に対する職員（人手）の充足具合」に対する質問において、職員数が「充分である」との回答は、21.7%全体の約2割であり、約8割が何らかの形で不足していると答えています。こうした中、福祉のニーズも多様化しており、福祉に関する専門的な知識や技能を持つ職員のニーズは、質・量共に求められています。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「主に介助してくれる人は」の質問では、「父母、祖父母、兄弟」が60.6%を占め、次に「ホームヘルパーや施設の職員」が27.4%と、家族に次いで福祉に携わるスタッフの役割が大きくなっています。

【施策の展開】

① 福祉従事者の育成・確保

福祉従事者の資質向上と人材確保への取り組みを支援すると共に、福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取り組みに力を入れていくなど、一つひとつの事業所では限界のある人材の確保について協議・検討を進めていきます。

福祉従事者研修の充実	<ul style="list-style-type: none">・キャリアアップのための研修の情報提供を行うとともに、専門性の向上のための会議や研修などの実施や参加を促進します。・福祉専門職間の連携を図るなどし、情報交換を通して離職防止への取り組みを行います。・働き続けることができる職場となるよう、メンタルヘルスへの取り組みを働きかけます。
福祉従事者の確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒や学生に対し福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取り組みに力を入れていくとともに、一つひとつの事業所では限界のある、人材の確保について、小矢部市全体で考えられるよう、協議・検討を進めていきます。

② 幅広い分野での地域福祉活動の担い手の育成

福祉に関する教育や交流の機会を通じて福祉のまちづくりに関心を持つ人を掘り起こすと共に、実際の活動に携わる人材を育成していきます。

ボランティアリーダーの発掘・育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアリーダーの発掘・育成を支援します。中でも定年退職者などシニア世代を取り込む活動を支援します。
若年層のボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングボランティアクラブおやべや、サマーボランティアスクールの活動を支援することで、若年層のボランティア活動への興味関心を高め、若者の地域社会参加へのきっかけづくりを目指します。 ・青少年のボランティア活動など社会参加活動を充実していきます。
新たな地域福祉活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい層を巻き込む取り組みとして各種講座などを開催し、障害者などに対する理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。 ・認知症高齢者及びその家族が、住みなれた地域での生活が継続できるように、認知症への理解を深める講座を開催し、地域の中で「認知症サポーター」を養成します。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
市社会福祉協議会実施のボランティア講座受講者数	39人	45人
市社会福祉協議会実施のサマーボランティアスクールの参加人数	49人	55人

3) 社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティアの活動の促進

【現況と課題】

○市民意識調査より

「今後ボランティア活動や市民活動（非営利団体（NPOなど）に参加したいと考えていますか」との質問については、なんらかの形で参加したいとの回答が43.5%に対して、参加に消極的な意見が30.6%と積極的な意見が上回っている一方で、ボランティア活動や市民活動への参加経験に関する回答では「参加経験がない」が59.2%であり、活動の実践にはつながっていません。

また、ボランティア活動や市民活動（非営利団体（NPOなど）における問題点に関する質問では、「活動に関する住民の関心が低い」（40.2%）、「活動する人の確保が難しい」（38.0%）、「メンバーの高齢化」（28.5%）、「その他情報提供などが課題としてあげられています。

地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取り組みを進めるためには、ボランティア活動などへの活動や参加方法の周知を充実させていくほか、組織力の強化、活性化を図るための支援やマネジメント力の向上が必要になってきます。

○福祉事業所アンケート調査より

福祉事業所アンケート調査において、「小矢部市に対してどのような支援を期待するか」との質問については、「活動を市民に知らせるための広報や情報提供」「活動に対する補助金」「活動についての相談や関係者の調整などの人的支援」などがそれぞれ47.8%と、半数近くの事業所が支援を望んでいます。

様々な福祉ニーズに対応し、各種団体相互の交流とネットワークづくりのために行政の役割が期待されています。

【施策の展開】

①地域福祉活動リーダーの育成

地域福祉活動を担う役員やリーダー、専門性の高い人材の育成を図るため、各種の講座・研修会を充実していきます。

民生委員などの活動支援と人材育成	・民生委員・児童委員の活動及び民生委員児童委員協議会の事業運営に対する支援と育成・強化を図ります
講習・研修の実施支援	・地域福祉活動を担う役員やボランティアの資質の向上と新たなリーダー育成を図るための各種の講座・研修会への取り組みを支援します。 ・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員、地域相談員などへの研修を行います。

②各種福祉団体や特定非営利活動法人（NPO法人）などとの協働と支援

多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動を行う各種福祉団体やNPO法人などと協働し、福祉活動への支援を推進していきます。

地域福祉活動計画・地区福祉活動計画への支援	・地域福祉活動計画・地区福祉活動計画が円滑に推進されるよう支援します
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会への財政的支援	・市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の組織基盤を強化するため、財政的支援などを行います。
NPO法人などなどの活動支援や情報提供	・NPO法人などの活動支援や情報提供を図ります。
NPO法人設立・活動などへの支援	・NPO法人設立・活動への支援を図ります。

③ボランティア活動の普及・啓発と活動への支援

だれもがボランティアに参加でき、継続できる環境づくりやボランティア活動に関する情報の提供に努めます。

イベント開催などによるボランティア意識の醸成	・市民の福祉意識の醸成を図るため、イベントや講演会などを開催します。
ボランティア・市民活動の情報提供	・ボランティア・市民活動情報をもっと身近なものにしてもらうため、広報誌、ホームページ及びケーブルテレビなどの様々な情報媒体の活用を図ります。
福祉ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの機能強化を支援します。 ・福祉ボランティア活動やボランティア連絡協議会への支援を行います。 ・地域での福祉活動の拠点づくりへの支援を行います。 ・子育てボランティアや健康づくりボランティアなどの育成及び活動への支援などを行います。 <p>「おやべ型1%まちづくり事業」を活用してボランティア活動の支援を行います。</p>
ボランティア休暇制度導入の啓発	・企業、事業所などに対するボランティア休暇制度導入を啓発します。

④社会福祉法人、企業などの地域貢献活動の促進【新規】

社会福祉法人などの地域福祉活動が自主的かつ積極的に行われるよう、地域福祉活動に参画するための環境整備に努めると共に、その活動を支援します。

【新規】社会福祉法人などと地域住民との交流の促進	・【新規】住民と社会福祉法人などとの連携を進め、交流イベントや地域住民が広く参加できる行事の開催などを通して交流を促進します。
【新規】地域の福祉ニーズの共有や取組みの連携強化を図るための体制づくり	・【新規】地域福祉活動の担い手が各々の活動を理解し、連携を進められるよう情報交換の場の充実・強化を進めます。
【新規】企業などの地域福祉活動への参加促進	・【新規】民間企業などの地域福祉活動実践例の紹介などを通して活動への参加を促進します。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
特定非営利活動法人（NPO法人）数 (市内で設立されたNPO法人の数)	15法人	17法人
おやべ型1%まちづくり事業の採択数	84事業	84事業以上
福祉ボランティアを行っている人数 (市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数)	2,663人	2,800人

(2) みんなで支えあう地域づくり

1) とともに支えあう地域のネットワークづくり

【現況と課題】

○市民意識調査より

住民同士の支えあい、助け合いの必要性について尋ねたところ、「とても必要と思う」「ある程度は必要であると思う」を合わせると、9割近くとなる一方、隣近所との付き合いの状況をたずねたところ、「あいさつをする程度」「近所づきあいはほとんどない」が35.2%となっています。

「地域に支えられたと感じたこと」が「ある」(18.6%)と答えた方に対して、支えられた(助けられた)と感じたことを尋ねたところ、子どもや高齢者の見守り、除雪、病気やケガなどの時の対応など地域に助けられたとの具体的な声が多く挙げられている一方、「地域の人にできること(担い手)」と「地域の人に助けて欲しいこと(ニーズ)」をそれぞれ尋ねたところ、「ニーズ」が「担い手」を上回っている項目が目立ちます。

○福祉事業所アンケート調査より

「地域の機関や団体などと連携・協力を求めるにあたって、問題となることはなんですか」という質問に対しては「地域との接点や交流の機会がない」ことを課題としてあげている事業所が5割以上となっており、「事業所と地域との関わりについて今後必要と思われる取り組み」については、「事業所の取組みや行事に積極的に参加してもらうことで、福祉に対する理解、協力を深めてもらうことが重要」「障害者に対する偏見をなくし、理解を深めてもらえるように地域住民との交流をさらに進めていく必要がある。」など、相互の交流と情報の共有を通じたネットワークづくりが求められています。

【施策の展開】

①多様な交流機会の促進

年齢や性別、障害の有無に関わらず、すべての住民がお互いを理解し、つながりを強めていくため、共生型スポーツイベントなどの交流する機会の充実を図ります。

多様な交流機会の促進	・ 保育所・こども園、学校及び地域での多様な交流機会づくりを促進します。
障害者団体の活動支援及び地域社会での交流機会づくり	・ 障害者団体の活動支援及び地域社会での交流機会づくりを促進します。
【新規】スポーツや文化芸術活動を通じた交流の場づくり	・ 【新規】障害者なども参加可能な共生型スポーツの教室や大会を開催し、一緒に楽しむことで相互理解を図ります。 ・ 【新規】文化施設におけるアール・ブリュット※の作品展などの開催を支援します。

※アール・ブリュット

「生の芸術」という意味のフランス語。画家のジャン・デュビュッフェが1945年に考案したカテゴリーで、正規の美術教育を受けていない人が自発的に生み出した、既存の芸術のモードに影響を受けていない絵画や造形のこと。

②地域の支え合いの体制づくり【拡充】

すべての人が地域で安心して暮らせ、互いに自立を支え合う福祉コミュニティの推進を図るため、隣近所の関係から自治会、地区社会福祉協議会など、小さな地域における近隣住民をはじめ、様々な団体・機関との連携による福祉のネットワークを構築し、日常的な見守り、援助活動を推進します。

ケアネット活動※の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアネット活動の周知に努めます。 ・ケアネット活動への協力者の発掘と育成を促進します。
地域ネットワークの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】学校、児童施設、福祉施設、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、高齢福祉推進員（福祉推進員）等のネットワークづくりを促進します。
【新規】地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】地域住民が参画し、あらゆる世代や分野がつながることで創られる地域共生社会を推進していきます。

※ケアネット活動

1人暮らし高齢者や障害者などの地域の支援を必要とする人一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけなどの個別支援を行う活動。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
社会福祉協議会で行っているケアネットチーム数 (地域の要支援者に対し、地域住民などで構成して支援を行うチーム数)	122チーム	127チーム
ケアネット活動による支援件数 (地域の要支援者に対し、地域住民などで行う支援件数)	19,179件	20,000件

2) 包括的な総合相談・支援体制の整備

【現況と課題】

○市民意識調査より

市の福祉サービスに関する情報の入手状況について、「あまりできていない(33.8%)」「ほとんどできていない(25.3%)」と合わせて59.1%と、6割近くが情報の入手ができていないと回答しています。

また、福祉サービスを利用したことのない理由として「サービスに関する情報が入らない(11.0%)」「使い方がよくわからない(10.7%)」など、情報提供に関する課題が挙げられており、困っている市民を早期に発見し、相談から必要なサービスの提供につなげる仕組みづくりが必要です。

○福祉事業所アンケート調査より

小矢部市に対して期待する支援についての質問では、「活動の広報や情報提供(47.8%)」「活動についての相談や関係者の調整などの人的支援(47.8%)」「他の機関や地域との連携・協力体制(ネットワーク)づくりについての支援(43.5%)」となっています。

【施策の展開】

①様々な課題を持つ市民に対する相談窓口の充実

地域包括支援センターなど各機関が、それぞれの分野の専門的な相談体制を充実させると共に、他の分野の相談についても関係機関と連携し、迅速に対応します。

情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">福祉制度周知のためのパンフレットなどや、社会資源リストを作成するとともに、地域への市職員出前講座の実施、広報紙やケーブルテレビなどでの制度紹介など、福祉サービス情報について、サービスを利用する市民の立場に立った情報提供を行います。
地区社会福祉協議会などの活動支援	<ul style="list-style-type: none">普段からのつながりづくりを促進するため、地区社会福祉協議会などの活動を支援します。
専門相談機関の充実と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">総合保健福祉センターを核とした子育てや悩み事などの相談窓口の充実を図ります。障害のある人や障害のある子どもの保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、相談支援事業所における福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介助相談及び情報提供など事業を支援します。生活困窮者やひとり親家庭などの生活・教育などの相談に応じるとともに、自立のための就労支援(資格取得の援助、就業相談、ハローワークとの連携など)に取り組みます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者について地域包括支援センターを地域包括ケアの核として、在宅の要援護高齢者とその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに応じ介護保険やそれ以外の各種サービスが受けられるよう、在宅介護支援センター等と連携して情報の提供やサービス事業者との連絡調整などを行うことにより、要援護高齢者やその家族などの介護負担を軽減するなど福祉の向上を図ります。 ・虐待やドメスティックバイオレンス(DV)の防止のため、関係機関や地域と連携し、見守り・相談体制の強化を図り、虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた体制の充実を図ります。
--	---

②多機関連携による調全体制の充実

複数の福祉・生活の課題を抱えている市民に対しては、総合的な支援体制が必要となるため、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる相談体制と、複合的課題にも、分野を横断して対応できるネットワーク体制を構築します。

総合保健福祉センターの相談・コーディネート機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や福祉関係者などからの相談に応じるなど、総合保健福祉センターの相談体制の充実に努めます。
地域における障害者などを支えるネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や障害のある子ども、またその家族などが抱えるさまざまなニーズ及び地域の課題に対して、相談支援事業所及び地域の障害福祉に関する関係者・関係機関が課題の解決に向けた協議を行い、地域における障害者を支えるネットワークの充実を図ります。 ・地域子育て支援センター、障害者の相談支援事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を充実させていきます。

③病診地域連携の強化

市民がいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関と地域、支援機関などの連携強化に努めていきます。

砺波医療圏の在宅医療・介護連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・砺波医療圏の地域医療体制の再構築や、周産期医療の確保及び在宅医療の充実を目指して、病病連携、病診連携といった医療機関の機能分化、連携を図るため、砺波医療圏内の関係機関との協議を進めます。
--------------------	--

在宅療養者へのケア体制の強化	・在宅医療推進連絡会などを通して、保健・医療・福祉の連携による在宅療養者へのケア体制の強化を図ります。
要援護者の実態把握と見守り体制の強化	・在宅介護支援センターや支援機関を通して、要援護者の実態把握と見守り体制の強化を図ります。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
一般相談支援事業所相談件数	3,877件	4,100件
地域包括支援センター相談件数 (地域包括支援センター及び市内3か所の在宅介護支援センターでの相談件数)	2,564件	3,000件

3) 社会的に配慮が必要な人々を地域で支える体制づくり【拡充】

【現況と課題】

○市民意識調査より

地震や台風をはじめとする災害時の対応などについての質問では、13.0%の市民が自力(家族を含む)で避難することができないと回答しており、災害時の支援やその情報収集のあり方など体制を整えていくことが必要です。

○障害福祉サービス利用状況調査より

災害発生時の援助についての質問では、55.4%が援助が必要と回答しており、特に療育手帳所有者の79.2%、手帳の複数所有者の71.7%が、援助が必要と回答しています。

○福祉事業所調査より

困難世帯からの対応や相談状況についての質問では、「複合的な課題を抱える世帯(78.3%)」「家族介護が負担になっている世帯(73.9%)」「生活困窮にある人・世帯(60.9%)」「社会的孤立にある世帯(47.8%)」の順に相談を受けて対応している事業所が多い一方、「見聞きした」「把握していない」との回答が多かったのは、「消費者被害を受けた高齢者・障害者」の78.3%、「若年層のひきこもり」の60.9%、「社会的孤立にある世帯」の34.8%です。

また、困難世帯に対する取り組みについての質問では、「どこまでの支援をどの支援機関と協力を行っていけばよいのか」「事業所のみでは情報の収集はかなり難しくデリケートな問題も多く対応できる職員に限りがある」など、情報や資源のネットワークに対する課題を回答しています。

【施策の展開】

①生活困窮者などを支援する体制の整備【拡充】

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携して生活困窮者の自立の促進を図ります。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため関係機関との連携を図ります。

【拡充】生活困窮者に対する包括的な支援	・【拡充】生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員やハローワークなどと連携して就労・生活の支援を行います。
社会福祉協議会などとの連携協力した生活支援	・判断能力が不十分な人に対する日常生活自立支援事業の活用などによる、地域で自立した生活を送ることができるための支援を行います。 ・市社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の適正な運用により、自立支援を促進します。

<p>【新規】子どもの貧困に関する支援体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】「貧困の連鎖」の防止を目的として、子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。 ・経済的な理由による就学困難者への就学支援を行います。
-----------------------------	--

②避難行動要支援者を支援する取り組みの推進

災害時避難行動要支援者に対して、実際の災害の際に安否確認や避難行動の支援を行うことができるよう、地域や支援者らによる声かけや見守りを行うことができるような体制を整備すると共に、日常的な要支援者の現状把握や情報の共有を図るしくみをつくっていきます。

<p>避難行動要支援者の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、地区自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の避難支援関係者と情報共有します。要支援者名簿は年2回更新します。 ・災害発生時に迅速な安否確認が実施できるよう、地域の避難支援関係者との連携に努めます。 ・地域の避難支援関係者の協力を得ながら、個別支援計画の作成を進め、支援体制の強化を図ります。 ・【新規】避難行動要支援者の利用に適した、福祉避難所の確保に努めます。
<p>【新規】要配慮者参加の災害に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など）の視点に立ち、要配慮者本人の参加による避難誘導訓練などに取り組みます。

③自殺対策計画に基づく対策の推進【新規】

制度の狭間にある人や、家庭・学校・職場・地域などから孤立している人に対して、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの総合的な支援を推進していきます。

<p>【新規】自殺対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるための普及啓発を行います。 ・【新規】相談支援体制の充実など、きめ細やかなこころの健康づくりに関する施策の推進と自殺対策に理解をもつ人材（ゲートキーパー）を養成します。
--------------------	---

④ 複合的な課題を抱える人々への支援体制の構築【新規】

分野別、年齢別に縦割りであった支援を、当事者中心の「丸ごとの支援」とし、個人やその世帯の課題を把握し解決していくことができる包括的な支援体制を構築していくことを目指します。

<p>【新規】地域生活支援拠点などの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】障害者が、自身の障害の重度化、自身や家族の高齢化などに対応するため、さまざまな支援を切れ目なくサービス提供していく仕組みや、地域の事業者による機能分担のありかたなどを検討し、面的な支援を行う拠点を整備します。
<p>【新規】ひきこもり支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】総合保健福祉センターにおいて総合的な相談窓口を設置し、支援機関が連携するなどしてひきこもり対策を強化していきます。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
生活困窮者自立支援事業新規相談受付件数	22人	27人
避難行動要支援者の情報提供同意率 (避難支援等関係者への個人情報提供同意者数/避難行動要支援者名簿登録者数)	22.18%	30%
自殺死亡率(人口10万対) (人口10万人あたりの自殺死亡率)	23.6 ※H25年度～H29年度平均	16.5 ※2018年度～2022年度平均
地域生活支援拠点などの整備数	0か所	1か所

(3) 安心して暮らせるしくみづくり

1) 人権を尊重した福祉のしくみづくり

【現況と課題】

○市民意識調査より

組織・事業・制度の知名度についての質問では、障害者差別解消法（70.4%）、障害者虐待防止センター（63.7%）、日常生活自立支援制度（63.4%）、成年後見制度（42.9%）がわからないと回答しており、制度などの周知のための情報発信が必要です。

○福祉事業所調査より

施設での虐待防止対策に関する取り組みについての質問では「虐待防止に関する研修の実施や参加」が66.9%を占める一方で、「マニュアルの作成」が39.1%、「チェックリストの作成」が26.1%との回答があり、具体的な取り組みの充実が必要です。

○障害福祉サービス利用状況調査より

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」との回答が37.7%と最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.7%と合わせて6割を超えており、制度の周知と、権利擁護に関する理解や支援の体制づくりが必要です。

【施策の展開】

①権利擁護の推進

教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて、様々な機会を通じて、人権問題に対する機会と認識を深める取り組みを進めます。

人権意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・人権尊重社会の実現を目指して、家庭、職場、学校、地域社会など様々な場面で人権意識の普及啓発を図ります。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・人権問題・法律問題・行政問題に対する相談体制の充実を図ります。・女性相談員の配置など相談しやすい相談体制を整備します。・いじめや体罰などへの対応と相談支援体制の充実を図ります。
日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及に努めます。
男女共同参画プランの推進	<ul style="list-style-type: none">・男女が共に、自立して生き生きと輝きながら暮らせるまちづくりを目指すために、男女共同参画プランの推進を図ります。

【新規】 障害などを理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めると共に、事業者が適切に対応できるよう必要な相談支援を行います。
【新規】 再犯防止支援	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】 市民、警察、防犯協会及び行政が一体となる地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域における防犯意識の向上を図ることにより、再犯を防いでいきます。

②虐待防止への総合的な取り組み

児童、障害者、高齢者など弱い立場にある人々の虐待被害の防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図ると共に、福祉施設や市民に対する周知啓発を通して、虐待の未然防止や早期発見に向けた取り組みを図ります。

児童虐待などの未然防止、早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権を守るため、「小矢部市要保護児童対策協議会」などにより、児童虐待などの未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携し、共通認識のもとに児童虐待など対策の推進を図ります。
障害者に対する虐待防止と早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する家庭や施設などにおける虐待防止のため、障害者虐待防止センターを中心として早期発見・早期対応に取り組みます。
高齢者に対する虐待防止と早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する家庭や施設などにおける虐待防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

③成年後見制度の利用促進【拡充】

判断能力が十分ではない高齢者や障害のある人などの権利擁護の支援を行うため、成年後見制度が必要な人の利用につながるよう、幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

成年後見センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援体制の中心的な役割を果たす呉西地区成年後見センターを設置し、支援体制の充実を図ります。
市民後見人の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人を養成し、成年後見制度の充実へつなげます。
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度利用につながるよう、呉西地区成年後見センター等と連携をはかり、相談支援体制の強化に努めます。

普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、制度の利用が必要な人を発見し支援につなげるため、出前講座を開設するなどして制度の周知を図ります。
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・制度利用の申し立てが必要でありながら、申し立てをする親族等が不在な場合等は市長申し立てを行います。また、経済的理由から後見人報酬の負担が困難な方に報酬助成を行う等、成年後見制度利用が必要な人を支援します。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
日常生活自立支援事業利用者数	34人	40人
成年後見制度利用支援事業利用者数 (成年後見制度利用報酬の負担困難者を対象とした助成事業)	3人	5人
人権研修会の参加者数 (一般対象と市職員対象の研修会・講演会参加人数)	210人	300人

2) 多様な福祉サービスの充実

【現況と課題】

○市民意識調査より

第2次地域福祉計画の際の施策進捗状況については「高齢者・障害のある人・子育て世帯などへの支援の充実」が「大いに進んだ」と「少し進んだ」を合わせて25.7%を占めており、他の施策に比べて評価されている一方、今後の重点施策についての質問では、「高齢者福祉の充実」51.5%、「交通弱者に対する移動手段の充実」46.4%、「保健・医療施策の充実」45.2%、「行政・地域・福祉専門機関との連携による地域ネットワークの充実」が44.0%と続き、依然として住民のニーズが多様で高い傾向にあります。

○福祉事業所調査より

サービスの質の評価に関する取り組み状況についての質問では、73.9%が自己評価を行っている一方、「利用者からの評価」は56.5%、「第三者評価」は34.8%に留まっています。

その一方で、実施を検討している事業所の割合が高く、質の高い福祉サービスの提供のため今後の取り組みが求められます。

【施策の展開】

①地域生活への支援

福祉施設や医療機関での生活から自らの地域生活へ円滑に移行できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいきます。

障害福祉サービス提供基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">・自立支援給付事業や地域生活支援事業の推進など、国や県の制度の変化を見極めながら国・県と協力し、障害福祉サービス提供基盤の充実を図ります。・グループホームなどの「住まいの場」や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備支援と地域住民の理解促進に努めます。
高齢者福祉サービス提供基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域支援事業・介護予防事業の推進やサービス事業者との連携による介護サービスの充実及び介護保険施設などの在宅サービス機能の充実により、在宅サービスの充実を図ります。・高齢者の活動機会の拡充や地域の高齢者による生活支援サービスの展開、超高齢社会への総合的な体制づくり、高齢者相互の支え合い活動の促進、高齢期のライフプランづくりや健康づくりの推進などにより高齢者福祉の充実を図ります。・地域密着型サービス事業所の整備促進を図ります。・介護保険制度の周知及び効果的な利用推進と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

在宅医療・福祉サービス利用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域における訪問看護ステーションなどの充実・強化を支援します。 ・ 医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員など在宅医療を担う多職種の連携強化を図ります。
-------------------	---

②子育て支援施策の充実

保健・福祉などの関係機関が連携して、地域での子育て環境の整備、子育てと仕事の両立及び子どもの健やかな成長支援など、地域の子育て支援を拡充していきます。

多様なニーズに対応した子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの充実や放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、富山型デイサービスなどの充実により、子育てと仕事の両立を支援します。 ・ こども医療費助成制度などにより子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。 ・ 市内6か所にある子育て支援センターにおいて、子育てに不安や悩みを持っている親子に対する相談を行い、子育ての負担感の緩和などに取り組みます。 ・ 子育て支援に係る専門家や保育コンシェルジュ、子育て支援コーディネーターなどにより、家庭・地域の「子育て力」の向上に向けた取り組みを推進します。
母子保健施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子の健康を守るため、訪問型産後ケア事業、各種健診、保健サービスなどの母子保健施策の充実に努めます。
障害のある子どもの療育、保育及び教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの早期療育、保育及び教育の充実に努めます。
発達障害のある子ども及びその家族への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県発達障害者支援センターと連携し、発達障害のある子ども及びその家族への支援体制の充実に努めます。
ひとり親家庭などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭などへの経済的支援を行うと共に自立のための就労支援などに取り組みます。
青少年健全育成の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成の体制づくりと市内巡回指導やパトロールの実施、青少年育成団体相互の連携強化と非行防止活動の推進など健全な育成環境の整備に努めます。

③健康づくりと疾病予防施策の充実

長く社会との関わりを持ち続けるためには、健康でいきいきと暮らすことが重要であるため、市民一人ひとりが自らの健康管理に努めると共に家庭や地域、事業者、保健医療機関、福祉団体との連携を図りながら、健康づくりを推進します。

保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康おやべプラン21」を推進し、保健・医療・福祉の連携推進により健康管理体制の強化を図ります。 ・ライフステージに応じた生活習慣病予防や認知症予防などを目的とした健康教育・健康相談など保健事業の充実を図ります。 ・行政、医療、福祉関係、医療保険、教育関係、ボランティア団体など多様な関係者と連携を図り、健康づくり支援のための環境整備に努めます。
地域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市医師会や関係機関との連携を強化するとともに、市の中核医療機関である公立学校共済組合北陸中央病院の機能強化を促進し、地域医療体制の充実を図ります。

④利用者本位のサービスの提供

福祉サービスの利用者が人間としての尊厳を維持しながら、その人らしい生活を営むことができるよう自己決定を重視した福祉サービスの提供を推進します。

質の高い福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡充】個々の利用者のニーズに応じた柔軟な福祉サービスを提供するために事業者間の連携に努めます。 ・市と事業者との連携を深めると共に、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。 ・法令などの基準などを満たした適切なサービスが提供されるように、事業者に対して、多様化する福祉サービスの制度や仕組み、法人・施設などの運営に際し遵守すべき基準などについて周知を図ります。
個人の尊厳を尊重し、自己決定を重視した福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳を尊重し、自己決定を重視した福祉サービスの提供を推進します。
福祉サービス事業者の自己評価の取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者がサービスの自己評価に積極的に取り組むように、指導・助言などに努めます。

⑤共生型サービスなど分野横断的な福祉サービスなどの展開提供【拡充】

高齢者、障害者、子ども、子育てなどの福祉サービスを総合的に行う多機能型、高齢者と障害者が、同一の事業所でサービスを利用しやすくする共生型などの分野横断的な福祉サービス提供を促進していきます。

共生型サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山型デイサービスなどの活動を支援し、共生型サービスの促進に努めます。 ・【新規】分野横断的なサービスや多機能型サービスを周知し、利用者本位のサービス提供を推奨します。
------------	--

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
保育所・認定こども園平均利用児童数	969人	975人
施設・医療機関からの地域生活移行者数	27人	33人
特定健診受診率 (市特定健診対象者に対する受診者の割合 (受診者/対象者))	53.2%	60%
前期高齢者の要介護認定率 (前期高齢者(65歳～74歳)人口に対する要 介護の認定を受けている者の割合(要介護者/ 前期高齢者数))	3.1%	3.0%
在宅福祉サービス事業所の数(富山型)	2施設	3施設

3) 生活基盤の整備・充実

【現況と課題】

○市民意識調査より

重点を置くべき福祉施策として「交通弱者に対する移動手段の充実」が「高齢者福祉の充実」に次いで46.4%と高い値となっています。

その他地域福祉に関する自由回答では、「買い物が困難になっている人が自分の周りにも多くなってきた」「高齢者では停留所まで歩いて30分はかかる」「公共施設に障害者用トイレ、スロープを設置してほしい」などの回答がありました。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した人の勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」46.5%、「正規職員」43.8%となっています。

今後力を入れてほしい障害福祉施策については「経済的な援助の充実」と回答した割合が38.6%と最も高く、次に力を入れて欲しい施策は、50歳未満の層では「働く機会の充実」と回答しています。

【施策の展開】

① 移動手段や生活利便性の向上

高齢者や障害のある人をはじめとする全ての市民が行きたいところへ気軽に行くことができるよう、移動環境の充実を図ると共に、日常生活の利便性の向上を図っていきます。

公共交通体制の充実	・市営バスのルートや移動手段を整備すると共に、バス停や時刻表など利用者に解り易い表記に努めると共に、設備更新の機会を捉えながら低床車両の導入も検討していきます。
移動支援サービスの充実	・福祉タクシーや移動支援サービス、外出支援サービスなどの利用を促進します。
【新規】買い物弱者対策の推進	・【新規】移動販売や宅配事業に取り組む事業者への支援を行います。

② 公共施設などのバリアフリー化の推進

高齢者、障害者を含むすべての市民が住み慣れた地域で快適に暮らし続けるために、物理的な障壁（バリア）を除去すると共に、新たな障壁が生じないように、誰にとっても利用しやすいまちづくりを進めます。

バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安心して利用できる施設の整備に努めます。 ・まちなかの段差解消や、わかりにくい案内表示などの見直しなど、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。
住宅のバリアフリー化を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修に対する支援などにより、高齢者や障害者などの在宅福祉の基礎となる住宅のバリアフリー化を促進します。また、制度の普及啓発に努めます
高齢化に対応したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化などに対応した地域生活圏を維持し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

③ 就労機会の確保

高齢者や障害のある人の経済的自立、社会的自立を促進するため、本人の能力や希望、適正に応じた働き方ができるよう、雇用・就業環境の整備などを促進します。

障害のある人などの就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関・企業などの連携強化による障害のある人への就労指導、訓練機会の提供などを通じた就労の場の確保及び就労継続への支援に努めていきます。 ・障害者就労施設などからの物品等調達推進を図るため優先調達方針を作成し、優先的かつ積極的に物品やサービスの調達を実施することにより、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを促進します。
高齢者の就労機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の充実などにより臨時的・短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の提供を促進します。
【新規】就労機会の確保のための連携	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】さまざまな課題を抱える人の就労の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野との連携を目指します。

【目標とする指標】

指標	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
移動支援延べ利用回数（障害のある人）	144回	230回
外出支援延べ利用回数（高齢者） （要支援・要介護高齢者で一般交通機関利用 困難者の移送車両利用事業）	261回	300回
福祉事業所などから一般就労への移行 者数	2人	7人
生活保護受給者等就労自立促進事業支 援要請人数	0人	5人

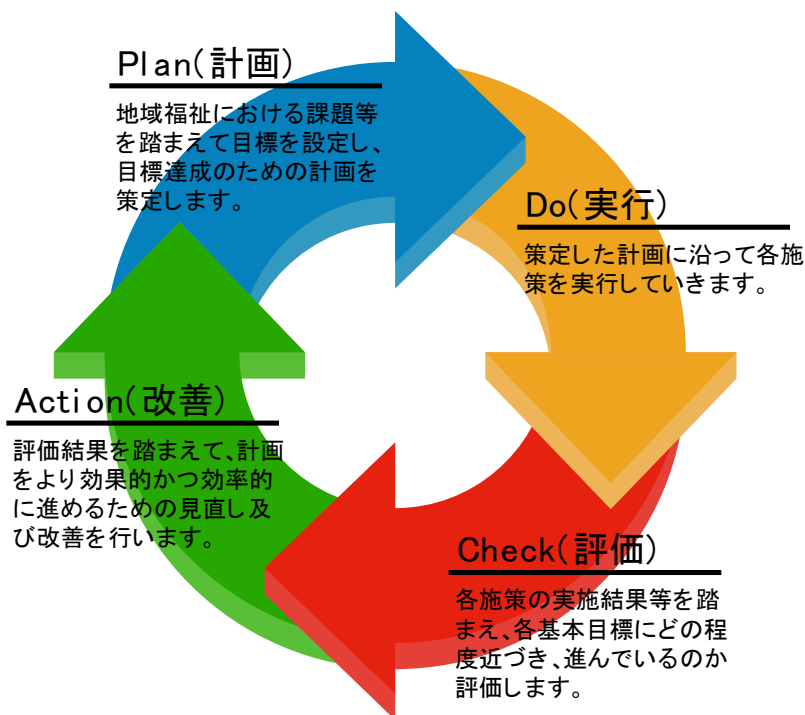
第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

小矢部市の福祉施策を効果的に実施していくために、行政、市民、地域、ボランティア、社会福祉事業者などがそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力して計画を推進します。また、福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取り組みを進めると共に、防犯、防災、教育、就労、交通、都市計画などの関係部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルによる手法を活用して進行管理を行い、小矢部市地域福祉計画策定委員会において達成状況を評価し、制度改革や国の動向も踏まえ、必要に応じて施策の改善などを行うと共に、社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しなどを行うなど弾力的な運用に努めます。



第3次小矢部市障害者福祉計画

2019年3月

小矢部市

第1章 障害者福祉計画の策定にあたって

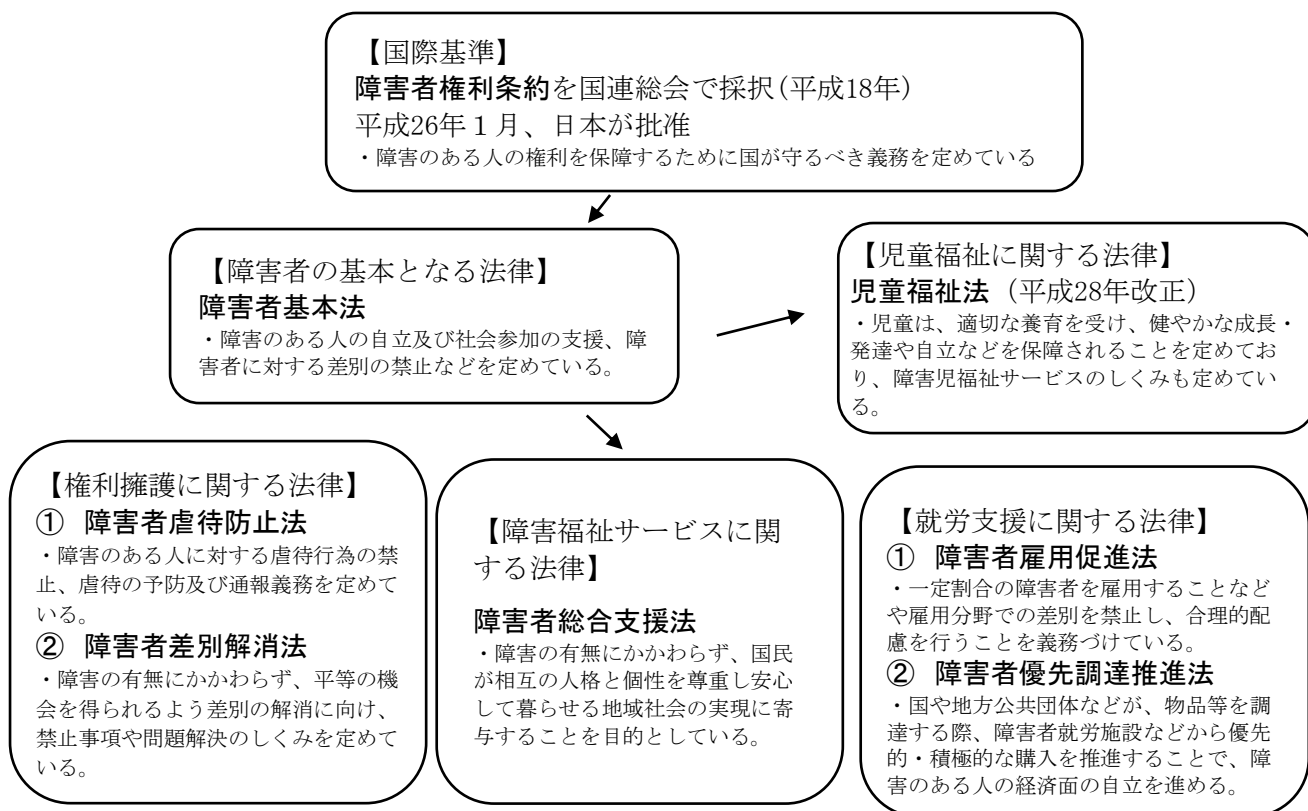
(1) 計画策定の趣旨

小矢部市では、平成16年3月に「小矢部市地域福祉計画」の中で「障害者計画」を策定し、障害者福祉施策を進めてきました。その後、「障害のある人もない人も、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域の中で共に生きる「まち」を実現します。」という基本理念のもと、平成26年3月に「第2次小矢部市障害者福祉計画」を策定しました。

この間、障害のある人を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化が進み、さらに家族介護者の高齢化もあり、支援を必要とする障害のある人は年々増加し続けています。

また、平成26年1月に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた各種の国内法の整備がなされています。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、同年中には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見利用促進法）」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正など、障害者を取り巻く多くの法整備が行われてきました。特に「児童福祉法」の改正で、新たに「障害児福祉計画」を策定することが自治体に義務づけられ、本市でも平成29年度に計画を策定しました。

「第2次小矢部市障害者福祉計画」の計画期間は平成30年度が最終年度であることから現行計画を見直し、法制度の変更や社会情勢の変化を踏まえた障害者施策の総合的な推進指針として、「第3次小矢部市障害者福祉計画」を策定するものです。

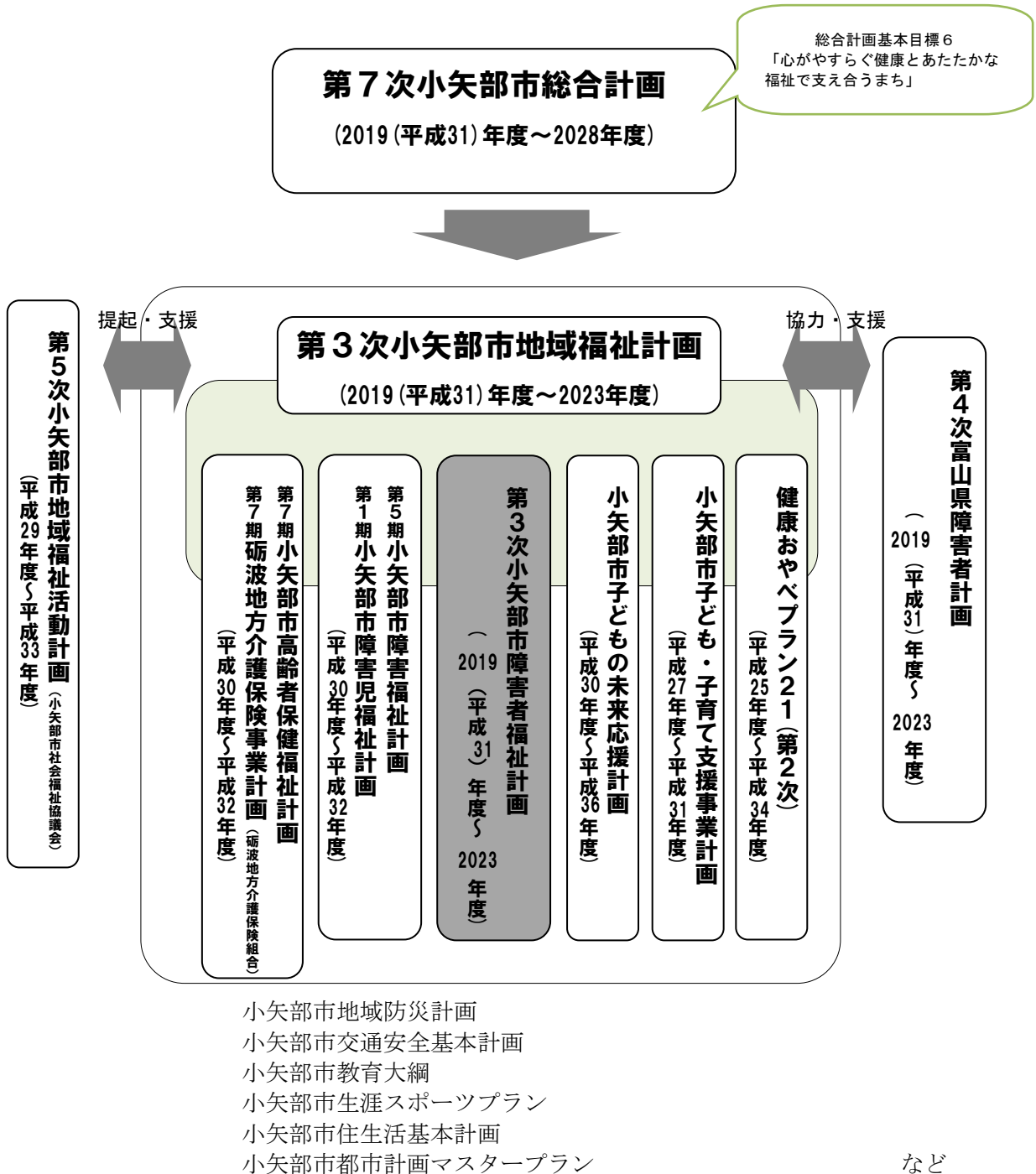


■関係法律の整備

	関係法令	概要
平成17年 (2005年)	「発達障害者支援法」の施行	・発達障害の定義づけ
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・ジョブコーチ助成金制度の創設
平成18年 (2006年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・雇用対策の強化、障害のある人の在宅就業に対する支援など
	「障害者自立支援法」の施行	・福祉サービス体系の再編
	「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の施行	・総合的なバリアフリー化の推進などの規定
平成19年 (2007年)	「改正障害者基本法」の施行	・市町村障害者計画策定の義務化
平成21年 (2009年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・中小企業が共同で障害のある人を雇用する仕組みの創設など
平成22年 (2010年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成23年 (2011年)	「改正障害者基本法」の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
	「改正障害者自立支援法」の施行	・障害者の範囲の見直しやグループホームなどの利用助成の創設など
平成24年 (2012年)	「障害者虐待防止法」の施行	・障害者の虐待の防止にかかる国などの責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	「改正障害者自立支援法」の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成25年 (2013年)	「障害者総合支援法」の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設 ・障害者の範囲の明確化
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者権利条約の批准に向けた対応など
	「障害者優先調達推進法」の施行	・障害のある人の就労施設などの受注機会の確保に必要な事項などの規定
平成26年 (2014年)	「障害者権利条約」の締結	・障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成27年 (2015年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大
平成28年 (2016年)	「障害者差別解消法」の施行	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置などの規定
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について規定
	「成年後見制度利用促進法」の施行	・成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
	「改正発達障害者支援法」の施行	・発達障害のある人に対するライフステージを通じた切れ目のない支援や家族などを含めたきめ細やかな支援の充実
平成30年 (2018年)	「改正障害者総合支援法」の施行	・障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実
	「改正児童福祉法」の施行	・障害のある児への支援の提供体制の計画的な構築の推進

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、上位計画である「第7次小矢部市総合計画」や「第3次小矢部市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、保健、福祉などの関連する他の計画、さらに国や県の各種計画との整合を図りながら、本市における障害者施策を推進する基本的な計画となるものです。



■ 小矢部市障害者福祉計画と各計画等との関係

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。なお、障害に関する法律や制度が変更されるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化した場合には、計画期間中でも見直しを行い、本計画が有用・有効であるよう努めます。

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
小矢部市 総合計画	第6次計画 H21(2009)～H30(2018)					第7次計画 2019(H31)～2028				
小矢部市 地域福祉計画	第2次計画					第3次計画				
小矢部市 障害者福祉計画	第2次計画					第3次計画				
小矢部市 障害福祉計画	第3期計画 H24～H26	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
小矢部市 障害児福祉計画	-				第1期計画			第2期計画		

■ 計画及び関連計画の期間

第2章 計画（施策）の体系

（1）基本理念

「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続ける」

障害者権利条約では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置などについて定めています。

また、障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」のため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害と障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、誰もが役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する基本的な方向を定めるものとします。

（２）施策の基本方針

「基本理念」を実現していくために、次の３つを基本方針とします。

I ともに支え合う人や地域をつくる

地域共生社会（制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）の実現に向けて、障害のある人も無い人も、お互いを認め合い、尊重し、支えあいながら暮らすことのできる地域をつくります。

そのために、障害や障害のある人に対する正しい理解のもとに障害のある人との交流を通して、障害を理由とする差別の解消や、虐待防止の取り組み、障害のある人の権利擁護に取り組みます。

II 安心して暮らせるまちをつくる

高齢者や障害のある人などの自立した日常生活及び社会生活を確保するため、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることや災害時の情報伝達や避難誘導などの支援体制の整備などにより、安全で安心して暮らせるまちをつくります。

そのために、生活を支える身近な交通網の整備充実と、年齢や障害にかかわらず誰もが安全で快適に移動できるよう、人に優しい公共交通サービスの提供に取り組みます。

また、地域との連携を通して、障害のある人の災害時の支援体制の整備や犯罪に巻き込まれないような仕組みづくりにも取り組みます。

III 自分らしく生活するしくみをつくる

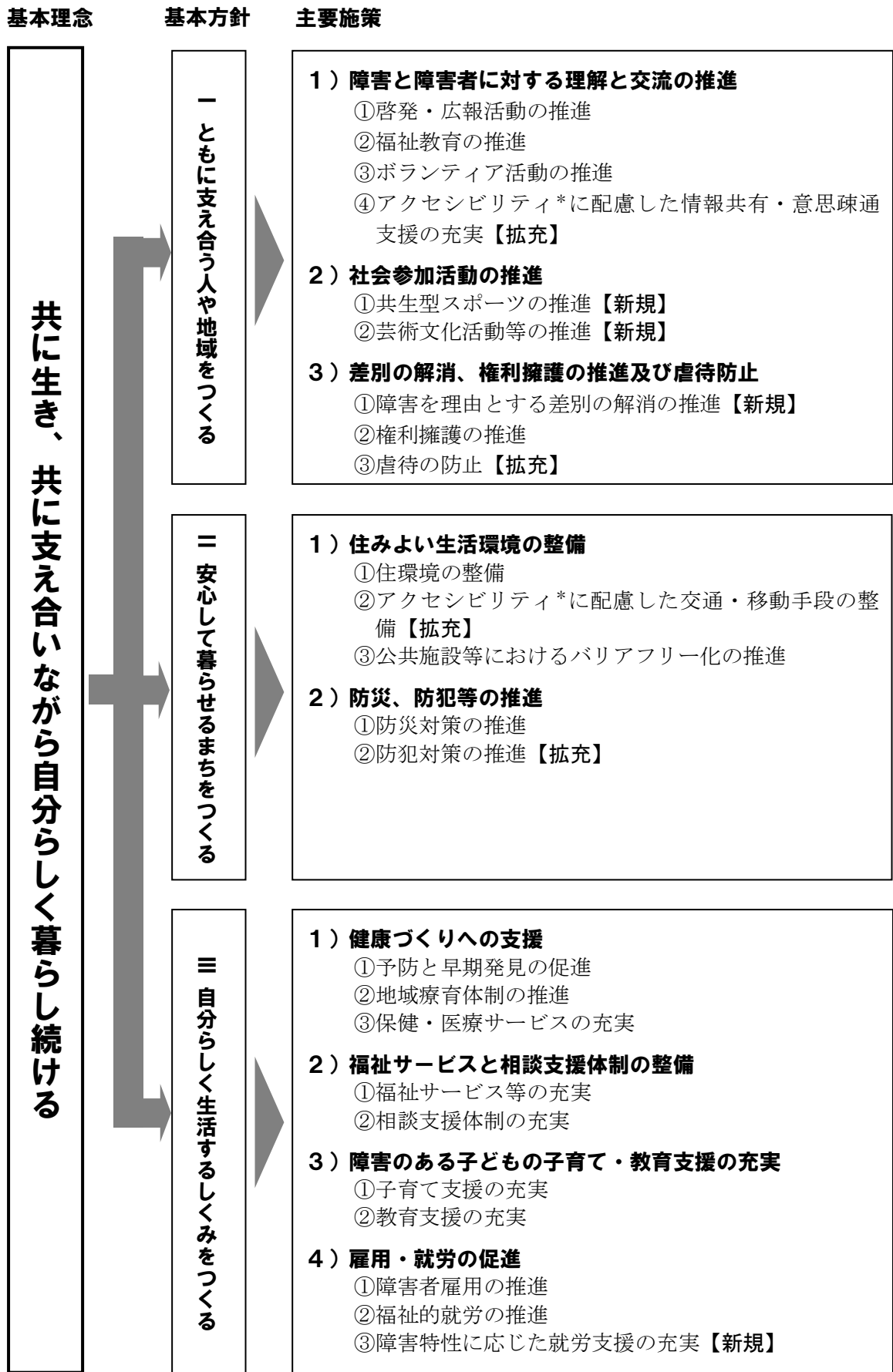
障害のある人が地域の一員として安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなしくみをつくります。

そのために、相談・支援体制の確保に努め、保健・医療・教育・雇用などの様々な分野との連携を図りながら福祉サービスを充実させると共に、地域での住まいの場の確保や日中活動の場の確保などに取り組みます。

また、一人ひとりに応じたきめ細かな教育や子育ての支援を行うことで、障害のある人の能力や可能性をのばし、自立し社会参加するために必要な力を養います。

更には、障害のある人がその能力と適正に応じて仕事ができるよう、雇用・就労の支援に取り組みます。

(3) 施策の体系



*アクセシビリティ
 近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。

第3章 施策の柱と施策の展開

(1) ともに支え合う人や地域をつくる

1) 障害と障害者に対する理解と交流の推進

【現状と課題】

○市民意識調査より

ボランティア活動の経験を尋ねたところ、「障害者を対象とした活動」には、4.8%が参加したことがあると答えています。一方で、「障害者を対象とした活動に参加してみたい」と答えた人は4.7%で、他の活動と比較すると低い値で関心が低いことが考えられます。障害や障害のある人との交流などを通して、「障害者を対象とした活動に参加してみたい」と思う人を増やすことが大切です。

福祉サービスを利用したことがない理由に「サービスに関する情報が入らない」と答えた人が11.0%います。また、自由回答の中には、「どこに何の福祉サービスがあるのか伝えてほしい」「ボランティア活動の参加応募はどこにするのか分からない」とありました。そのため、福祉サービスやボランティア活動などの普及啓発をさらに促進していく必要があります。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「福祉施策の中で今後力を入れてほしいもの」の問いに対し、全体では24.1%が「障害者についての地域の人々の理解を深めるための活動」と回答しており、手帳の種類別では、療育手帳を保持している人が39.0%、年齢別では、18歳～29歳が51.5%と高い割合を占めています。そのため、地域の人々の理解を深めるため、若い世代を中心にさまざまな活動や交流の場などを通じた取り組みを推進していくことが必要です。

【施策の展開】

① 啓発・広報活動の推進

啓発・広報活動の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none">・ 障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、広報おやべやホームページ、パンフレットなど各種媒体を通じて障害福祉に関する広報活動を推進します。・ 「障害者週間」を中心として、積極的に市民の理解の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に推進していきます。
【新規】ヘルプマークなどの理解・普及	<ul style="list-style-type: none">・ 【新規】ヘルプマークを始めとする障害のある人に関わるマークの理解・普及に努めます。
ケアネット活動などの自主的な活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉協議会が実施する啓発活動やケアネット活動を通じて、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む自主的な活動を促進します。

障害のある人やその家族の交流の支援	・福祉サービス事業所や地域活動支援センターと協働して、障害のある人やその家族の交流やピア（当事者）活動を支援します。
-------------------	--

② 福祉教育の推進

保育所・こども園、小中学校などでの取り組みの推進	・障害について正しく理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所・こども園、小中学校などでの取り組みを推進します。
社会福祉大会の開催の支援	・地域などにおける福祉教育の推進として、市社会福祉協議会が開催する市社会福祉大会の開催を支援します。

③ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの運営支援	・ボランティアセンター（事務局：市社会福祉協議会）の運営を支援します。
手話・音訳・傾聴などの講座の充実	・手話・音訳・傾聴などのボランティアの担い手を養成する各種講座並びに教員向け、シニア層の講座を充実します。
児童・生徒の活動の促進	・サマーボランティアスクールやヤングボランティアクラブおやべにより、児童・生徒を対象に障害のある人、高齢者との交流やボランティア体験活動を促進します。

④ アクセシビリティに配慮した情報共有・意思疎通支援の充実

【新規】情報のアクセシビリティの向上推進	・【新規】障害のある人が必要な情報をスムーズにアクセスすることができるよう、情報のアクセシビリティの向上を推進します。
【新規】意思疎通支援の充実	・【新規】障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援を担う人材の育成・確保、支援機器の提供などの取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。
障害者福祉施策の情報提供の充実	・障害者福祉に関する制度や施策について、障害のある人、その家族をはじめ支援者などの関係者に「障害者福祉ガイドブック」や市ホームページなどを活用して、分かりやすく情報を提供していきます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
交流活動等参加人数 (障害者地域生活支援事業における自発的活動支援事業への参加延人数)	968人	980人
市社会福祉協議会で行っている福祉教育出前講座の実施時間	17時間	20時間
福祉ボランティアを行っている人数 (市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数)	2,663人	2,800人
手話通訳者による意思疎通回数 (障害者地域生活支援事業における手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延派遣回数)	29回	35回

2) 社会参加活動の推進

【現状と課題】

○市民意識調査より

ボランティアや市民活動への参加を尋ねたところ、「文化・教養・スポーツ等生涯学習に関係した活動」に参加している人が11.7%、50歳代では20.2%が参加していると答えています。また、今後参加してみたいボランティア・市民活動は、「文化・教養・スポーツなど生涯学習に関係した活動」が18.1%で2番目に高く、特に50歳代以下の年代で高い傾向にありました。このことから、障害の有無にかかわらず参加できる社会参加活動を推進することで社会や市民の障害のある人の理解につながると考えられます。

○障害福祉サービス利用状況調査より

福祉施策の中で今後力を入れてほしいことでは、「地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり」と答えた人が9.6%いました。そのことから、さまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るため、そうした活動を支える人材の育成やスポーツ施設のバリアフリー化の推進、情報提供など、参加しやすい環境づくりが必要となっています。

【施策の展開】

① 共生型スポーツの推進

【拡充】スポーツ施設のバリアフリー化	・【拡充】スポーツ施設のバリアフリー化を図り、障害のある人が利用しやすい施設の整備を推進します。
障害のある人のスポーツへの参加の促進	・小矢部市障害者スポーツ大会の開催や富山県障害者スポーツ大会の参加について支援します。
【拡充】スポーツを通じた交流の機会づくりの推進	・【拡充】障害のある人が参加可能なニュースポーツなどの教室を開催し、障害のある人もない人も一緒に楽しむことで相互理解を図ります。 ・【拡充】障害者団体と連携し、年齢や障害の有無などにかかわらず、気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。

② 芸術文化活動等の推進

文化活動の参加の促進	・障害のある人も参加しやすい作品展などの各種文化活動の情報提供を実施し、文化活動への参加促進を図ります。
【新規】アールブリュット作品の紹介	・【新規】アールブリュット作品の紹介や取り組みを通して、障害のある人の芸術活動への理解を深めていきます。

【拡充】芸術文化・レクリエーション活動の支援	・【拡充】障害のある人や障害者団体による芸術文化・レクリエーション活動を支援します。
------------------------	--

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
社会参加活動等参加人数 (障害者地域生活支援事業における社会参加支援への参加延人数)	305人	320人

3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

【現状と課題】

○市民意識調査より

福祉に関する組織や事業の認知度を尋ねたところ、「成年後見制度」を「知らない」と答えた人は42.9%、「日常生活自立支援事業」を「知らない」と答えた人は63.4%で、それぞれの事業の普及・広報を継続して行い、地域で安心して暮らせるように権利擁護を進めていく必要があります。

また、「障害者差別解消法」を「知らない」と答えた人は、70.4%であり、障害を理由とする差別の解消に向けた法に基づく取り組みと啓蒙活動が必要です。

○障害福祉サービス利用状況調査より

成年後見制度の利用について尋ねたところ、「利用したい（今後利用を続けたい）」と思っている人が18.4%いました。一方で、成年後見制度を「利用している、したことがある」と回答した人が5.4%で、利用したい人が利用できていない状態と思われます。成年後見制度を利用したい人が利用できるような支援を行う必要があります。

「障害があることで、差別やいやな思いをする(した)ことがあるか」の質問において、5割を超える回答者が「ある」または「少しある」と回答しています。また、「誰から嫌な思いをさせられたか」については、「知らない人」（36.4%）、「学校、仕事場の人」（34.1%）、「近所の人」（23.3%）が多く回答がありました。障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、必要な相談の実施や事業者などに対し適切な対応ができるように支援を行う必要があります。

【施策の展開】

① 障害を理由とする差別の解消の推進

【新規】事業者への支援	・【新規】障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な相談・支援を行います。
小矢部市職員の理解・対応の推進	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する小矢部市職員対応要領に基づき、小矢部市職員が障害の特性などを理解するとともに、障害のある人に適切な対応を行います。

② 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会が本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行う日常生活自立支援事業の普及・広報を支援します。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。また、障害のある人などが成年後見制度を利用する際に必要に応じて、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人の報酬などの一部の補助を行います。

③ 虐待の防止

障害者虐待防止センターの対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止センターにおいて、養護者や使用者、障害者福祉施設従事者などによる虐待についての通報受付や状況確認を行い、関係機関との連携のうえ解決に向けた支援を行います。
【拡充】 障害のある子どもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 【拡充】 障害のある子どもの子育てを行う保護者に対する相談などの支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
日常生活自立支援事業利用者数 (市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を利用している人数)	34人	40人
成年後見制度利用支援事業利用者数 (障害のある人)	1人	2人

(2) 安心して暮らせるまちをつくる

1) 住みよい生活環境の整備

【現状と課題】

○市民意識調査より

今後の重点福祉施策を質問したところ、「交通弱者に対する移動手段の充実」(46.4%)が「高齢者福祉の充実」(51.5%)、に次いで回答が多く、また、自由回答の中には、「買い物、送迎などの交通手段の整備」といった要望もあり、障害のある人をはじめとする支援の必要な人が気軽に移動できるような体制整備が求められています。

また、その他の自由回答の中には、「公共施設の障害者のトイレ、スロープを設置してほしい」「公共施設で靴を脱ぐ場所に椅子を置いてほしい」などの公共施設のバリアフリー化の推進を望む声がありました。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「福祉施策で今後力を入れてほしいこと」に関する質問では、「住宅の整備・改造のための支援」と答えた回答者は12.7%で、1割以上の人が入力してほしいと回答しています。一人ひとりが安心・安全に暮らせる居住の支援が必要です。

【施策の展開】

① 住環境の整備

住宅バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">・住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金及び在宅重度障害者住宅改善費補助金により障害のある人などの住宅バリアフリー化を推進し、自立生活を支援します。・【拡充】障害のある人などが安心・安全に住むことができる居住の支援を行います。(市営住宅のバリアフリー化、リフォーム相談などの実施)
住宅改修・リフォームの資金助成などの周知	<ul style="list-style-type: none">・住宅改修・リフォームの資金助成などについて、県や市社会福祉協議会が実施している住みよい家づくり資金融資制度や生活福祉資金貸付制度などの助成制度の周知を図ります。

② アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備

公共交通体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・障害のある人が支援施設への移動手段として利用し易いよう、市営バスのルートや移動手段を整備すると共に、バス停や時刻表など利用者に分かりやすい表記に努めます。また、設備更新の機会を捉えながら低床車両の導入も検討していきます。
-----------	---

福祉サービスの充実	・ 同行援護、行動援護、移動支援事業など、安心して移動できる福祉サービスを充実していきます。
【新規】パーキングパーミット制度の周知	・ 【新規】富山県で実施するパーキングパーミット制度（障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、利用者証の交付により不適正な駐車防止を行う）を円滑に導入できるよう制度の周知などを行います。

③ 公共施設等におけるバリアフリー化の推進

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	・ 「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」及び「富山県民福祉条例」などに基づいた公共交通機関や道路、公園、公共建築物などの整備を引き続き進めることにより、障害のある人の移動や施設利用の利便性や安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
公共施設などの推進	・ 公共施設などのバリアフリー化の状況を把握していきます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
バリアフリー等助成件数 (高齢者が住みよい住宅改善支援事業と在宅重度障害者住宅改善費補助を利用した件数)	5件	12件
移動支援延べ利用回数（障害のある人） (障害のある人が移動支援事業を利用した回数)	144回	230回

2) 防災、防犯等の推進

【現状と課題】

○福祉事業所調査より

「消費被害を受けた高齢者・障害者」について、52.2%の事業所が「把握してない」と回答がしており、今後、被害の防止と救済に関する必要な情報提供などの支援が必要と思われま

○障害福祉サービス利用状況調査より

災害が発生したときに、「援助が必要」と答えた人は、55.4%となっています。また、長期の避難生活を送らなければならなくなった場合の心配な点を尋ねたところ、「医療的ケアが受けられるかどうか」（41.6%）、「食事の配慮があるかどうか」（34.6%）、「情報の収集や周りの人とのコミュニケーション」（34.0%）と回答しており、災害時、避難時、避難生活時、それぞれに配慮した体制の整備が求められています。

【施策の展開】

① 防災対策の推進

【拡充】避難行動要支援者の支援体制の確立	・【拡充】発災時に支援を必要とする避難行動要支援者を支えるため、個人情報の保護に留意しながら、地区自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の避難支援関係者と連携し情報共有に取り組みます。 ・【拡充】地域の避難支援関係者の協力のもと、個別支援計画を策定し、発災時の安否確認や避難の支援などができるよう支援体制の確立に努めます。 ・災害時に、障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動について障害のある人や支援者への普及啓発の推進に努めます。
【拡充】「小矢部市 防災・緊急メール」の周知	・【拡充】気象警報の発表や河川の増水などの情報をメールで配信する「小矢部市 防災・緊急メール」について、さまざまな機会を通じて周知し、登録の促進に努めます。
【拡充】障害のある人の視点での避難誘導訓練の実施	・【拡充】毎年実施している小矢部市総合防災訓練において、障害のある人の視点に立った避難誘導訓練などを実施します。

② 防犯対策の推進

地域見守りネットワーク活動の促進	・ 社会福祉協議会を中心とした地域見守りネットワーク活動を促進し、地域の防犯ネットワークとしても機能させます。
【拡充】 消費者トラブルの防止	・ 【拡充】 障害のある人の消費者トラブルに対して、被害の防止と被害からの救済に関する必要な情報提供を行います。
犯罪被害の防止と早期発見	・ 地域の障害者団体、福祉事業所などと連携し、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
避難行動要支援者の情報提供同意率 (避難支援等関係者への個人情報提供同意者数 /避難行動要支援者名簿登録者数)	22.18%	30.0%

(3) 自分らしく生活するしくみをつくる

1) 健康づくりへの支援

【現状と課題】

○市民意識調査より

今後の重点福祉施策を尋ねたところ、「保健・医療施策の充実」と答えた人が45.2%で、「高齢者福祉の充実」（51.5%）、「交通弱者に対する移動手段の充実」（46.4%）に次いで3番目に多く回答があります。

○福祉事業所調査より

現在、連携あるいは協力している機関などを尋ねたところ、「病院・医療機関」が95.7%となっています。今後も継続して、日頃からの医療との連携の推進を図ることが重要です。

○障害福祉サービス利用状況調査より

災害時の必要な支援を尋ねたところ、「医療的ケア」を心配する人が41.6%であったことから、平常時、障害のある人が医療サービスを受けていることが分かります。

今後、力を入れてほしい障害福祉施策を尋ねたところ、「保健医療サービスの充実」は、全体では6.3%であり、手帳の種類別では、精神障害者が10.5%、年齢別では、60歳以上が12.8%となっていました。一人ひとりの障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう保健・医療サービスの充実が必要となります。

【施策の展開】

① 予防と早期発見の促進

妊産婦健診などの充実	・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、関係機関と連携し、妊婦健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業などを実施していきます。
乳幼児健診などの充実	・乳幼児の身体状況の確認や、育児や発達についての相談の場としての4か月児健診、10か月児健康相談会～ごきげんらんど～、1歳6か月児健診、3歳児健診の充実を図ることで、障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。
子育て世代包括支援センターの設置	・保健師などの専門のスタッフが関係機関と連携しながら、妊娠期から育児まで切れ目なく妊産婦や家族の支援等に対応する「子育て世代包括支援センター」を設置します。

特定健康診査などによる疾病の予防、 早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の原因となる疾病などを予防するため、特定健康診査、健康診査事業などを実施して、早期発見・早期治療につなげていきます。 ・生活習慣の改善及び予防に向けた知識の広報・普及に向け、特定保健指導、健康教室、健康相談、訪問指導事業などを実施します。
【新規】自殺防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】自殺防止対策の推進のため、相談支援体制の充実を図ります。
障害などの理解促進や早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症や気分障害（うつ病など）などに関する理解促進や、早期治療、相談事業の啓発を進めます。 ・発達障害のある人が周囲の理解不足などにより、気分障害（うつ病など）や適応障害などの二次的障害を誘発させないよう啓発を促進します。

② 地域療育体制の推進

【拡充】療育支援体制や相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡充】保健・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、障害のある子どもや保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。
【新規】医療的ケア児等に対する支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】医療的ケア児等に対する保健、医療、福祉などの関係機関による支援体制の構築を図ります。
【拡充】地域での自立生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡充】障害のある人が、自らの意思に基づき、地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進するため、医療等関係機関との連携を推進します。
精神障害のある人の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人について、入院医療から地域生活へと移行が促されるような施策に取り組むと共に、在宅生活が継続できる支援を推進するため、医療・福祉・保健等関係機関による支援体制の構築を図ります。
「めるへん在宅あんしんネットワーク」の運営・推進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進を図るため、「めるへん在宅あんしんネットワーク」の運営・推進支援などの取り組みを実施します。

③ 保健・医療サービスの充実

医療費助成の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者などに対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。 ・ 医療費助成などにおける障害種別によるサービスの平準化を図ります。
保健、医療、福祉分野の関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が、自らの意思に基づき、地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進するため、保健、医療、福祉分野の関係機関との連携を図ります。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
特定健診受診率 (市特定健康診査対象者に対する受診者の割合 (受診者/対象者))	53.2%	60.0%

2) 福祉サービスと相談支援体制の整備

【現状と課題】

○福祉事業所調査より

事業所が「相談を受け対応している」と回答しているのは、「複合的な課題を抱える人・世帯」が78.3%と最も回答が多く、次いで「家族介護が負担になっている世帯」が73.9%であり、様々なニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援体制の強化が必要となっています。

○障害福祉サービス利用状況調査より

障害のある人の主に介助してくれる家族について尋ねたところ、家族などが「60歳以上」であるとの回答が約5割で、障害のある人や介助者・介護者の高齢化や障害のある人の重度化が懸念されます。

障害の種類別ごとの日中の過ごし方を見ると、身体障害者手帳や療育手帳を所持している人は「仕事している」との回答がそれぞれ47.7%、29.9%と最も多く、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は「仕事している(26.3%)」よりも「自宅で過ごしている(29.8%)」との回答が多くなっています。障害の特性に応じ、就労も含めた日中活動の場の整備が必要です。

【施策の展開】

① 福祉サービス等の充実

障害福祉サービスの体制整備	・障害のある人が必要とする障害福祉サービスについて、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所をはじめとした関係機関と連携を図りながら、質の高いサービスを円滑に提供できる体制整備を促進します。
地域移行の推進	・施設や病院から地域生活への移行を積極的に進めることが求められています。地域生活が可能な人については、市、相談支援事業所、サービス事業所など関係機関が連携し、自宅や共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行を促進します。
砺波地域障害者自立支援協議会での協議の推進	・砺波地域障害者自立支援協議会において、障害福祉のシステムづくりについて協議を行います。
【新規】地域生活支援拠点等の整備	・【新規】重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活を地域全体で支えるため、小矢部市・砺波市・南砺市・既存の施設・病院などが連携し、複数の事業所が機能を分担する面的な整備を行い、支援を行う仕組みを整備します。

<p>【新規】「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を小矢部市、砺波市、南砺市の圏域での構築を目指します。
--------------------------------------	---

② 相談支援体制の充実

<p>専門的かつ総合的な相談支援の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のさまざまな場面で支援が必要な人のニーズを的確に引き出すことで、必要なサービスにつないでいくため、市内、砺波圏域の相談支援事業所を中心とし、専門的かつ総合的な相談支援を促進します。 ・障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関、障害者相談員と関係機関との連携を強化していきます。
<p>サービス等利用計画の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用を希望する障害のある人に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス利用を希望する人全員にサービス利用計画の作成を行います。
<p>【新規】基幹相談支援センターの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進などについて地域の実情に応じて実施する基幹相談支援センターの設置を小矢部市、砺波市、南砺市の砺波圏域で目指します。

【目標とする指標】

<p>指標 (カッコ内は指標の説明)</p>	<p>基準値 (平成29(2017)年度)</p>	<p>目標値 2023年度</p>
<p>訪問系サービス利用者数 (訪問系の福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援)を利用した人数(年度末))</p>	<p>41人</p>	<p>48人</p>
<p>施設・医療機関などからの地域生活移行者数</p>	<p>27人</p>	<p>33人</p>

一般相談支援事業所相談件数 (市内にある一般相談支援事業所での相談延件数)	3,877件	4,100件
--	--------	--------

3) 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実

【現状と課題】

○市民意識調査より

「利用したことのある福祉サービス」についての質問では、「児童健全育成」が6.7%、「子育て支援」が5.7%との回答があり、利用したことのあるサービスの中では、3番目と4番目に多くなっています。

福祉に関する組織や事業の認知度を尋ねたところ、「子育てコーディネーター」34.9%、「母子父子自立支援員」24.4%、「ことばの教室」21.8%、「保育コンシェルジュ」17.7%が「名前・活動を知っている」「名前は知っている」と答えており、子育て支援についての組織や事業について多くの人に知られていない状態です。事業の周知をはじめ、子育て支援の充実の取り組みが必要となっています。

○障害福祉サービス利用状況調査より

障害者手帳を所持している17歳以下の生徒児童の中で、保育所・こども園・障害児通所施設、一般の小中学校・高校、特別支援学校へ通っている割合は、96.4%です。児童・生徒及びその家族が希望する保育や教育が受けられる体制を充実する必要があります。

【施策の展開】

① 子育て支援の充実

保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・軽度・中度の障害のある子どもを受け入れ、健全な社会性の成長発達を促進するため、健常児とともに集団保育を継続して実施していきます。また、保育士の加配を行うなど保育環境の充実に努めます。・保育所・こども園などにおいて、必要な支援につなぐことができるよう、情報提供や研修などの充実を図るとともに、関係機関との連携を進めていきます。
巡回相談の実施	<ul style="list-style-type: none">・保育所・こども園などと専門機関との連携を図り、巡回相談の強化を図っていきます。
障害児福祉サービスの充実支援	<ul style="list-style-type: none">・富山型デイサービス事業所などと連携し、児童発達支援をはじめとした障害福祉サービスの充実に向けて支援します。・相談支援事業所にて、障害福祉サービスを利用している障害のある子ども全員のサービス利用計画を作成していただけるように支援していきます。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・保健・福祉・教育関係機関と県発達障害者支援センターとの連携強化を促進します。

② 教育支援の充実

支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級において支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、スタディ・メイト配置など支援体制の充実に努めます。
児童・生徒の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級との相互交流や校内行事への参加による通常学級の児童・生徒との相互理解を推進します。
「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用します。
放課後等デイサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所と連携し、放課後等デイサービスの充実に向けて支援します。 ・相談支援事業所にて、放課後等デイサービス利用児童全員の個別サービス利用計画を作成していただけるように支援していきます。
放課後児童クラブの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ指導員への研修を充実し、放課後児童クラブに障害児のある子どもを受け入れる体制の強化を図っていきます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
放課後等デイサービス事業所数 (市内にある放課後等デイサービス事業所の数)	1箇所	2箇所

4) 雇用・就労の促進

【現状と課題】

○市民意識調査より

計画に関する施策の進展について「高齢者や障害者などの就労機会の充実」が「大いに進んだ」「少し進んだ」と答えた人は13.9%となっており、他の施策に比べると必ずしも高い値とはいえません。

○障害福祉サービス利用状況調査より

「福祉施策の中で今後力を入れて欲しいもの」の質問に対し、「経済的な援助の充実」が38.6%と最も多く、「働く機会の充実」が23.5%と5番目に多くなっています。

収入を得ない仕事（ボランティアなど）をしている人や施設などで過ごしている人の32.7%が「仕事したい」と回答しています。また、学校に通っている人の50.0%が「福祉的就労」を望んでおり、雇用に関する相談体制の整備や福祉的就労を推進していくことが重要となっています。

【施策の展開】

① 障害者雇用の推進

就労・雇用のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none">・社会参加や就労の意欲のある障害のある人が、それぞれの能力に応じて就労の機会を選択して自立していけるように、ハローワークなどの関係機関、関係団体と連携し、雇用・就労についてのネットワーク化を図るとともに、雇用啓発活動を推進します。・国の助成制度や社会適応訓練事業の周知を図り、障害者雇用に関する情報提供に努めます。
障害のある人の就労の啓発	<ul style="list-style-type: none">・砺波地域障害者自立支援協議会の就労支援部会にて、市、ハローワーク、商工関係団体、障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、福祉サービス事業所などがネットワークをつくり、障害者就労に関する啓発活動を始めとした取り組みを引き続き実施していきます。
特別支援学校との連携	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学校の卒業予定者が希望する進路に進むことができるよう、特別支援学校及び関係機関、本人・保護者と連携し、協議します。

② 福祉的就労の推進

ニーズに応じた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況やニーズに応じ、就労移行支援の利用をはじめ、就労継続支援などの訓練等サービスを利用できるよう事業所などと連携を図り、就業や日常生活の両面の支援を行います。
一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行に向け、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着などの就労支援活動を行っている就労移行、定着支援事業所や相談支援事業所と連携することにより、就労を希望している障害のある人が一般就労につながるよう支援していきます。
物品等調達推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設などからの物品等調達推進を図るため優先調達方針を作成し、優先的かつ積極的に物品調達を実施することにより、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを推進します。

③ 障害特性に応じた就労支援の充実

<p>【新規】 障害特性に応じた就労支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【新規】 砺波障害者就業・生活支援センターや富山県発達障害者相談支援センター、難病相談・支援センター、厚生センターなどと連携し、それぞれの障害特性に応じた就労支援を実施します。 ・ 【拡充】 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など障害特性に応じた就労支援を実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関などとの連携を図ります。
<p>【新規】 ニーズに対応した就労支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【新規】 障害手帳の有無を問わず、さまざまなニーズに対応した就労支援体制を整備していきます。

【目標とする指標】

指標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 (平成29(2017)年度)	目標値 2023年度
福祉事業所などから一般就労への移行者数	2人	7人
就労継続支援A型利用者数	31人	43人
就労継続支援B型利用者数	60人	73人

第4章 計画の推進について

(1) 推進体制

1) 施策の進捗確認

本計画の推進について、必要な調査や進捗確認・評価、審議を行うため、小矢部市福祉計画策定委員会で本計画の進捗状況を確認し、障害福祉施策に反映していきます。

2) 専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開していくためには、砺波地域障害者自立支援協議会での協議をはじめ、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、社会福祉協議会、一般市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体などと相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障害のある人や家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させることに努めるとともに、障害のある人などと行政が連携して各種障害者施策を推進していく体制づくりに努めます。

3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。今後の制度改正などを踏まえ、国や県と連携して本計画を推進するとともに、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

4) 市民参加による計画の推進

本計画の推進には、市民に広く理解と協力を求め、各種団体、ボランティア、NPO（特定非営利活動）法人など多くの市民参加が必要です。

市民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる人が連携して、地域の特性を生かした福祉の輪を広げることにより、計画を推進します。

(2) 計画を推進するための各々の役割

1) 市民の役割

障害者施策は、幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要です。障害のある人やその家族が当たり前のように生活できるよう、誰もがつながり、支えあう共生社会の実現に向けて、障害の特性や配慮に関する正しい理解と認識を深めることが望まれます。

2) 障害者団体等関係機関、障害のある人の役割

障害者団体等関係機関は、障害福祉に対する取り組みについて、市民や学校、地域団体などとの連携を進め、障害のある人が地域で孤立することのないよう交流などの機会を充実していくことが必要です。

また、障害のある人自身は、本人が持っている能力を活用しながら、自立した生活を地域で営めるよう関わりを深めていくとともに、地域社会の構成員として、自主的、主体的に地域での活動への参加などを行うことが必要です。

3) 行政の役割

本計画は、障害のある人もない人も、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指す総合的な計画です。施策・事業の実施にあたっては、障害のある人とその家族のニーズを的確に把握し、重点的に取り組むべき施策を決定し、実現に向けて施策・事業の確実な実施に努めるとともに、障害のある人のニーズに十分応えられるような協力体制を築いていきます。

また、障害のある人の保健・医療・福祉施策の充実を図るために、関係各課との連携強化を図り、教育・就労・住宅・生活環境など、総合的な取り組みを推進します。

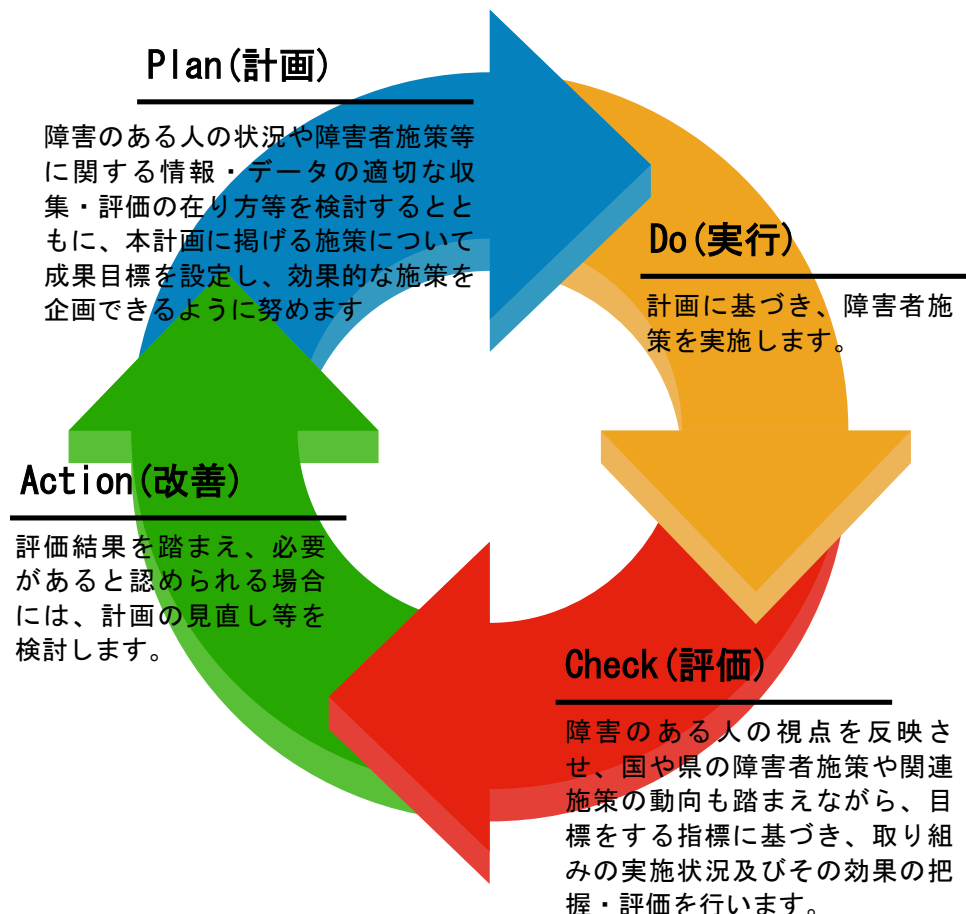
さらに、障害者総合支援法などについて周知を図るとともに、障害のある人が自らサービスの選択・決定ができるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

(3) 計画の進行管理と評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などのさまざまな分野にわたっており、庁内関係部局、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的に推進します。

また、障害のある人やその家族のニーズに適応した施策を効率的、効果的に実施し、社会情勢や国の障害者施策の動向、障害のある人の意識やニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

このため、障害者施策のPDCAサイクルを活用し、実行、見直しを行います。



参考資料

小矢部市福祉計画策定委員会委員名簿

任期:H30.6.28~H32.6.27

役職	氏名	所属団体	区分	備考
委員長	日光久悦	小矢部市社会福祉協議会 会長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者	
副委員長	新明壽夫	小矢部市民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者	
委員	井上 徹	小矢部市医師会 会長	学識経験者	
	高田 勇	小矢部市自治会連合会 副会長	学識経験者	
	宮崎 三保子	小矢部市連合婦人会 副会長	学識経験者	
	引網 純一	富山県砺波厚生センター小矢部支所 支所長	関係行政機関の職員	
	山元 裕之	砺波公共職業安定所小矢部出張所 所長	関係行政機関の職員	
	加藤 節夫	小矢部市長寿会連合会 会長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者	
	高田 洋信	小矢部市身体障害者協会 副会長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者	
	中川 美也子	小矢部市ボランティア協議会 会長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者	
	辻 信明	小矢部市手をつなぐ育成会 会長	障害者の家族又は家族会会員	
	田中 良久	メルヘン家族会 副会長	障害者の家族又は家族会会員	
	舟本 勇	(社福)小矢部福祉会 ほっとはうす千羽 施設長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者	
	宮西 聡	(社福)溪明会 溪明園 施設長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者	
	谷敷 秀次	(社福)黎明の郷 地域活動支援センターひまわり 施設長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者	
	高田 伊智子	NPO法人 わくわく小矢部 副理事長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者	H30.6.28~H32.9.20
	松岡 和子	NPO法人 わくわく小矢部 理事長	社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者	H10.9.21~H32.6.27
加藤 邦子	公募委員	公募委員		
中西 順子	公募委員	公募委員		

○小矢部市福祉計画策定委員会規則

平成29年7月24日規則第24号

小矢部市福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。）第3条の規定に基づき、小矢部市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 障害者の家族又は家族会会員
- (6) 公募による者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 策定委員会は、所掌事務を遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置し、当該各号に掲げる計画を策定する。

(1) 小矢部市地域福祉計画策定委員会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画

(2) 小矢部市障害者福祉計画策定委員会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画

(3) 小矢部市障害福祉計画策定委員会 障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(4) 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画

2 策定委員会は、専門部会の議決をもって策定委員会の議決とすることができる。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課及び社会福祉課において行う。ただし、次の各号に掲げる庶務は、当該各号に掲げる課において行う。

(1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる専門部会の庶務 社会福祉課

(2) 第6条第1項第4号に掲げる専門部会の庶務 健康福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

策定経緯

開催日時等	協議事項等
平成30年6月28日	第1回福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱について ・委員長、副委員長の選出について ・協議事項 ① 第3次地域福祉計画等の策定の概要について ② 第2次地域福祉計画等の評価について ③ アンケート調査票について
平成30年7月下旬 ～平成30年8月中旬	市民ニーズアンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 市内に在住する18歳以上の男女1,500名 (無作為抽出) ・回収率 52.4% (786人)
平成30年8月中旬 ～平成30年8月下旬	団体アンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 市内の副事業所35箇所 ・回収率 65.7% (23事業所)
平成30年11月1日	第2回福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱について ・協議事項 ① 小矢部市地域福祉の現状について ② 住民・団体アンケート(結果)について ③ 計画の素案(計画骨子)及び計画の体系について
平成31年1月28日	第3回福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 ① 地域福祉計画(素案)について ② 障害者福祉計画(素案)について
平成31年2月6日 ～平成31年2月20日	パブリックコメントの実施
平成31年2月27日	第4回福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 ① パブリックコメントの結果について ② 第3次小矢部市地域福祉計画案及び第3次小矢部市障害者福祉計画案について
平成31年3月6日	計画案を小矢部市福祉計画策定委員会から市長へ報告

第3次小矢部市地域福祉計画策定に関するアンケート調査

I 市民ニーズアンケート調査

1. 調査の目的及び概要

① 調査目的

- ・ 地域における福祉等に関する市民のニーズや意識を把握し計画策定の基礎資料とするもの。

② 調査対象

- ・ 小矢部市に在住する18歳以上の男女1500名(無作為抽出)

③ 調査期間

平成30年7月下旬～平成30年8月中旬

④ 調査方法

- ・ 郵送調査票を配布し、返信用封筒により回収

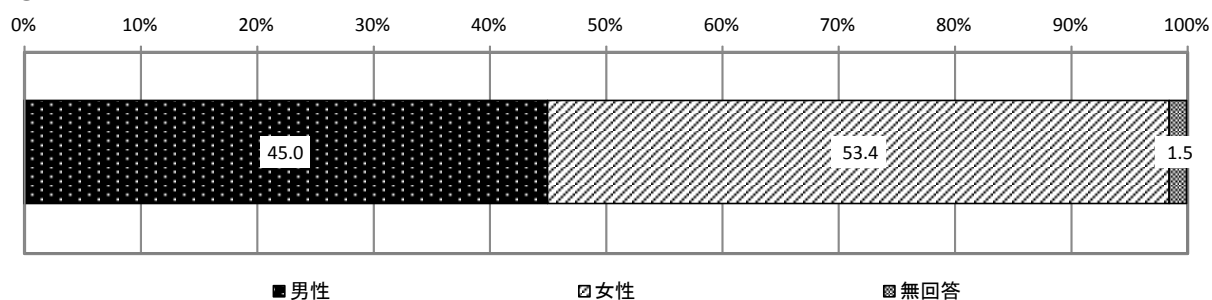
⑤ 配布枚数および有効回答

配布枚数	有効回答数	回答率
1,500	786	52.4%

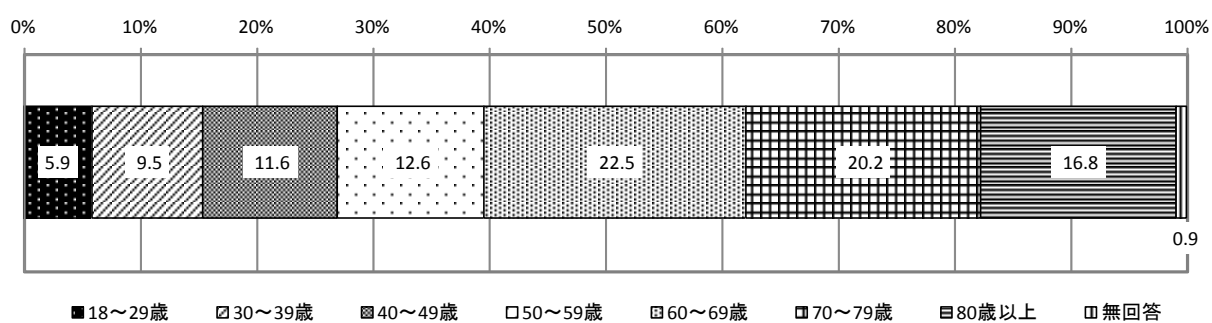
2. 調査結果

(1) 調査対象の属性

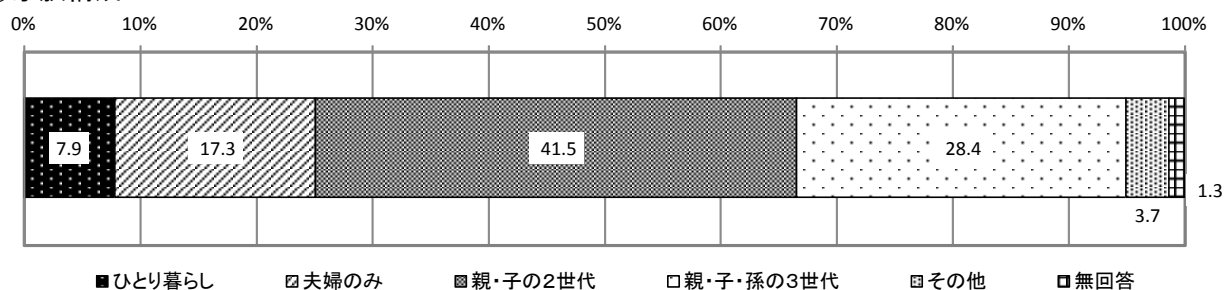
①性別



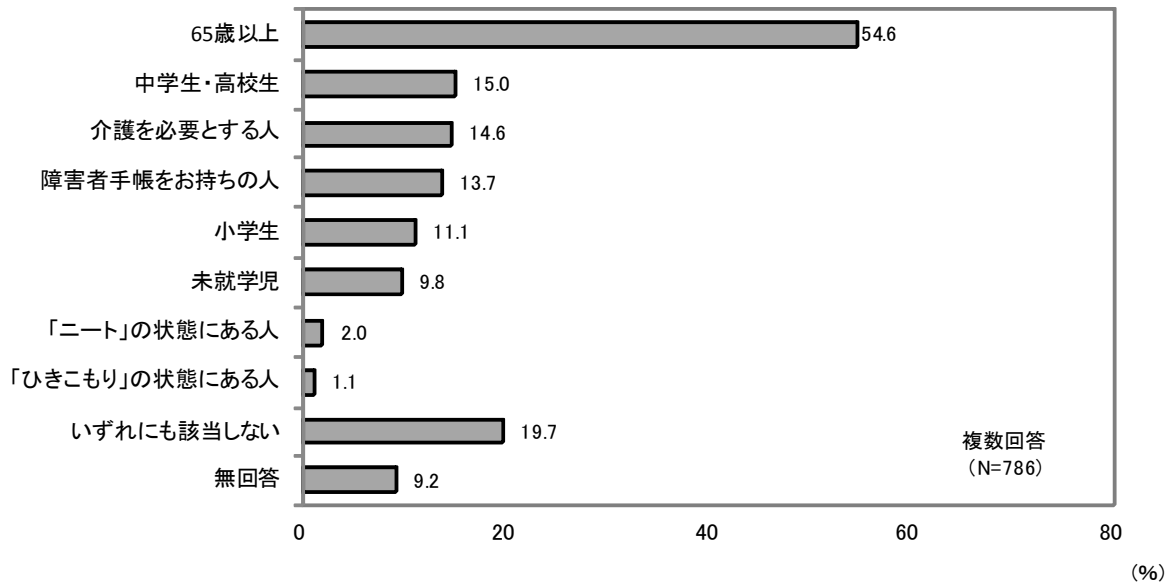
②年齢



③家族構成



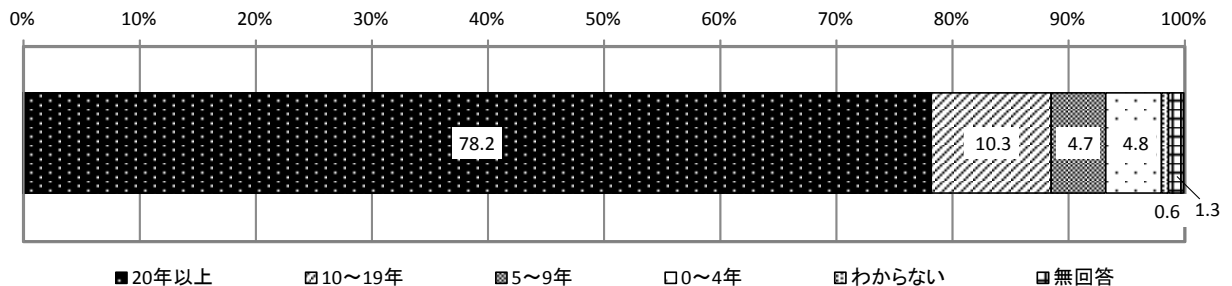
④同居人の属性



⑤居住地

項目	件数	%
石動	170	21.6
南谷	26	3.3
埴生	107	13.6
松沢	76	9.7
正得	35	4.5
荒川	54	6.9
宮島	16	2.0
北蟹谷	32	4.1
若林	26	3.3
津沢	68	8.7
水島	57	7.3
藪波	53	6.7
東蟹谷	29	3.7
南部	8	1.0
無回答	29	3.7
合計	786	100

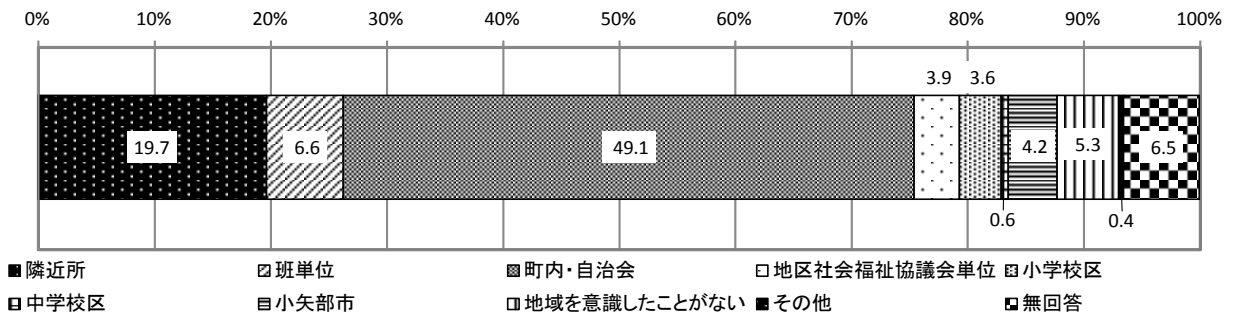
⑥居住期間



(2) 地域との関わりについて

問7. 「地域で支え合う・助け合う」ということを意識したとき、あなたが考える「地域」のイメージについて選んでください（あてはまるもの1つに○）

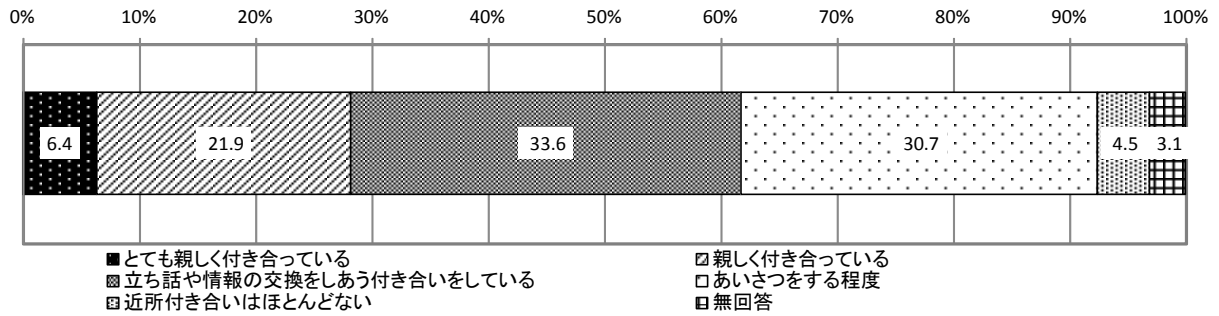
- ・「町内会・自治会」が49.1%と半数程度、「隣近所」が19.7%、「班単位」の6.6%と加えると3/4程度となります。



	合計	隣近所	班単位	町内・自治会	協議会単位	地区社会福祉	小学校区	中学校区	小矢部市	た地こをが意識し	地域を意識し	その他	無回答
全体	786	19.7	6.6	49.1	3.9	3.6	0.6	4.2	5.3	0.4	6.5		
男性	354	15.8	6.5	56.8	3.1	3.1	0.3	2.8	5.1	-	6.5		
女性	420	22.4	6.9	43.3	4.5	4.0	1.0	5.5	5.7	0.5	6.2		
18～29歳	46	10.9	2.2	50.0	2.2	6.5	2.2	6.5	15.2	-	4.3		
30～39歳	75	13.3	2.7	56.0	1.3	9.3	-	5.3	8.0	-	4.0		
40～49歳	91	16.5	2.2	52.7	-	6.6	2.2	9.9	6.6	-	3.3		
50～59歳	99	10.1	6.1	52.5	5.1	5.1	2.0	5.1	7.1	1.0	6.1		
60～69歳	177	18.6	9.6	55.4	4.5	2.3	-	3.4	3.4	-	2.8		
70～79歳	159	24.5	10.1	44.7	5.7	1.3	-	1.9	1.9	-	10.1		
80歳以上	132	31.8	6.1	37.9	4.5	0.8	-	2.3	5.3	0.8	10.6		

問8. あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか（あてはまるもの1つに○）

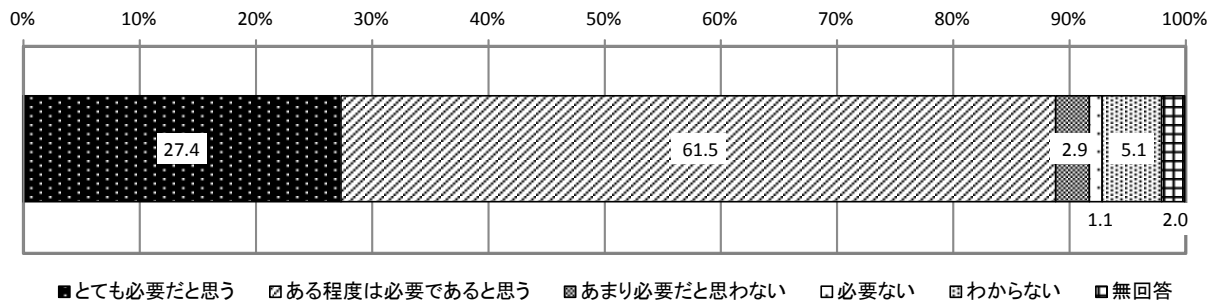
- ・隣近所との付き合いの状況をたずねたところ、「とても親しく付き合っている」「親しく付き合っている」を合わせると約3割、「立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている」を加えると6割を超え、「近所づきあいはほとんどない」は4.5%に留まっています。



	合計	とても親しく付き合っている	親しく付き合っている	立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている	あいさつをする程度	近所づきあいはほとんどない	無回答
全体	786	6.4	21.9	33.6	30.7	4.5	3.1
男性	354	8.2	24.6	29.9	27.1	6.2	4.0
女性	420	4.8	19.5	36.7	34.0	3.1	1.9
18～29歳	46	4.3	2.2	15.2	65.2	13.0	-
30～39歳	75	6.7	9.3	18.7	54.7	10.7	-
40～49歳	91	3.3	12.1	31.9	41.8	8.8	2.2
50～59歳	99	5.1	14.1	45.5	30.3	3.0	2.0
60～69歳	177	4.5	26.0	39.0	27.7	2.3	0.6
70～79歳	159	5.0	34.0	41.5	15.1	1.3	3.1
80歳以上	132	13.6	28.8	25.0	20.5	3.0	9.1

問9. あなたは、様々な福祉分野での課題（独居高齢者の増加、障害のある人への支援、子育て、健康づくりなど）に対し、住民同士の支え合い・助け合いが必要だと思いますか（あてはまるもの1つに○）

- ・住民同士の支えあい、助け合いの必要性について尋ねたところ、「とても必要と思う」「ある程度は必要であると思う」を合わせると、9割近くとなり、大部分の市民は住民同士の支え合いが何らかの形で必要であると考えていると思われます。



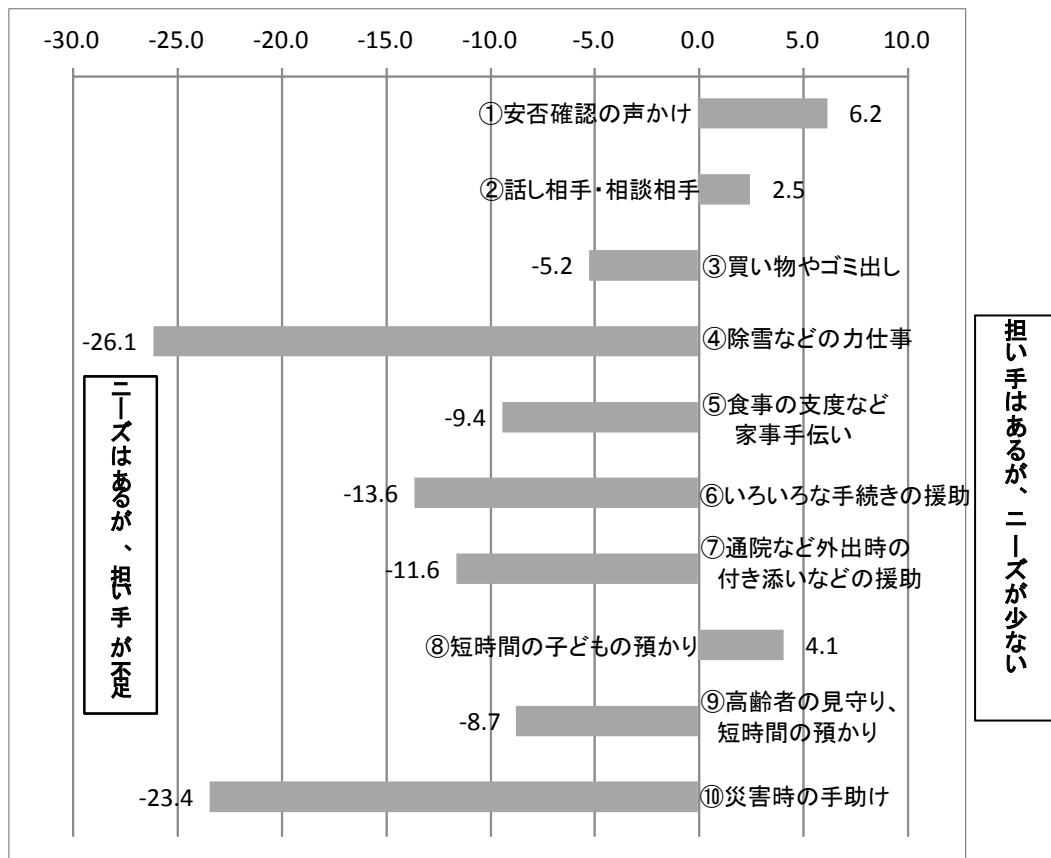
■とても必要だと思う □ある程度は必要であると思う □あまり必要だと思わない □必要ない □わからない □無回答

	合計	とても必要だと思う	ある程度は必要であると思う	あまり必要だと思わない	必要ない	わからない	無回答
全体	786	27.4	61.5	2.9	1.1	5.1	2.0
男性	354	27.1	59.3	3.4	2.0	5.6	2.5
女性	420	26.9	64.0	2.6	0.5	4.8	1.2
18～29歳	46	21.7	65.2	6.5	2.2	4.3	-
30～39歳	75	21.3	64.0	2.7	2.7	9.3	-
40～49歳	91	18.7	69.2	2.2	1.1	6.6	2.2
50～59歳	99	23.2	69.7	3.0	-	3.0	1.0
60～69歳	177	29.4	63.3	2.8	1.1	2.3	1.1
70～79歳	159	27.7	63.5	1.9	-	5.0	1.9
80歳以上	132	38.6	43.2	3.8	2.3	7.6	4.5

問 10-1. 地域に高齢者や障害を持つ人の介助・介護・子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたができることは何ですか。(①～⑩で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

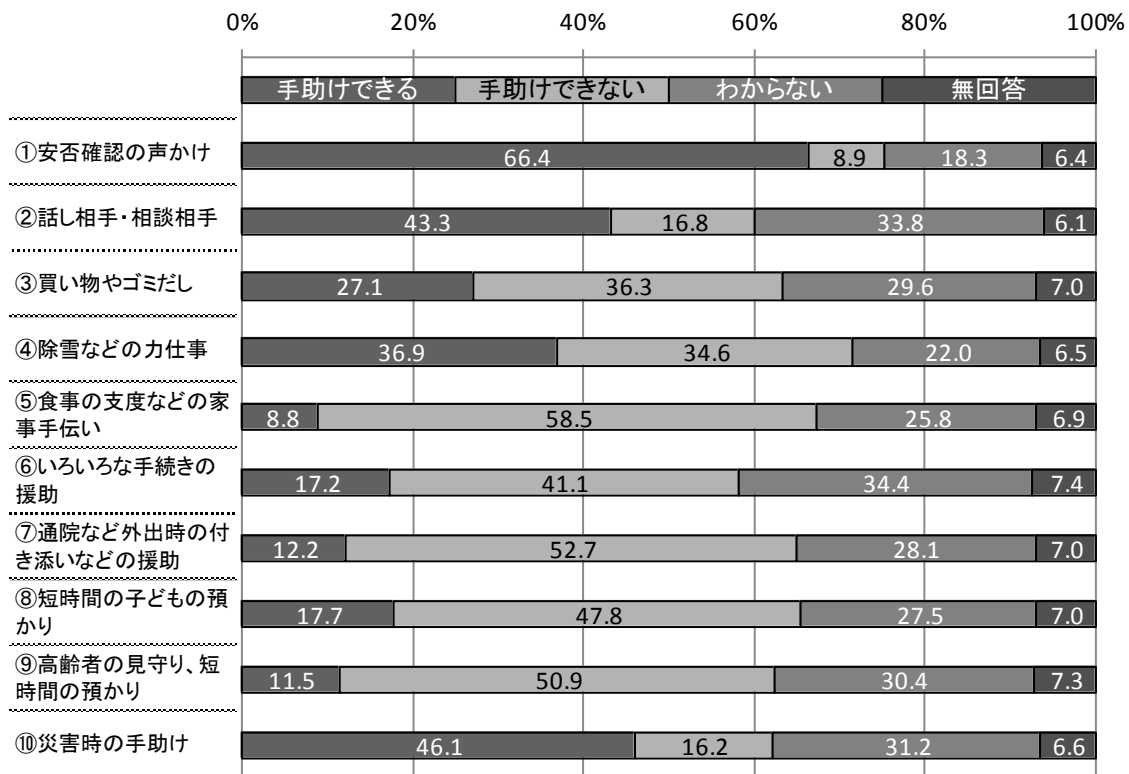
問 11-1. あなたが手助けが必要になった場合、地域の人に手助けしてもらおうとしたらどんなことをして欲しいですか。(①～⑩で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

- ・「地域の人にできること(担い手)」と「地域の人に助けて欲しいこと(ニーズ)」をそれぞれ尋ねたところ、「ニーズ」が「担い手」を上回っている項目が目立ちます。
- ・特に「除雪などの力仕事」や「災害時の手助け」は、20ポイント以上の差があります。
- ・「安否確認の声かけ」「話し相手・相談相手」「短時間の子どもの預かり」など比較的担い手の負担の低いと思われる項目については、担い手がニーズを上回っています。

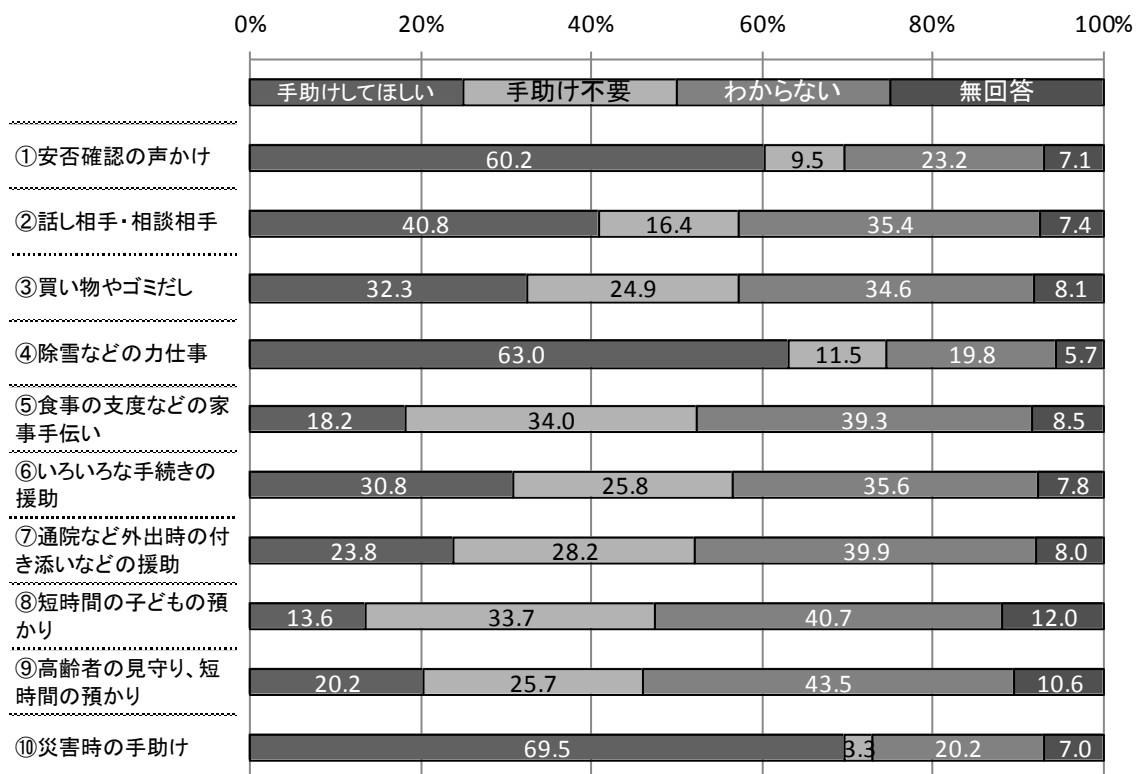


※ 「問 10-1 地域の人にできること：手助けできる」－「問 11-1 地域の人に手助けして欲しいこと：手助けして欲しい」

地域ニーズと担い手との比較



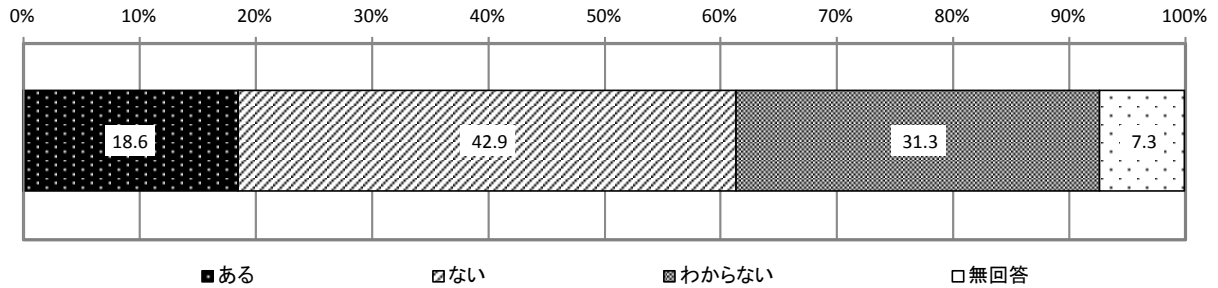
問 10-1 地域の人にできること



問 11-1 地域の人に助けて欲しいこと

問 12. 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか（あてはまるもの 1 つに ○）

- ・地域に支えられた、助けられたとの回答は18.6%となっており、2割以下、「地域に支えられたことはない」との回答は42.9%であり、助けられたことのあるとの回答の2倍以上となっています。

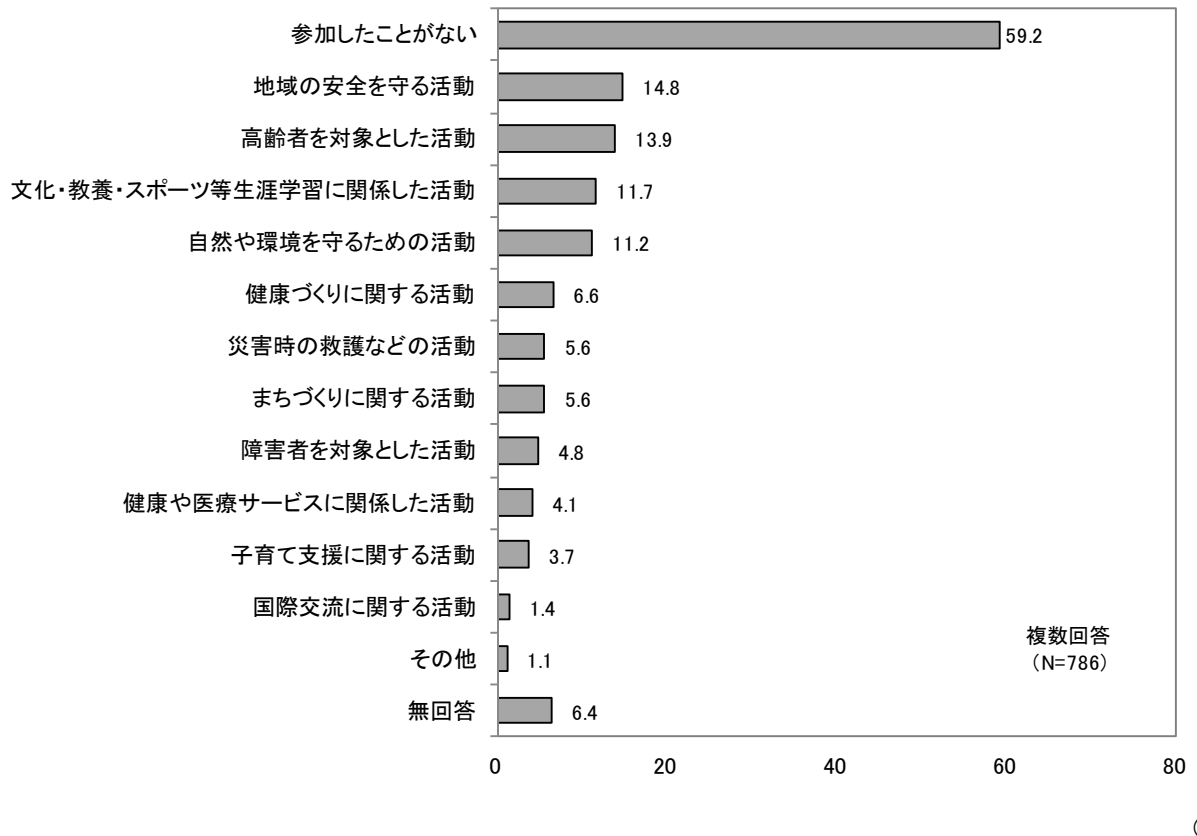


	合計	ある	ない	い わ か ら な い	無 回 答
全体	786	18.6	42.9	31.3	7.3
男性	354	15.8	46.6	32.2	5.4
女性	420	21.2	39.8	30.7	8.3
18～29歳	46	13.0	39.1	45.7	2.2
30～39歳	75	18.7	30.7	49.3	1.3
40～49歳	91	25.3	29.7	44.0	1.1
50～59歳	99	24.2	36.4	34.3	5.1
60～69歳	177	15.3	49.2	30.5	5.1
70～79歳	159	13.8	49.1	22.6	14.5
80歳以上	132	22.0	50.0	16.7	11.4

(3) ボランティアについて

問 14. あなたは、ボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加されたことはありますか
(あてはまるもの全てに○)

- ・ボランティア活動の経験を尋ねたところ、約6割が参加したことがないと回答しており、市民の参加は高いとは言えません。
- ・参加したことの活動としては、「地域の安全を守る活動」が14.8%、「高齢者を対象とした活動」が13.9%とつづいています。

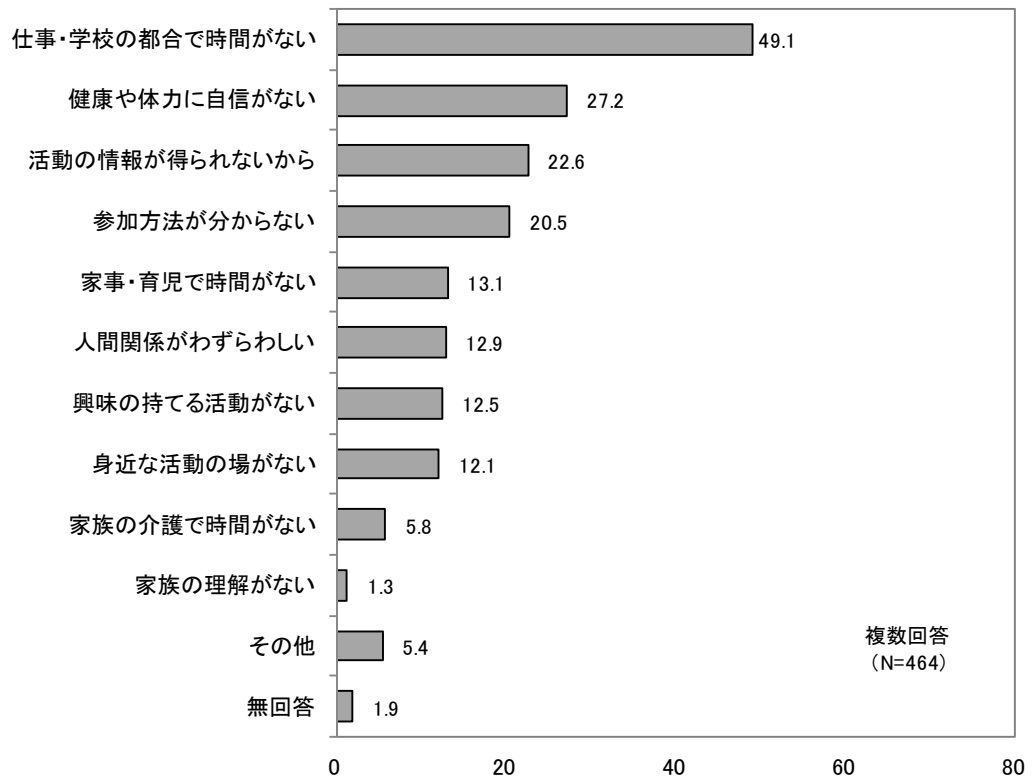


	合計	参加したことがない	高齢者を対象とした活動	地域の安全を守る活動	自然や環境を守るための活動	生涯学習・文化・教養・スポーツ等に関係した活動	障害者を対象とした活動	子育て支援に関する活動	災害時の救護などの活動	健康や医療サービスに関する活動	健康づくりに関する活動	まちづくりに関する活動	国際交流に関する活動	その他	無回答
全体	786	59.2	13.9	14.8	11.2	11.7	4.8	3.7	5.6	4.1	6.6	5.6	1.4	1.1	6.4
男性	354	58.8	11.9	21.2	15.3	14.7	4.8	3.1	9.3	4.5	7.3	8.8	2.3	0.8	4.5
女性	420	59.5	15.7	9.8	8.1	9.0	5.0	4.3	2.6	3.8	6.0	2.9	0.7	1.4	7.6
18～29歳	46	65.2	8.7	2.2	19.6	2.2	13.0	4.3	4.3	4.3	-	4.3	-	2.2	-
30～39歳	75	68.0	9.3	8.0	6.7	10.7	6.7	4.0	1.3	1.3	-	2.7	-	1.3	2.7
40～49歳	91	68.1	3.3	13.2	12.1	12.1	5.5	6.6	4.4	2.2	2.2	5.5	3.3	2.2	3.3
50～59歳	99	63.6	5.1	21.2	13.1	20.2	2.0	4.0	7.1	1.0	4.0	8.1	3.0	-	3.0
60～69歳	177	58.2	17.5	16.9	12.4	7.9	3.4	2.3	6.2	4.0	7.3	5.6	1.1	1.7	4.5
70～79歳	159	51.6	20.1	19.5	11.9	13.2	6.3	5.7	7.5	6.9	15.1	6.9	1.9	0.6	8.8
80歳以上	132	53.0	20.5	11.4	6.8	11.4	3.0	0.8	5.3	6.1	6.1	3.8	-	0.8	14.4

問 15. 問 14 で「1. 参加したことがない」を選んだ方に伺います。

あなたがボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したことがない理由は何ですか
(あてはまるものすべてに○)

- ・参加したことがない理由としては「仕事・学校の都合で時間が無い」が49.1%と最も高くなっており、2位の「健康や体力に自信がない」の27.2%と20ポイント以上の差があります。

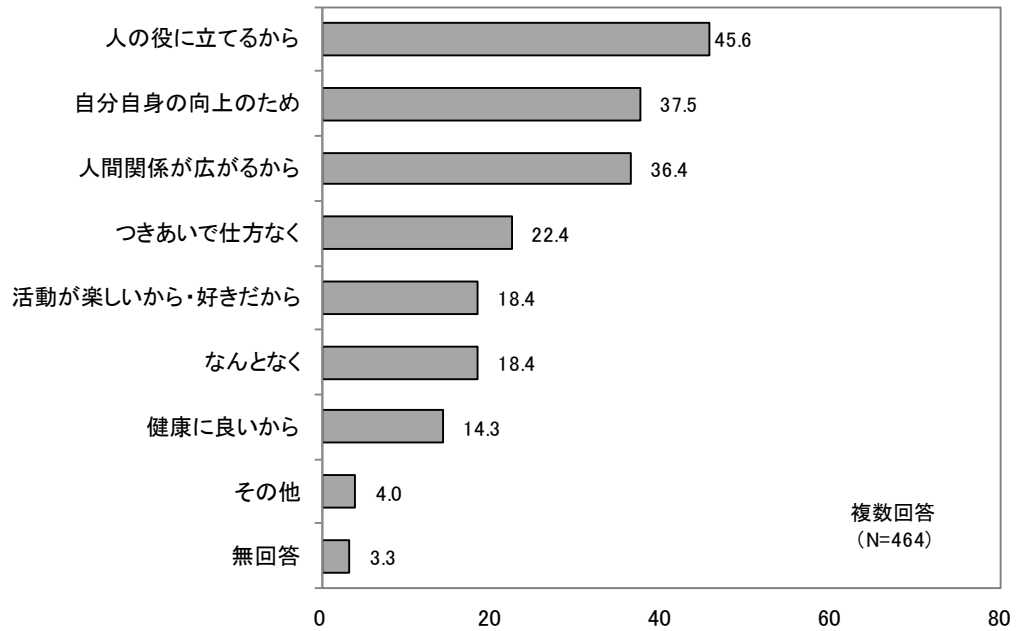


(%)

	合計	仕事・学校の都合で時間が無い	家事・育児で時間が無い	家族の介護で時間が無い	健康や体力に自信がない	家族の理解がない	参加方法が分からない	身近な活動の場がない	興味の持てる活動がない	人間関係がわずらわしい	活動の情報が得られないから	その他	無回答
全体	464	49.1	13.1	5.8	27.2	1.3	20.5	12.1	12.5	12.9	22.6	5.4	1.9
男性	208	54.3	3.4	4.8	19.2	1.4	22.6	18.3	16.8	16.8	29.8	3.4	1.4
女性	249	45.8	21.7	6.8	33.3	1.2	18.9	7.2	9.2	10.0	17.3	6.8	2.0
18～29歳	30	76.7	10.0	-	6.7	-	26.7	13.3	23.3	23.3	33.3	6.7	-
30～39歳	51	62.7	27.5	3.9	17.6	3.9	37.3	19.6	17.6	9.8	31.4	5.9	-
40～49歳	62	77.4	24.2	3.2	11.3	1.6	22.6	4.8	11.3	12.9	24.2	1.6	-
50～59歳	63	77.8	15.9	3.2	20.6	1.6	25.4	11.1	19.0	9.5	22.2	1.6	-
60～69歳	102	53.9	14.7	10.8	30.4	2.0	17.6	7.8	9.8	17.6	19.6	2.9	2.9
70～79歳	82	18.3	2.4	11.0	41.5	-	13.4	15.9	8.5	11.0	24.4	7.3	1.2
80歳以上	70	7.1	2.9	1.4	40.0	-	12.9	15.7	8.6	10.0	14.3	12.9	5.7

問 16. 問 14 で「2～13」のボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したことがあると回答された方に伺います。
 あなたがボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加した理由は何ですか(あてはまるもの3つまでに○)

- ・参加の動機としては「人の役に立てるから」が45.6%、「自分自身の向上のため」が37.5%、「人間関係が広がるから」が36.4%となっており、積極的な理由が上位となっています。



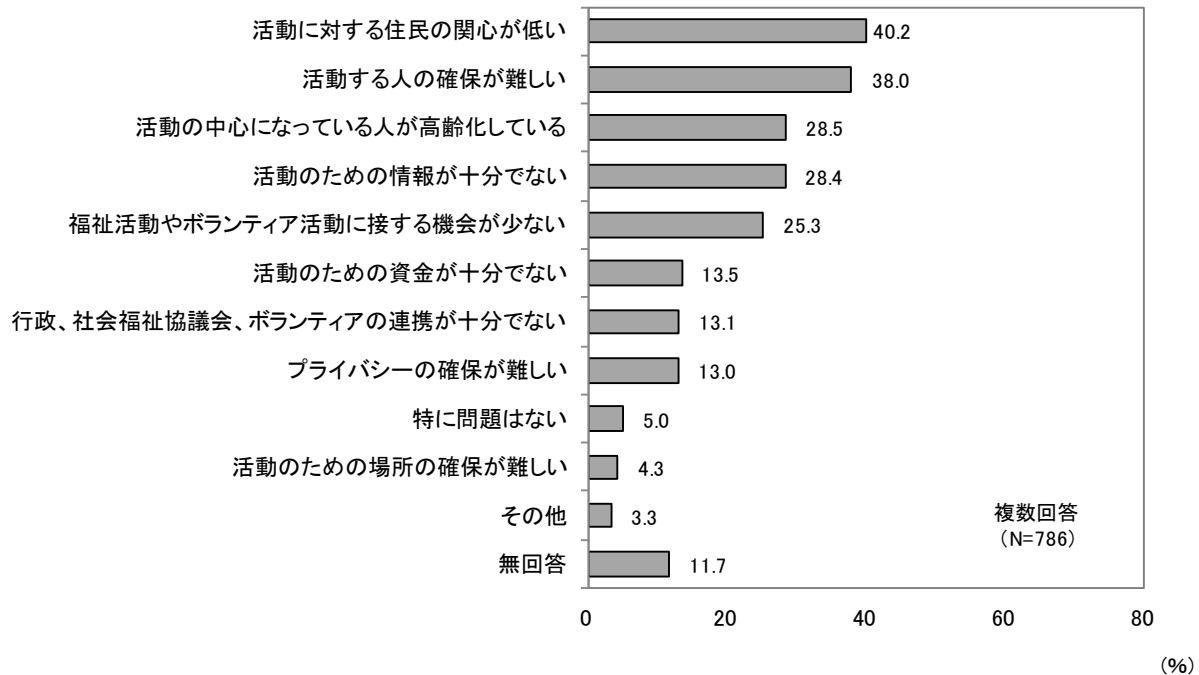
(%)

	合計	活動が楽しいから・好きだから	健康に良いから	自分自身の向上のため	人間関係が広がるから	人の役に立てるから	つきあいで仕方なく	なんとなく	その他	無回答
全体	272	18.4	14.3	37.5	36.4	45.6	22.4	18.4	4.0	3.3
男性	130	14.6	12.3	30.8	36.9	47.7	28.5	16.2	5.4	3.8
女性	139	21.6	14.4	43.9	36.0	43.9	17.3	20.9	2.9	2.9
18～29歳	16	25.0	-	12.5	6.3	31.3	6.3	25.0	18.8	-
30～39歳	22	9.1	-	31.8	18.2	18.2	40.9	40.9	9.1	-
40～49歳	26	38.5	11.5	30.8	38.5	53.8	19.2	19.2	7.7	-
50～59歳	33	9.1	3.0	27.3	21.2	48.5	36.4	24.2	-	3.0
60～69歳	67	16.4	9.0	40.3	32.8	56.7	32.8	11.9	4.5	1.5
70～79歳	63	11.1	25.4	50.8	57.1	42.9	15.9	20.6	1.6	1.6
80歳以上	43	27.9	25.6	37.2	44.2	44.2	4.7	7.0	-	14.0

問 17. 全ての方がお答え下さい。

あなたはボランティア活動や市民活動(NPO等)における問題点は何だと思えますか
(あてはまるもの全てに○)

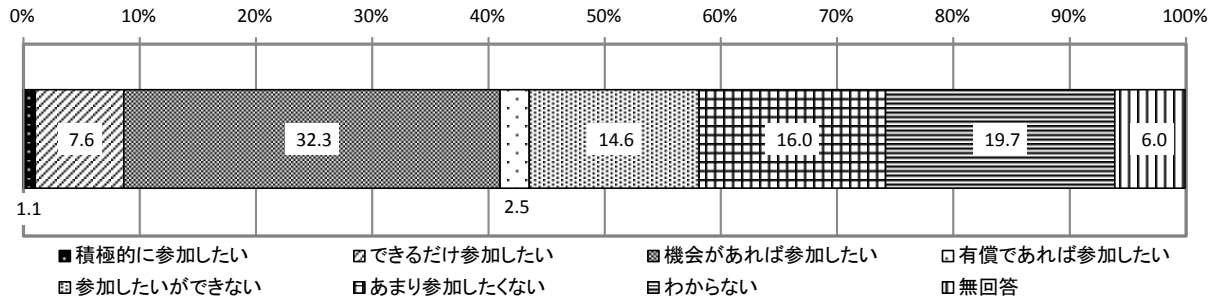
- ・ボランティア活動の課題を尋ねたところ、「住民の関心が低い(40.2%)」「情報が十分でない(28.5%)」「活動に接する機会が少ない(25.3%)」など活動情報の周知に係る項目や、「人の確保(38.0%)」「活動する人の高齢化(28.5%)」など人材の確保に関する項目が上位となっています。



	合計	高齢化の中心になっている人が	活動する人の確保が難しい	行政、社会福祉協議会、ボランティアの連携が十分でない	活動に対する住民の関心が低い	プライバシーの確保が難しい	活動のための資金が十分でない	活動のための場所の確保が難しい	活動のための情報が十分でない	福祉活動やボランティア活動に接する機会が少ない	特に問題はない	その他	無回答
全体	786	28.5	38.0	13.1	40.2	13.0	13.5	4.3	28.4	25.3	5.0	3.3	11.7
男性	354	27.4	41.5	16.7	43.2	13.3	17.5	5.6	30.5	26.3	4.5	4.2	9.3
女性	420	29.8	35.2	10.0	38.3	12.9	10.0	2.9	27.1	24.8	5.5	2.6	12.6
18～29歳	46	26.1	43.5	10.9	54.3	4.3	15.2	2.2	41.3	47.8	2.2	4.3	2.2
30～39歳	75	25.3	41.3	17.3	46.7	17.3	24.0	9.3	46.7	37.3	2.7	4.0	6.7
40～49歳	91	28.6	46.2	14.3	50.5	9.9	15.4	3.3	37.4	28.6	4.4	7.7	7.7
50～59歳	99	23.2	51.5	14.1	43.4	13.1	15.2	3.0	36.4	23.2	4.0	2.0	6.1
60～69歳	177	32.8	42.4	13.0	44.1	18.1	16.4	6.8	26.6	24.9	4.0	4.0	5.1
70～79歳	159	33.3	32.1	12.6	35.2	11.3	7.5	1.9	19.5	17.0	5.7	1.3	15.1
80歳以上	132	24.2	20.5	10.6	24.2	11.4	6.8	3.0	15.9	21.2	9.1	2.3	28.0

問 18. あなたは、今後ボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したいと考えていますか (あてはまるもの1つに○)

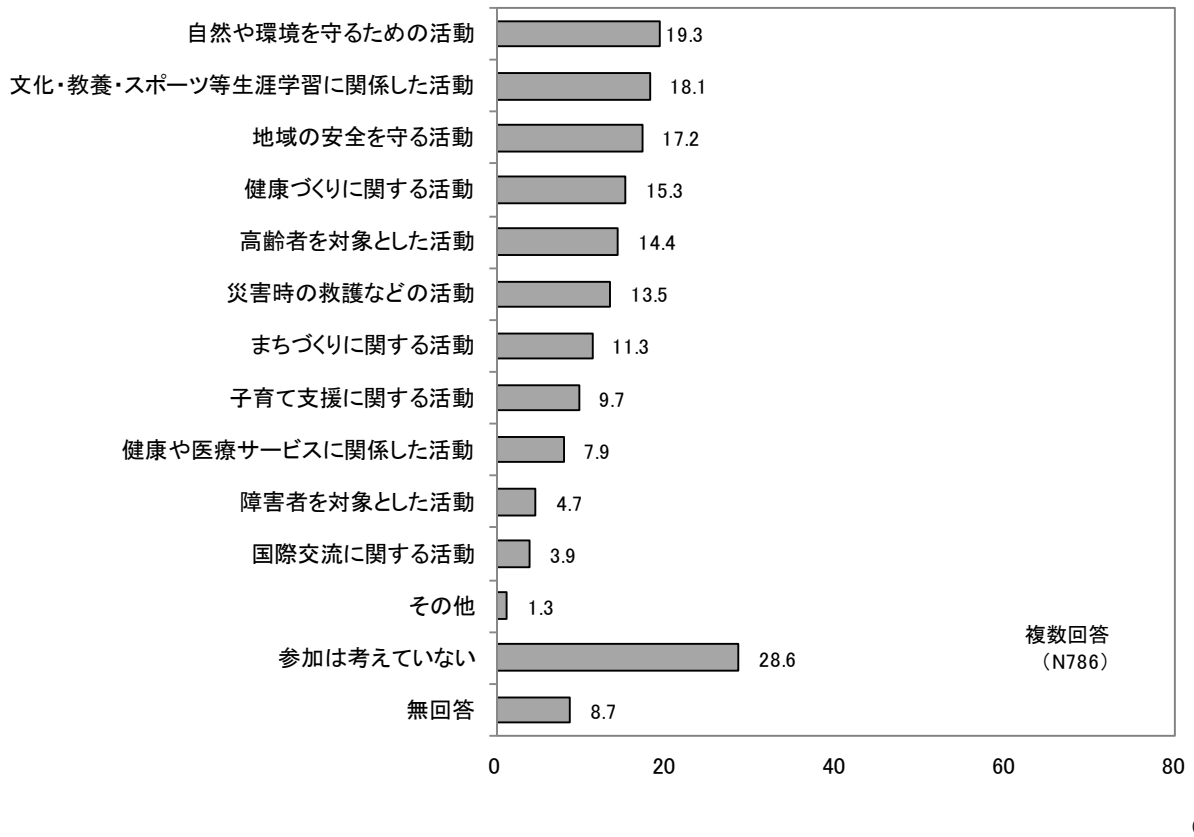
- ・参加の意向について尋ねたところ「機会があれば参加したい」が32.3%と1/3となっています。
- ・「積極的に参加したい」、「できるだけ参加したい」、「有償であれば参加したい」など参加に積極的な回答は43.5%で、「参加したいができない」「あまり参加したくない」など参加に消極的な回答30.6%を上回っています。



	合計	積極的に参加	できるだけ参加	機会があれば	有償であれば	参加したいが	あまり参加しない	わからない	無回答
全体	786	1.1	7.6	32.3	2.5	14.6	16.0	19.7	6.0
男性	354	1.7	9.6	35.6	3.7	12.4	14.7	17.2	5.1
女性	420	0.7	6.0	30.2	1.4	16.2	17.6	21.7	6.2
18～29歳	46	-	6.5	50.0	6.5	4.3	17.4	15.2	-
30～39歳	75	-	2.7	38.7	5.3	10.7	14.7	26.7	1.3
40～49歳	91	2.2	7.7	37.4	2.2	4.4	20.9	20.9	4.4
50～59歳	99	2.0	8.1	37.4	4.0	3.0	17.2	27.3	1.0
60～69歳	177	2.3	7.9	37.9	1.7	13.0	17.5	17.5	2.3
70～79歳	159	-	11.3	28.3	0.6	19.5	13.2	18.2	8.8
80歳以上	132	0.8	6.1	13.6	1.5	31.8	14.4	15.9	15.9

問 19. あなたが今後参加してみたい、ボランティア活動や市民活動(NPO等)はどれですか
(あてはまるもの全てに○)

- ・参加してみたい活動について尋ねたところ、「自然や環境を守るための活動(19.3%)」「文化・教養・スポーツ等生涯学習に関係した活動(18.1%)」など、余暇活動と関連する活動が上位にきています。

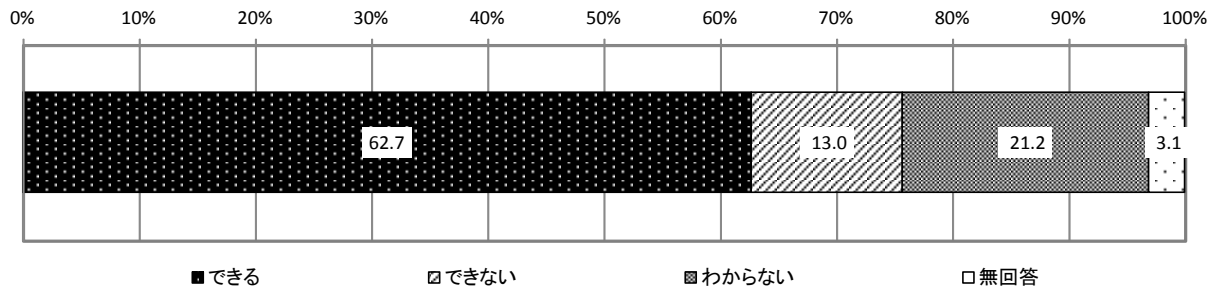


	合計	高齢者を対象とした活動	地域の安全を守る活動	活動自然や環境を守るための	生涯学・教養・スポーツ等	障害者を対象とした活動	子育て支援に関する活動	災害時の救護などの活動	係した活動	健康や医療サービスに関	健康づくりに関する活動	まちづくりに関する活動	国際交流に関する活動	その他	参加は考えていない	無回答
全体	786	14.4	17.2	19.3	18.1	4.7	9.7	13.5	7.9	15.3	11.3	3.9	1.3	28.6	8.7	
男性	354	13.3	27.7	24.0	20.1	4.8	3.7	18.6	4.8	13.6	16.4	4.8	1.4	24.0	7.6	
女性	420	15.2	8.8	16.0	16.4	4.5	14.8	9.3	10.7	16.4	7.1	3.3	1.2	32.4	9.0	
18～29歳	46	10.9	13.0	28.3	23.9	6.5	21.7	21.7	10.9	8.7	15.2	10.9	-	23.9	-	
30～39歳	75	2.7	10.7	21.3	20.0	4.0	21.3	21.3	6.7	8.0	12.0	9.3	-	29.3	2.7	
40～49歳	91	7.7	11.0	23.1	20.9	7.7	18.7	19.8	6.6	8.8	12.1	6.6	-	25.3	5.5	
50～59歳	99	4.0	18.2	24.2	25.3	7.1	12.1	18.2	13.1	18.2	16.2	7.1	-	26.3	7.1	
60～69歳	177	14.1	27.1	22.6	16.9	2.8	6.2	16.4	6.8	16.9	15.3	2.3	4.0	25.4	2.8	
70～79歳	159	28.3	18.9	16.4	16.4	4.4	4.4	5.7	7.5	21.4	7.5	1.3	-	28.9	13.8	
80歳以上	132	18.2	11.4	9.1	10.6	3.0	1.5	3.8	6.8	12.9	4.5	-	2.3	38.6	18.9	

(4) 災害時や緊急時の対応について

問 20. あなたは、地震や台風などの災害時に自力で避難することができますか(家族等に支援が必要な人がいるため避難できない場合を含みます)。(あてはまるもの1つに○)

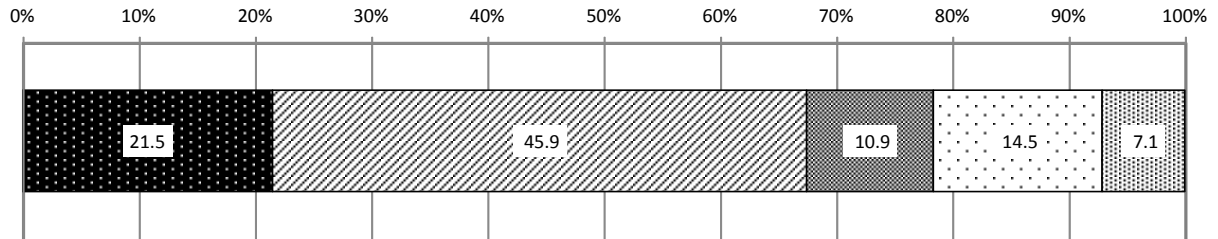
- ・自力で避難することができないとの回答は13.0%となっています。
- ・回答者の年齢が上がるにつれて「できない」との回答が高くなっています。



	合計	できる	できない	わからない	無回答
全体	786	62.7	13.0	21.2	3.1
男性	354	69.2	11.0	16.7	3.1
女性	420	57.9	14.8	25.0	2.4
18～29歳	46	71.7	2.2	26.1	-
30～39歳	75	69.3	8.0	18.7	4.0
40～49歳	91	79.1	8.8	9.9	2.2
50～59歳	99	75.8	2.0	22.2	-
60～69歳	177	67.8	7.3	22.6	2.3
70～79歳	159	56.6	13.2	25.2	5.0
80歳以上	132	37.1	37.9	21.2	3.8

問 21. あなたやあなたの家族が要援護者*となった場合、個人情報適切に管理されプライバシーが守られるなら、必要な情報を地域で共有するために提供してもよいと思いますか（あてはまるもの1つに○）

- ・災害時の個人情報の提供の可否について尋ねたところ「個人情報は提供したくない」との回答が10.9%となっています。
- ・年齢が上がるにつれて、「提供したくない」との回答が増加しており、支援が必要な割合が高い高齢者が個人情報の提供に否定的な意見を持っている傾向があります。

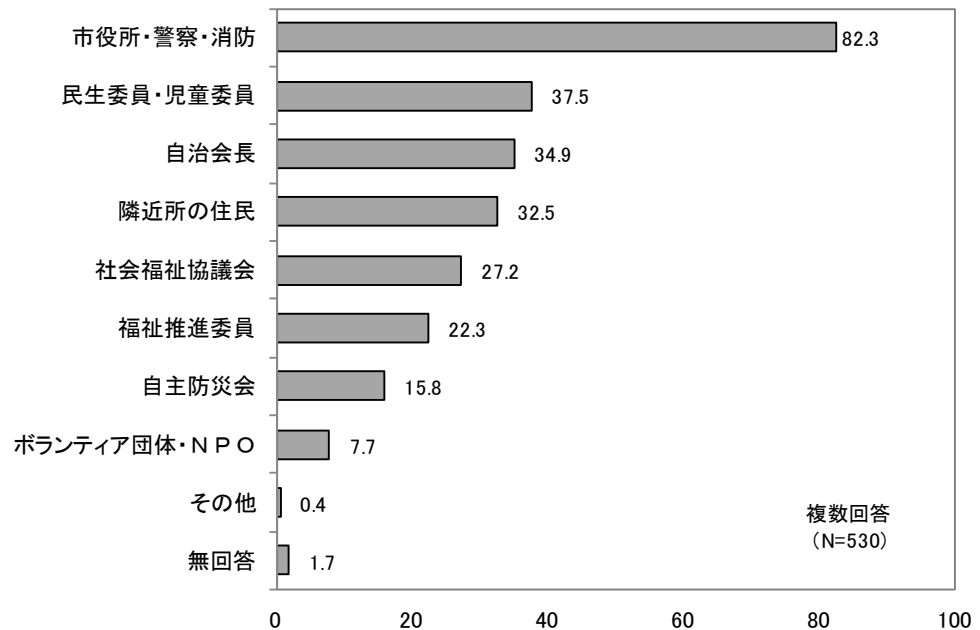


■ 必要個人情報をすべて提供してもよい □ 必要個人情報の一部を提供してもよい ▨ 個人情報は提供したくない □ わからない □ 無回答

	合計	必要個人情報を提供してもよい	必要個人情報の提供もよい	個人情報は提供したくない	わからない	無回答
全体	786	21.5	45.9	10.9	14.5	7.1
男性	354	27.1	42.9	11.6	13.3	5.1
女性	420	17.1	48.8	10.7	15.0	8.3
18～29歳	46	19.6	58.7	8.7	13.0	-
30～39歳	75	25.3	50.7	8.0	12.0	4.0
40～49歳	91	19.8	51.6	8.8	14.3	5.5
50～59歳	99	27.3	52.5	11.1	7.1	2.0
60～69歳	177	23.7	52.0	9.0	9.6	5.6
70～79歳	159	19.5	40.9	11.3	15.1	13.2
80歳以上	132	16.7	28.8	17.4	27.3	9.8

問 22. 問 21 で「1. 必要な個人情報をすべて提供してもよい」または「2. 必要な個人情報の一部を提供してもよい」と答えられた方におたずねします。どの範囲までなら、必要な個人情報を提供してもよいと思いますか（あてはまるもの全てに○）

- ・個人情報の提供先としては、「市役所・警察・消防」などの公的機関が82.3%、「民生委員・児童委員」「自治会長」「隣近所の住民」といった地域に近い方に対しては、それぞれ3割程度となっています。

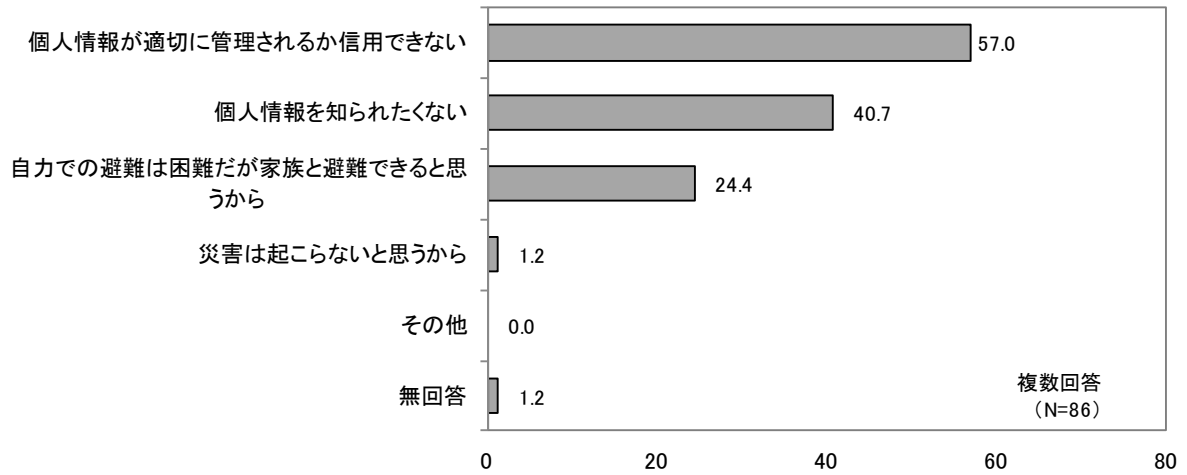


(%)

	合計	市役所・警察・消防	自治会長	自主防災会	民生委員・児童委員	福祉推進委員	社会福祉協議会	隣近所の住民	ボランティア団体・NPO	その他	無回答
全体	530	82.3	34.9	15.8	37.5	22.3	27.2	32.5	7.7	0.4	1.7
男性	248	83.1	44.8	19.8	38.3	26.2	32.3	33.9	10.1	-	0.8
女性	277	81.6	26.4	12.3	36.8	19.1	23.1	31.0	5.8	0.7	2.5
18～29歳	36	91.7	19.4	2.8	22.2	11.1	30.6	27.8	11.1	-	-
30～39歳	57	94.7	24.6	14.0	35.1	15.8	26.3	24.6	5.3	-	3.5
40～49歳	65	92.3	35.4	15.4	30.8	13.8	20.0	32.3	13.8	1.5	3.1
50～59歳	79	92.4	36.7	17.7	39.2	21.5	20.3	29.1	8.9	1.3	1.3
60～69歳	134	80.6	41.8	18.7	40.3	24.6	33.6	27.6	6.7	-	0.7
70～79歳	96	72.9	35.4	18.8	37.5	33.3	31.3	40.6	7.3	-	1.0
80歳以上	60	58.3	35.0	13.3	48.3	23.3	23.3	43.3	3.3	-	3.3

問 23. 問 21 で「3. 個人情報提供は提供したくない」と答えられた方におたずねします。
 個人情報を提供したくない理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）

- ・ 個人情報を提供したくない理由については、「適切に管理されるか信用できない」が57.0%で最も多くなっています。
- ・ 高齢者は「家族と避難できるから」との回答が多くなっています。



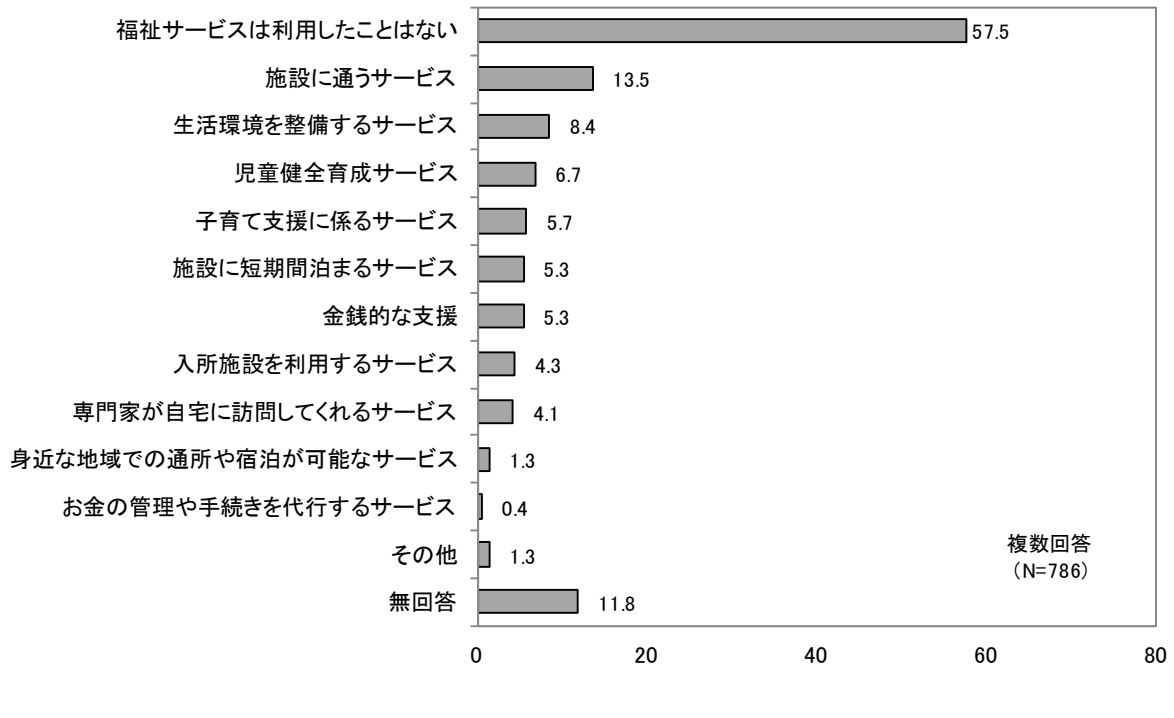
(%)

	合計	個人情報を知られたくない	個人情報提供が適切に管理されるか信用できない	自力での避難は困難だが家族と避難できると思うから	災害は起こらないと思うから	その他	無回答
全体	86	40.7	57.0	24.4	1.2	-	1.2
男性	41	51.2	56.1	17.1	2.4	-	-
女性	45	31.1	57.8	31.1	-	-	2.2
18～29歳	4	25.0	75.0	-	-	-	-
30～39歳	6	50.0	83.3	16.7	-	-	-
40～49歳	8	37.5	75.0	-	-	-	-
50～59歳	11	36.4	72.7	-	-	-	9.1
60～69歳	16	43.8	62.5	18.8	-	-	-
70～79歳	18	44.4	27.8	38.9	-	-	-
80歳以上	23	39.1	52.2	43.5	4.3	-	-

(5) 地域における福祉サービスについて

問 24. あなたが利用したことのある福祉サービスは何ですか（あてはまるもの全てに○）

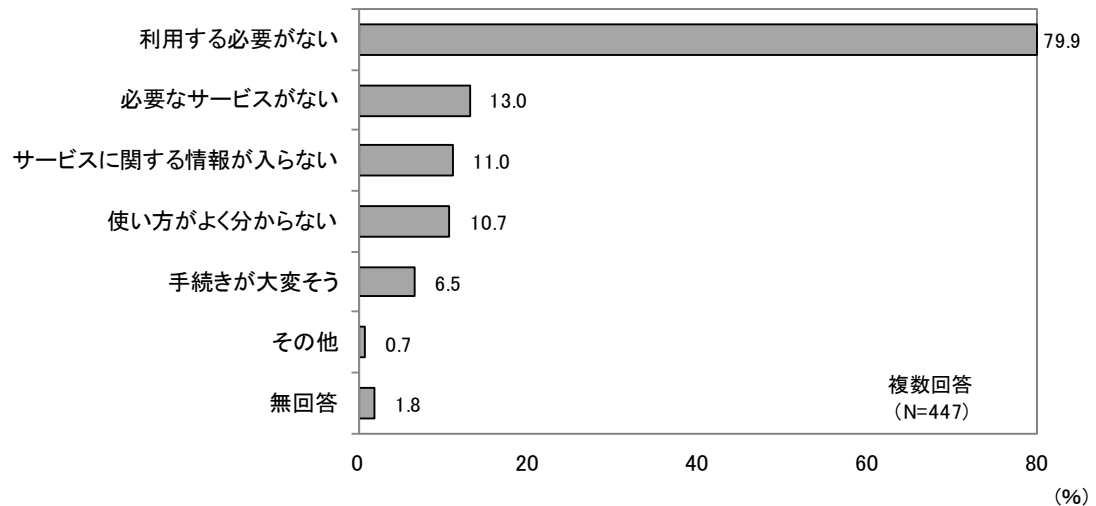
- ・福祉サービスの利用経験について尋ねたところ、「利用したことがない」との回答が57.5%となっています。
- ・利用したことがあるサービスの中では「施設に通うサービス」が13.5%と最も多く、ついで「生活環境を整備するサービス(8.4%)」、「児童健全育成サービス(6.7%)」と続いています。



	合計	施設に通うサービス	生活環境を整備するサービス	施設に短期間泊まるサービス	入所施設を利用するサービス	専門家が自宅に訪問してくれるサービス	子育て支援に係るサービス	金銭的な支援	児童健全育成サービス	身近な地域での通所や宿泊が可能なサービス	代行するサービス	お金の管理や手続きを代行するサービス	福祉サービスは利用したことはない	その他	無回答
全体	786	13.5	8.4	5.3	4.3	4.1	5.7	5.3	6.7	1.3	0.4	57.5	1.3	11.8	
男性	354	13.3	8.2	4.0	4.2	3.7	3.4	6.2	4.5	2.3	0.6	59.3	1.4	12.4	
女性	420	14.0	8.8	6.7	4.5	4.5	7.6	4.5	8.8	0.5	0.2	56.4	1.0	10.5	
18～29歳	46	4.3	2.2	2.2	4.3	-	4.3	8.7	6.5	2.2	-	73.9	2.2	-	
30～39歳	75	4.0	1.3	-	1.3	1.3	16.0	12.0	13.3	1.3	-	58.7	1.3	2.7	
40～49歳	91	4.4	3.3	-	1.1	3.3	22.0	14.3	25.3	1.1	2.2	39.6	1.1	8.8	
50～59歳	99	13.1	9.1	6.1	6.1	5.1	6.1	8.1	10.1	2.0	-	61.6	-	9.1	
60～69歳	177	13.0	11.3	5.1	6.8	5.6	0.6	2.3	2.8	0.6	-	63.3	1.1	14.7	
70～79歳	159	9.4	6.3	6.3	3.1	4.4	1.9	-	1.3	-	-	70.4	1.3	13.8	
80歳以上	132	34.8	16.7	12.1	5.3	4.5	-	2.3	-	3.0	0.8	37.9	2.3	17.4	

問 25. 問 24 で「11. 福祉サービスは利用したことはない」と回答した方に伺います。あなたが福祉サービスを利用したことがない理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）

- ・福祉サービスを利用したことがない理由を尋ねたところ「利用する必要がない」との回答が79.9%でした
- ・その一方、「使い方がよく分からない」「サービスに関する情報が入らない」などもそれぞれ約11%あり、課題となっています。

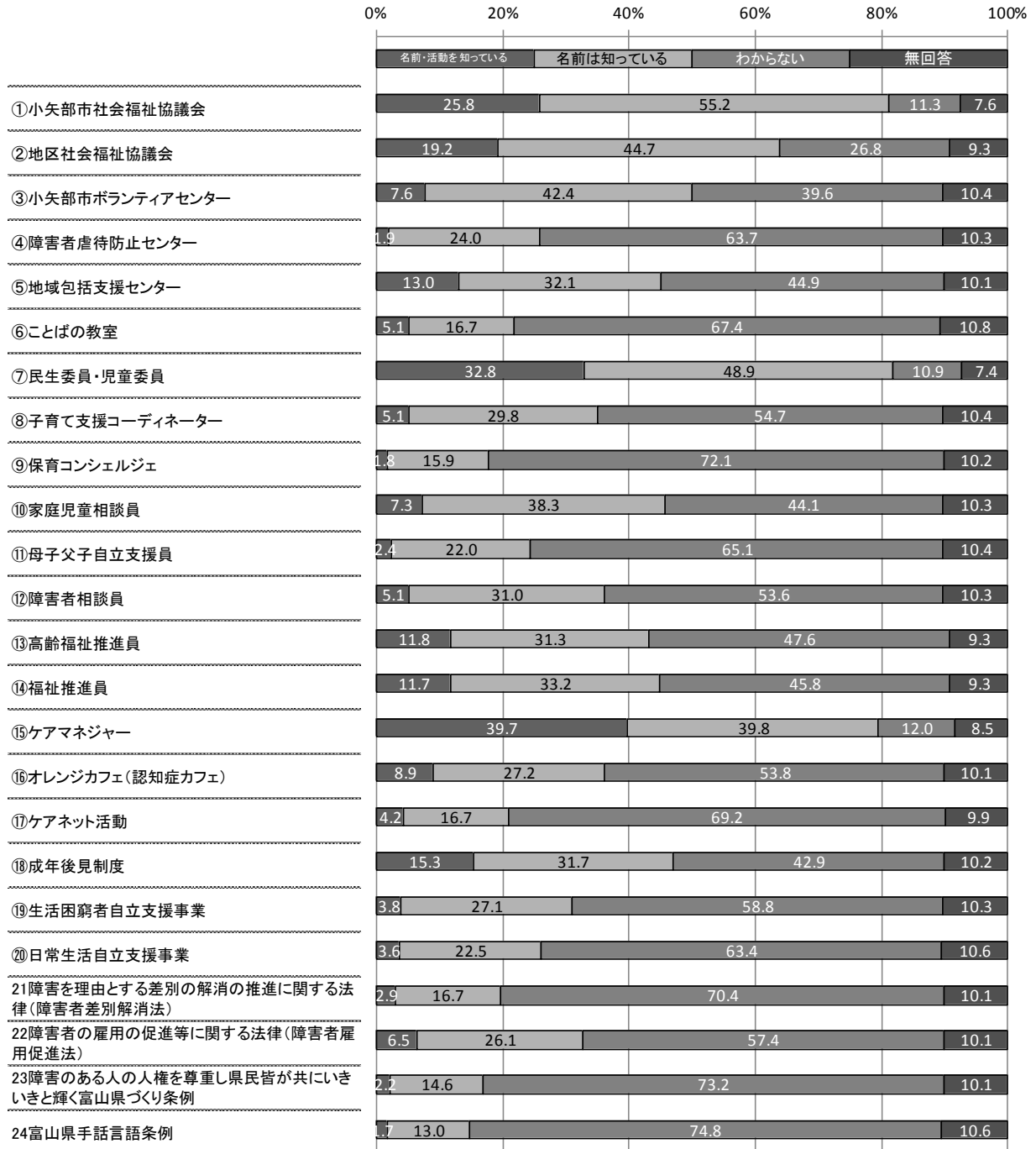


	合計	利用する必要がない	使い方がよく分からない	サービスに関する情報が入らない	手続きが大変そう	必要なサービスがない	その他	無回答
全体	447	79.9	10.7	11.0	6.5	13.0	0.7	1.8
男性	207	79.7	12.1	12.6	6.8	14.5	1.0	1.4
女性	235	79.6	9.8	9.8	6.4	11.9	0.4	2.1
18～29歳	34	67.6	14.7	11.8	8.8	32.4	-	-
30～39歳	44	77.3	15.9	11.4	9.1	13.6	2.3	2.3
40～49歳	36	80.6	5.6	5.6	2.8	16.7	-	-
50～59歳	61	88.5	11.5	8.2	3.3	13.1	-	-
60～69歳	111	81.1	10.8	10.8	8.1	12.6	-	0.9
70～79歳	110	83.6	9.1	8.2	6.4	6.4	0.9	3.6
80歳以上	48	66.7	10.4	25.0	6.3	12.5	2.1	4.2

問 26. あなたは以下の組織や事業などについて知っていますか。

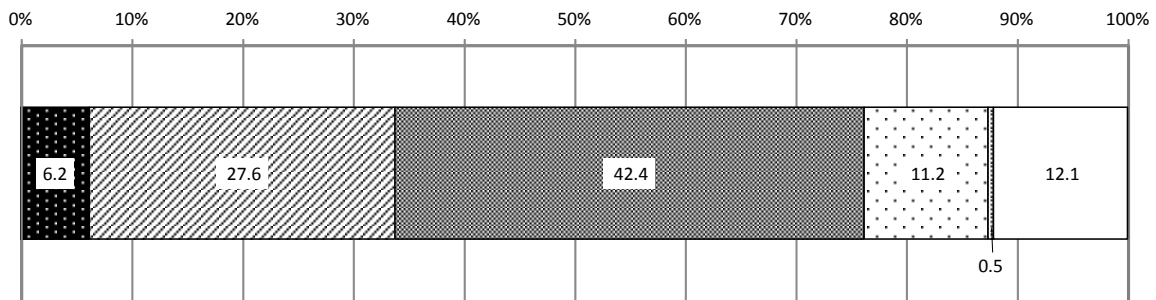
①～⑳についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。

- ・組織の認知度について尋ねたところ、「ケアマネジャー」「民生委員・児童委員」は1／3程度は「名前・活動を知っている」と高い認知度となっています。



問 27. 生活上の困りごとを解決するにあたって、行政と地域住民との関係はどのようなものが望ましいと思いますか（あてはまるもの1つに○）

・生活上の困りごとを解決するうえで望ましい行政と地域住民との関係をきいたところ、「行政が必要な福祉サービスを行い、行政だけで解決する」が6.2%、「まずは行政が必要な福祉サービスを行い、解決できない部分は住民が協力して解決する」が27.6%、「行政と住民が話し合いながら、協力して解決に取り組む」が42.4%、「まずは住民同士が相互に協力して解決に取り組み、解決できない部分を行政が受け持つ」が11.2%などとなっており、行政との協働や住民同士の支え合いが必要と考える人が多くなっています。

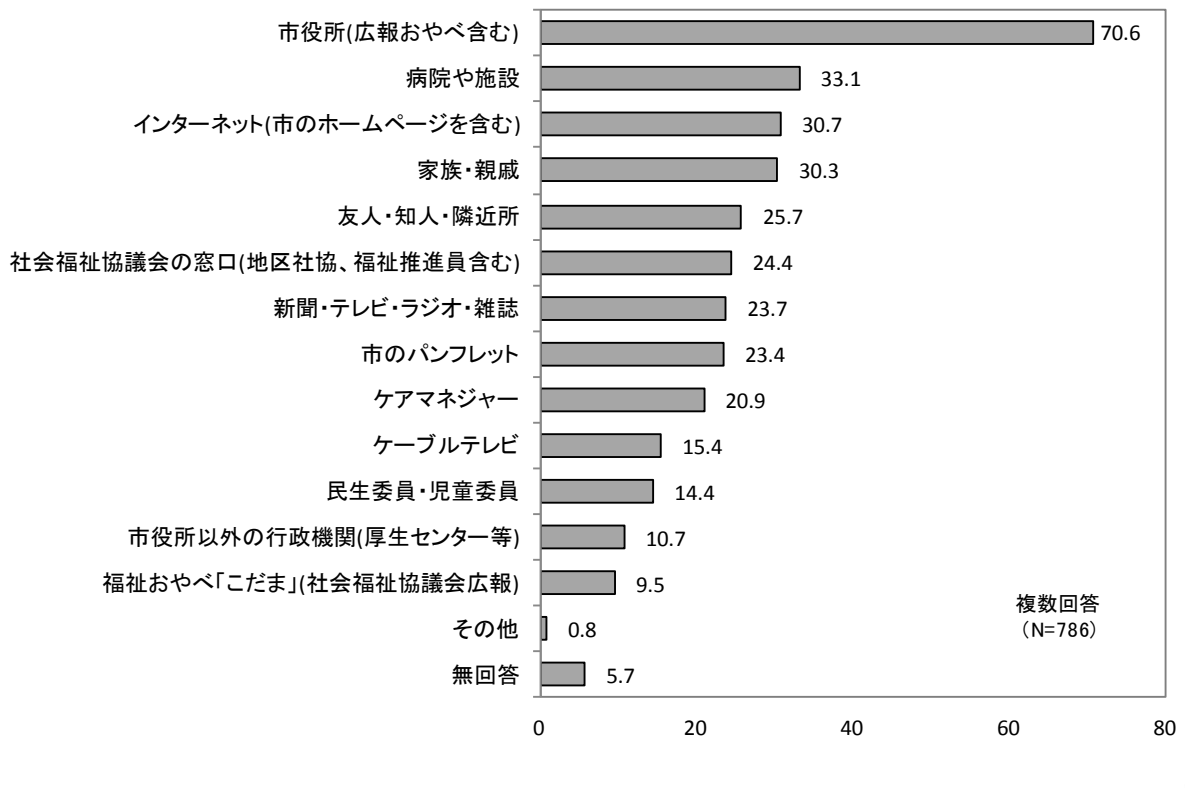


■ 行政が必要な福祉サービスを行い、行政だけで解決する
 □ まずは行政が必要な福祉サービスを行い、解決できない部分は住民が協力して解決する
 ▨ 行政と住民が話し合いながら、協力して解決に取り組む
 □ まずは住民同士が相互に協力して解決に取り組み、解決できない部分を行政が受け持つ
 □ その他
 □ 無回答

	合計	行政が必要な福祉サービスを行い、行政だけで解決する	まずは行政が必要な福祉サービスを行い、解決できない部分は住民が協力して解決する	行政と住民が話し合いながら、協力して解決に取り組む	まずは住民同士が相互に協力して解決に取り組み、解決できない部分を行政が受け持つ	その他	無回答
全体	786	6.2	27.6	42.4	11.2	0.5	12.1
男性	354	6.5	27.1	39.5	14.1	0.6	12.1
女性	420	6.2	28.1	45.0	9.0	0.5	11.2
18～29歳	46	6.5	30.4	47.8	13.0	2.2	-
30～39歳	75	5.3	33.3	42.7	6.7	-	12.0
40～49歳	91	14.3	27.5	45.1	5.5	-	7.7
50～59歳	99	7.1	31.3	50.5	5.1	1.0	5.1
60～69歳	177	4.0	29.9	44.6	15.8	0.6	5.1
70～79歳	159	4.4	22.6	40.3	13.2	-	19.5
80歳以上	132	6.1	23.5	32.6	13.6	0.8	23.5

問 28. あなたは福祉サービスに関する情報の入手や相談を、どこ（だれ）に求めますか。あてはまるものを全て選んでください。

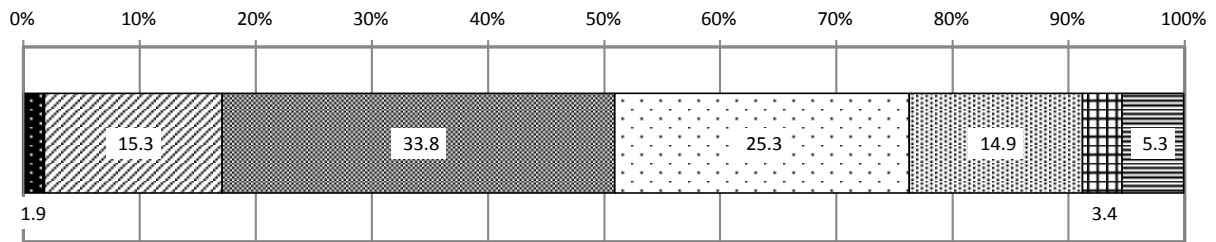
- ・福祉サービスの入手先や相談先としては「市役所」が70.6%と最も多く、また2位の「病院や施設(33.1%)」とは40ポイント近くの差があります。



	合計	市役所(広報おやべ含む)	新聞・テレビ・ラジオ・雑誌	インターネット(市のホームページを含む)	ケーブルテレビ	市役所以外の行政機関(厚生センター等)	市のパンフレット	区社会福祉協議会の窓口(地区社協、福祉推進員含む)	社会福祉協議会広報(「こだま」)	福祉おやべ「こだま」(社会福祉協議会)	民生委員・児童委員	ケアマネジャー	病院や施設	家族・親戚	友人・知人・隣近所	その他	無回答
全体	786	70.6	23.7	30.7	15.4	10.7	23.4	24.4	9.5	14.4	20.9	33.1	30.3	25.7	0.8	5.7	
男性	354	70.6	24.6	31.4	15.3	11.0	24.0	19.8	10.5	18.4	19.5	29.4	26.0	23.4	0.6	6.2	
女性	420	71.2	22.9	30.7	15.5	10.5	22.9	28.3	8.8	11.4	22.6	36.7	34.0	27.9	1.0	4.5	
18~29歳	46	73.9	32.6	63.0	8.7	13.0	21.7	8.7	4.3	2.2	6.5	37.0	26.1	13.0	2.2	2.2	
30~39歳	75	80.0	36.0	58.7	28.0	16.0	21.3	16.0	6.7	8.0	13.3	36.0	41.3	30.7	-	1.3	
40~49歳	91	82.4	30.8	61.5	22.0	9.9	22.0	14.3	3.3	2.2	11.0	46.2	27.5	23.1	1.1	2.2	
50~59歳	99	82.8	21.2	50.5	19.2	16.2	25.3	25.3	5.1	15.2	27.3	38.4	28.3	28.3	1.0	1.0	
60~69歳	177	74.6	20.3	25.4	13.6	11.9	26.0	28.8	14.1	16.4	24.3	27.7	24.9	28.8	-	5.6	
70~79歳	159	61.6	20.1	8.8	13.2	8.2	23.3	37.1	11.3	18.2	24.5	31.4	27.0	27.0	0.6	7.5	
80歳以上	132	53.0	18.9	1.5	8.3	4.5	21.2	19.7	12.9	23.5	24.2	26.5	40.2	22.0	1.5	11.4	

問 29. あなたは市の福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ・福祉サービス情報の入手状況については、「十分にできている(1.9%)」「おおむねできている(15.3%)」を合計すると17.2%である一方、「あまりできていない(33.8%)」「ほとんどできていない(25.3%)」と合わせて59.1%と、6割近くが情報の入手ができていないと回答しています。
- ・年齢があがるにつれて、情報の入手ができていないとの回答が多くなり、ほとんどできていないとの回答は少なくなっています。



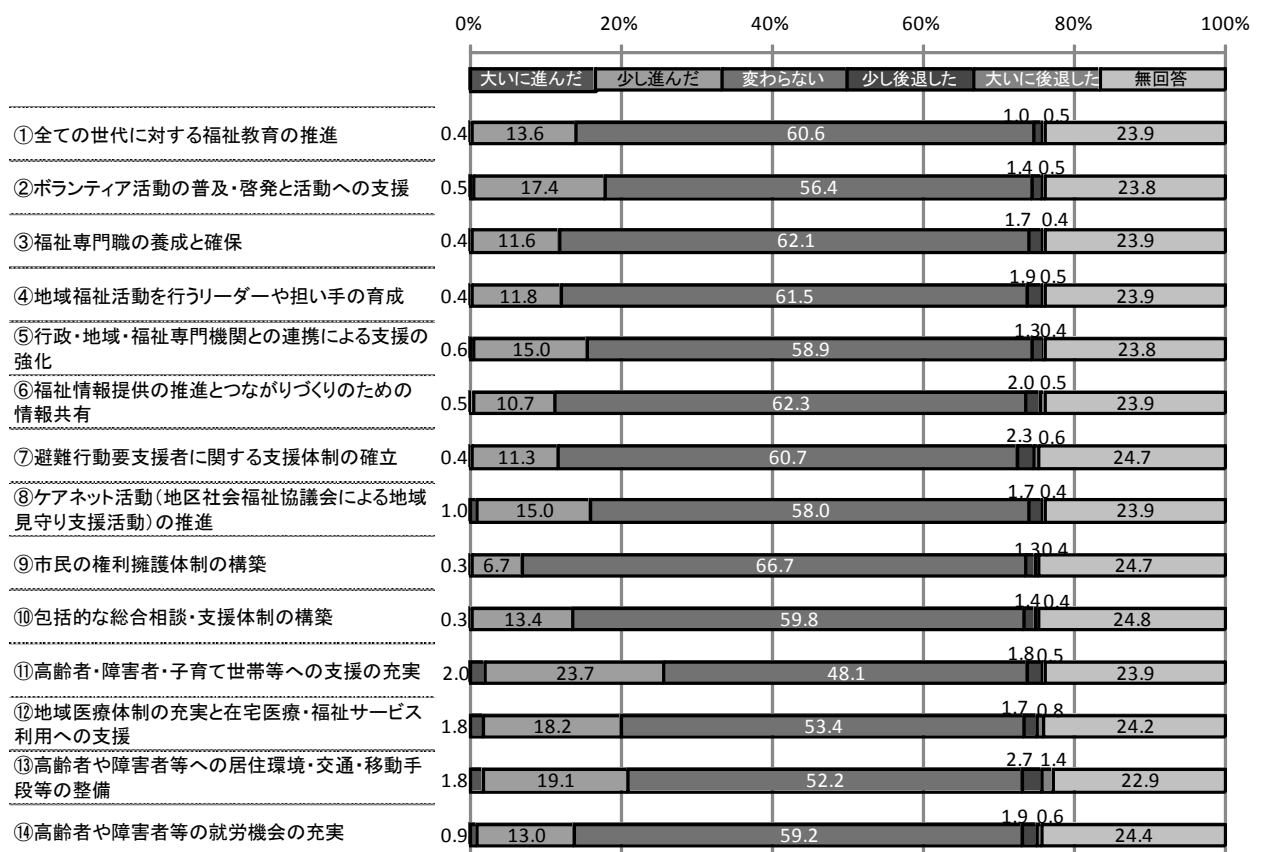
■十分にできている □おおむねできている ▨あまりできていない □ほとんどできていない □わからない □入手する必要はない □無回答

	合計	十分にできている	おおむねできている	あまりできていない	ほとんどできていない	わからない	入手する必要はない	無回答
全体	786	1.9	15.3	33.8	25.3	14.9	3.4	5.3
男性	354	2.3	14.4	32.2	25.1	16.1	4.2	5.6
女性	420	1.7	15.7	36.0	25.5	14.0	2.9	4.3
18～29歳	46	-	6.5	26.1	41.3	10.9	13.0	2.2
30～39歳	75	-	6.7	25.3	34.7	22.7	10.7	-
40～49歳	91	-	12.1	33.0	33.0	17.6	3.3	1.1
50～59歳	99	-	12.1	33.3	33.3	17.2	3.0	1.0
60～69歳	177	1.1	14.7	40.1	26.6	10.7	0.6	6.2
70～79歳	159	4.4	20.1	37.7	17.0	10.7	1.9	8.2
80歳以上	132	4.5	22.7	30.3	11.4	19.7	2.3	9.1

(6) 小矢部市の今後の福祉施策について

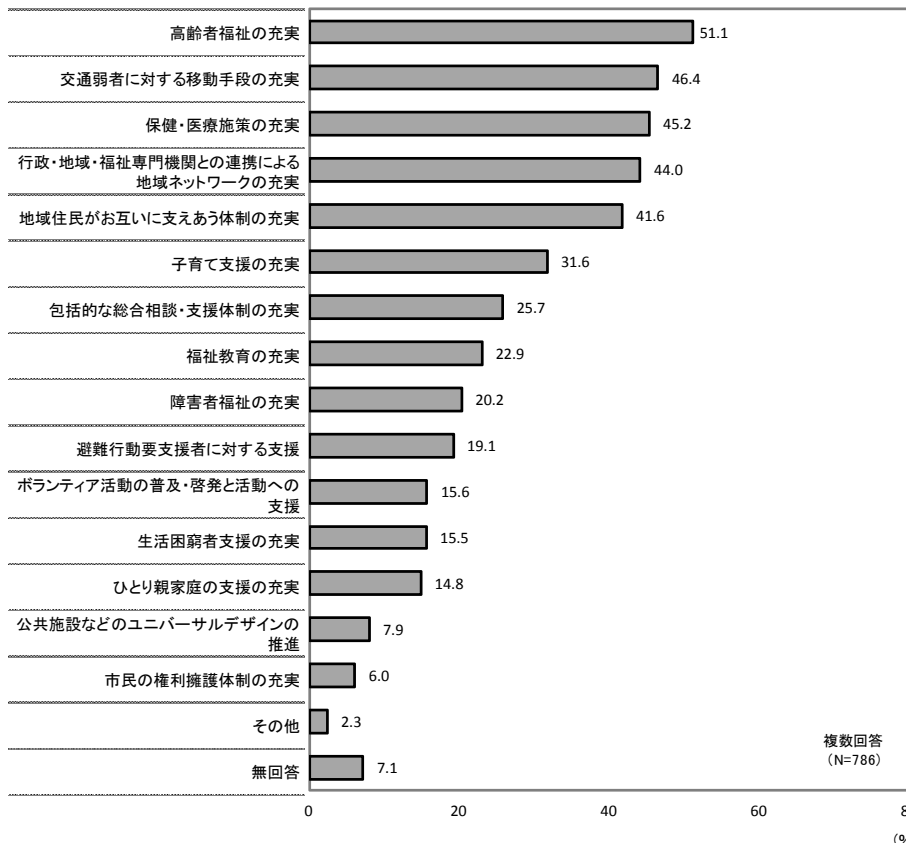
問 30. 本市では地域福祉計画を策定し、地域の福祉の推進に取り組んできましたが、計画策定前（平成 26 年）と比較して、次に掲げる 15 施策について、どの程度進んだと感じますか？それぞれについて、1～5 の該当する番号を選んでください。（それぞれいずれか 1 つに○）。

- ・ 5 年前からの地域福祉計画に関する施策の進展についての質問では、全体的に「変わらない」との回答が 48.1%～66.7% と最も多くなっています。
- ・ 「大いに進んだ」「少し進んだ」を合わせて 20 ポイントを超えるのは「⑪高齢者・障害者・子育て世帯等への支援の充実」「⑫地域医療体制の充実と在宅医療・福祉サービス利用への支援」「⑬高齢者や障害者等への居住環境・交通・移動手段等の整備」でした。



問 31. 本市の福祉施策において、今後、何に重点を置くべきだと思いますか。特にあなたの考えにあてはまる項目を5つ選んで、番号に○を付けてください。

- ・今後の重点施策について尋ねたところ、「高齢者福祉の充実(51.5%)」「交通弱者に対する移動手段の充実(46.4%)」「保健・医療施策の充実(45.2%)」「行政・地域・福祉専門機関との連携による地域ネットワークの充実(44.0%)」「地域住民がお互いに支えあう体制の充実(41.6%)」と続いています。
- ・前ページの質問で、5年前から進んだとの回答が比較的多い施策について、重点施策として欲しいとの回答が多い傾向があります。



	合計	福祉教育の充実	地域住民がお互いに支えあう体制の充実	行政・地域・福祉専門機関との連携による地域ネットワークの充実	市民の権利擁護体制の充実	包括的な総合相談・支援体制の充実	交通弱者に対する移動手段の充実	ボランティア活動の普及・啓発と活動への支援	避難行動要支援者に対する支援	公共施設などのユニバーサルデザインの推進	高齢者福祉の充実	障害者福祉の充実	子育て支援の充実	ひとり親家庭の支援の充実	生活困窮者支援の充実	保健・医療施策の充実	その他	無回答
全体	786	22.9	41.6	44.0	6.0	25.7	46.4	15.6	19.1	7.9	51.1	20.2	31.6	14.8	15.5	45.2	2.3	7.1
男性	354	22.9	40.7	43.2	4.8	27.1	39.5	20.1	18.6	10.5	47.2	21.5	32.5	14.4	16.4	43.2	2.0	7.6
女性	420	23.1	42.4	45.2	7.1	25.2	52.1	11.9	19.5	5.7	54.8	19.3	31.0	15.0	14.5	47.4	2.6	6.0
18～29歳	46	26.1	32.6	54.3	6.5	23.9	37.0	21.7	28.3	23.9	37.0	15.2	52.2	10.9	6.5	34.8	6.5	-
30～39歳	75	29.3	32.0	45.3	2.7	26.7	45.3	8.0	26.7	14.7	42.7	21.3	64.0	20.0	13.3	50.7	1.3	5.3
40～49歳	91	35.2	29.7	40.7	2.2	24.2	40.7	19.8	11.0	8.8	48.4	29.7	48.4	9.9	11.0	50.5	4.4	2.2
50～59歳	99	15.2	26.3	50.5	9.1	30.3	37.4	14.1	16.2	11.1	51.5	18.2	37.4	14.1	12.1	54.5	3.0	7.1
60～69歳	177	18.6	50.8	53.7	6.8	30.5	47.5	23.2	16.4	7.3	47.5	21.5	27.7	16.4	17.5	48.0	2.3	4.0
70～79歳	159	21.4	53.5	42.8	5.7	25.2	55.3	11.9	20.8	2.5	55.3	18.9	16.4	13.2	17.6	34.0	0.6	10.7
80歳以上	132	23.5	43.2	26.5	7.6	18.9	49.2	9.8	21.2	2.3	63.6	16.7	13.6	16.7	19.7	46.2	1.5	12.9

Ⅱ 団体アンケート調査

1. 調査の目的及び概要

① 調査目的

- ・ 地域における福祉等の事業に関わる事業所の実態と意識を把握し、計画策定の基礎資料とするもの。

② 調査対象

- ・ 小矢部市内の福祉事業所35箇所

③ 調査期間

平成30年8月中旬～平成30年8月下旬

④ 調査方法

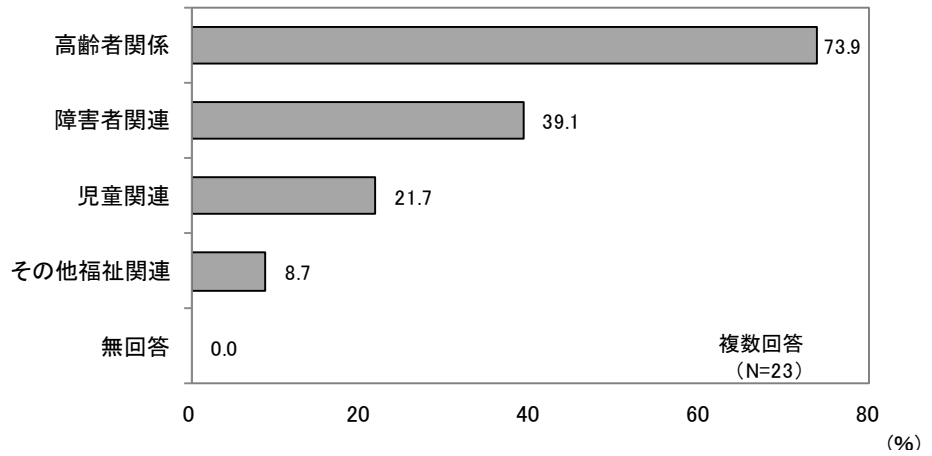
- ・ 郵送調査票を配布し、返信用封筒により回収

⑤ 配布枚数および有効回答

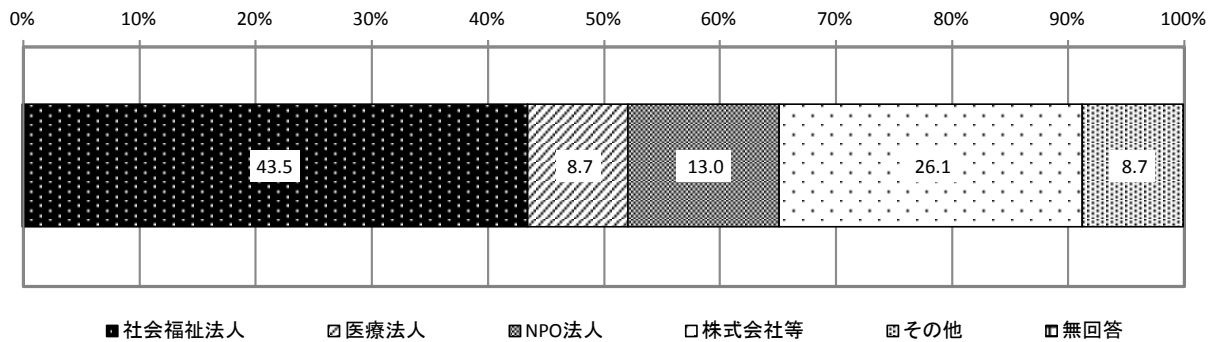
配布枚数	有効回答数	回答率
35	23	65.7%

(1) 事業所について

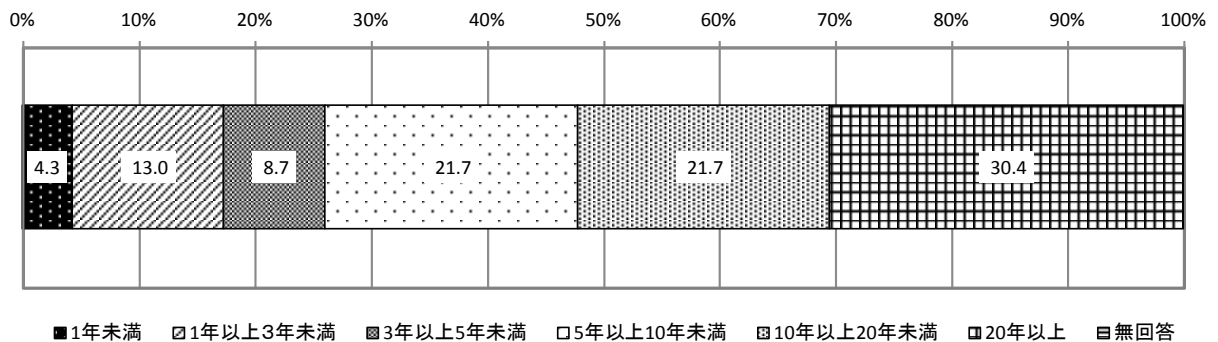
問1 貴事業所は、どの分野の業務を行われていますか (〇はいくつでも)。



問2 貴事業所の運営形態を教えてください (〇は一つだけ)。



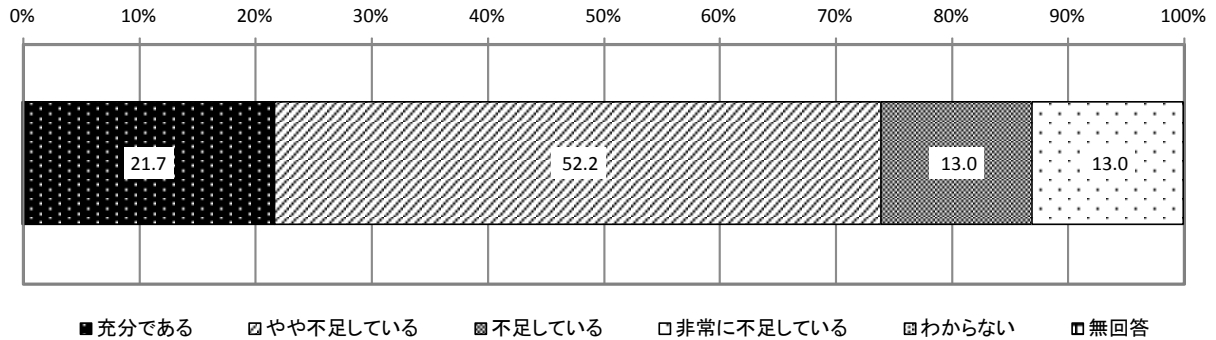
問3 貴事業所が現在の場所で事業を行うようになって、何年になりますか(〇はひとつだけ)



(2) 職員について

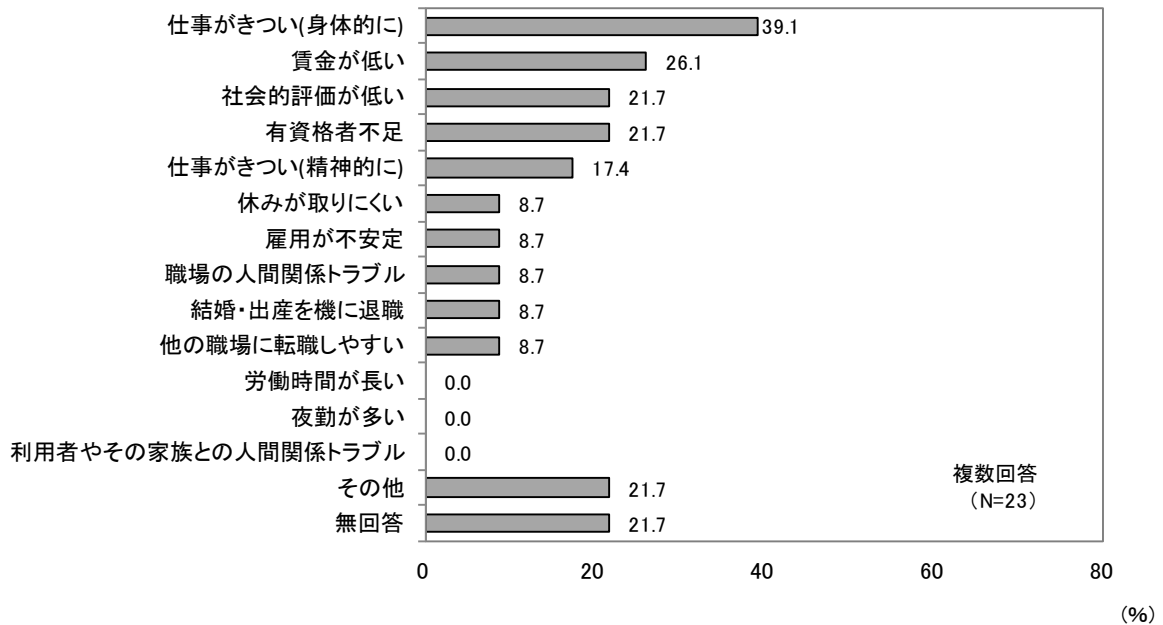
問4 貴事業所において、業務量に対する職員（人手）の充足具合についてお答えください。

- ・職員の充足状況について尋ねたところ充足しているとの回答は 21.7%であり、残り約8割は何らかの形で不足していると回答しています。



問5 問4において、「2. やや不足している」「3. 不足している」「4. 非常に不足している」と回答された事業所に伺います。
貴事業所において、人材の確保や人材の定着が進まない原因はなににあるとお考えですか？(〇は3つまで)

- ・人材の確保や職員の定着が進まない理由については「仕事がついと」との回答が最も多く 39.1%、ついで「賃金が低い(26.1%)」と労働環境の理由が続きます。



問6 貴事業所において、人材確保・定着に関し効果があった取り組み事例があればお答えください。

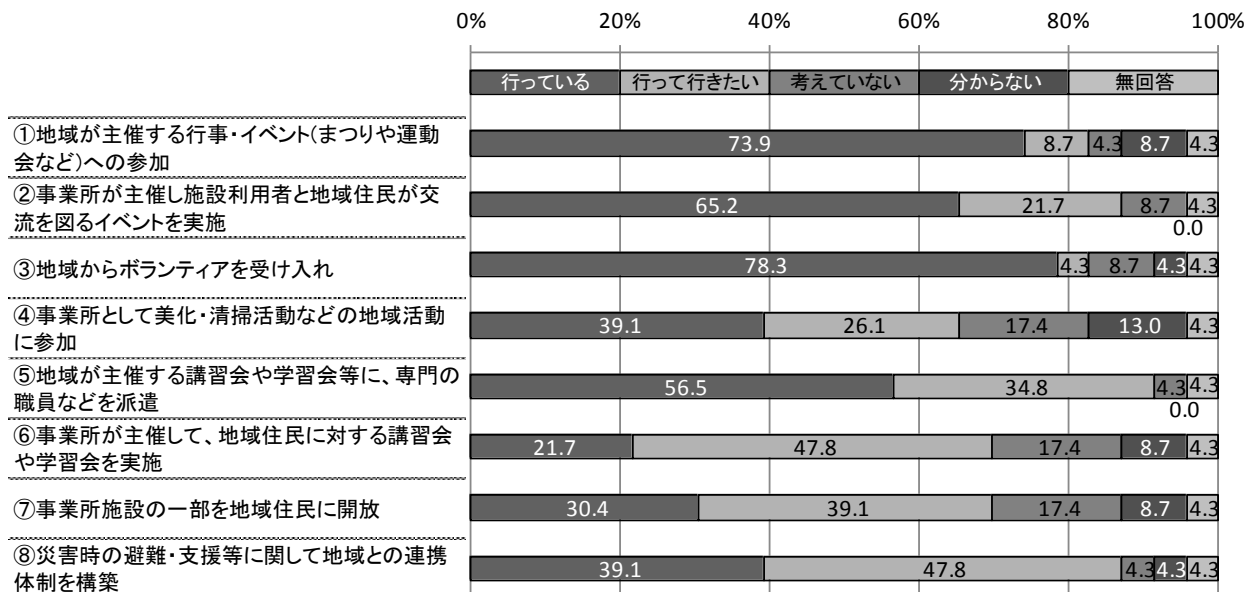
【自由回答】

- ・施設の方向性やビジョンについて職員に周知している。
- ・効果はまだ見えてこないがイクボス宣言を行うなど職員のワークライフバランスの推進に取り組んでいるところである。
- ・積極的研修会の実施（研修委員会企画による内部研修と外部研修の活用）・幹部による対話会の実施。
- ・紹介キャンペーンを実施し既存のスタッフに依頼し人材確保に努めている。
- ・不妊治療、子育て支援に取り組む。
- ・ロコミ、自助努力

(3) 事業所と地域の関わりについて

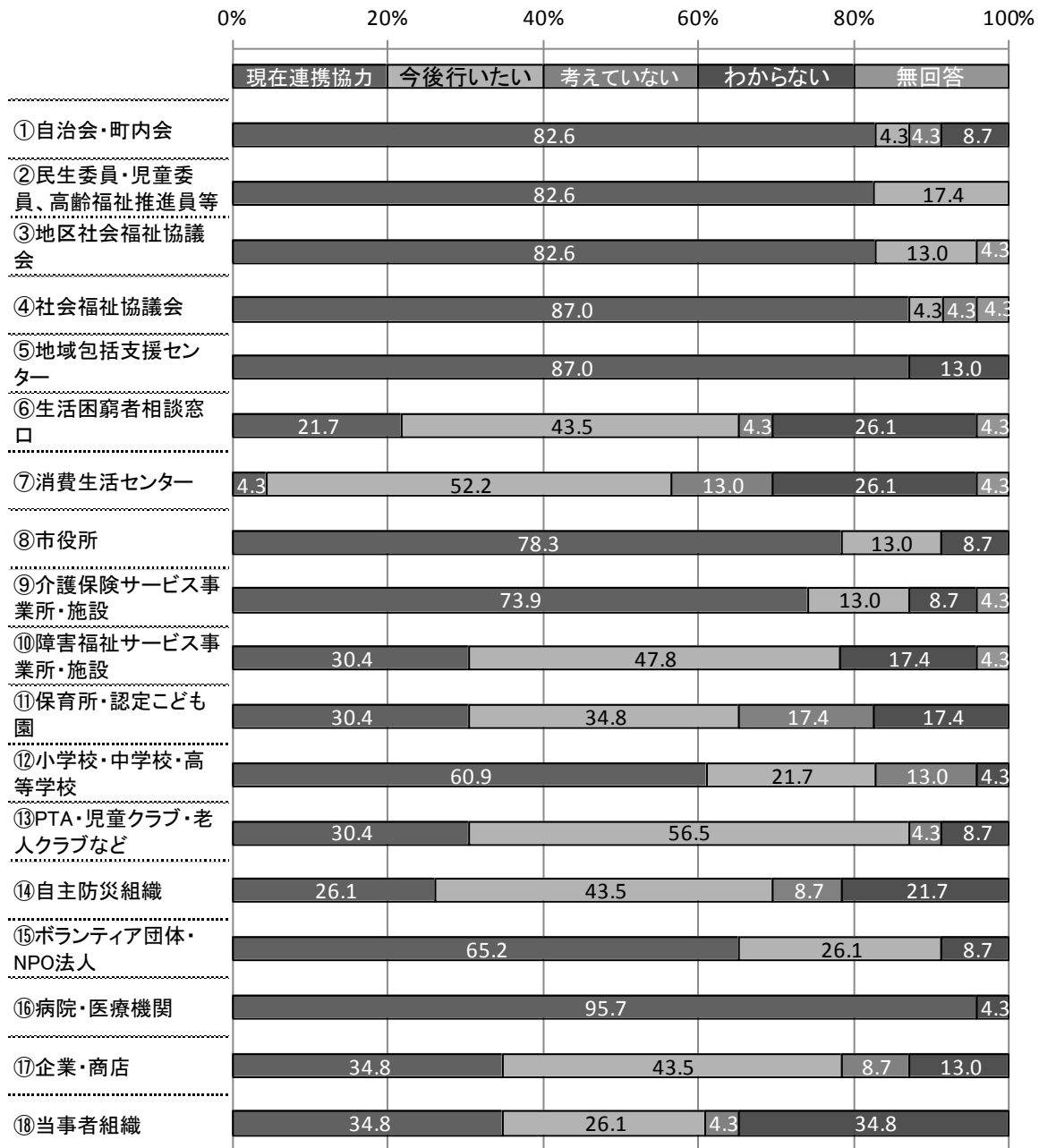
問7 以下に挙げる貴事業所と地域との関わりについて、それぞれの項目ごとに最も当てはまるものをお選びください(①～⑨で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

- ・「地域との関わり方」についての質問では行っている活動として「地域イベントへの参加 73.9%」「イベントを主催(65.2%)」「ボランティアを受入(78.3%)」などの割合が高くなっています。
- ・今後行いたい活動としては「地域住民に対する講習会(47.8%)」「災害時の連携(47.8%)」「施設の一部を開放(39.1%)」などとなっています。



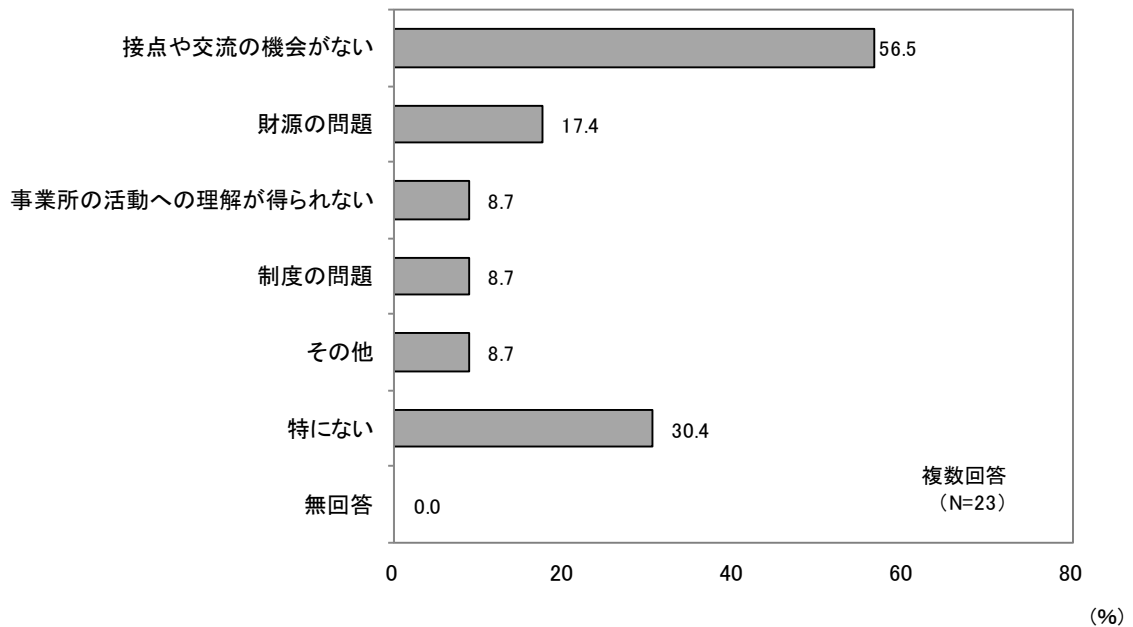
問8 以下に挙げる機関・団体などとの連携や協力について、それぞれの項目ごとに最も当てはまるものをお選びください(①～⑱で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

- ・他団体との連携・協力について、「今後行いたいもの」として「PTA・児童クラブ・老人クラブ(56.5%)」「消費生活センター(52.2%)」「障害福祉サービス事業所(47.8%)」などの割合が高くなっています。



問9 貴事業所が、地域の機関や団体などと連携・協力を求めるにあたって、問題となることはなんですか(あてはまるものすべてに○)

- ・他団体との連携・協力のための課題についての質問では、「接点や交流の機会がない」との回答が最も多く56.5%となっており、コーディネートの仕組みづくりが求められます。



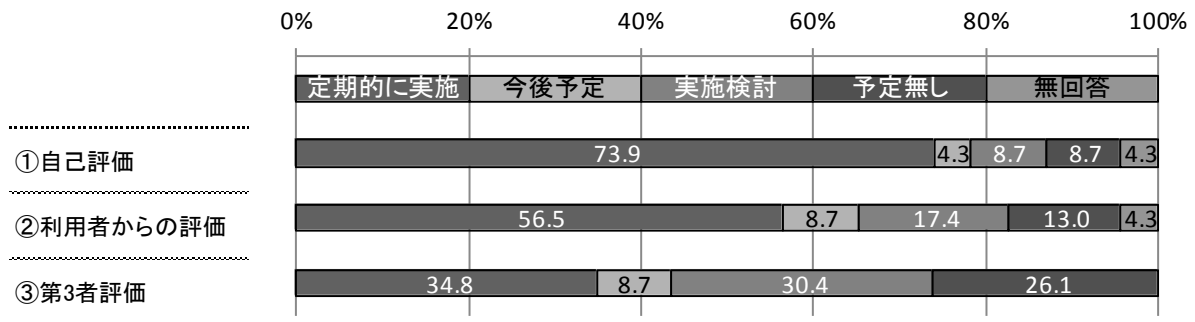
問10 貴事業所と地域との関わりについて今後必要と思われる取り組みについて以下にご自由にお書き下さい。

【自由回答】

- ・地域とは出来る限り関わりを持つように行事を受け入れているが時期が重なる事も多く後から打診のある所は断っている状況もあり、三大祭以外各地域の行事を行う団体が集まり年間で計画を立ててもらえるような会議があったら良い。
- ・高齢者の独居世帯や二人暮らしの世帯を把握し困った時には当施設を頼れることを知っていただくこと・高齢者、障害者、引きこもり等多くの悩みを当施設がまとめて支援する仕組みづくり。
- ・運営推進会議や健康増進活動などを通じて施設を体験、理解していただきたい
- ・障害者に対する偏見をなくし、理解を深めてもらえるように地域住民との交流をさらに進めていく必要がある。
- ・事業所の活動内容の積極的発進と地域交流の推進。
- ・地域の商店、学校等の福祉関連以外の機関と協議する場があれば良い。
- ・継続して誠実に丁寧に接しながら地域における法人の役割について考えていきたいと思えます。
- ・地域住民に今まで以上に理解を得ると共に事業所の取り組みや行事に積極的に参加してもらうことで、福祉に対する理解、協力を深めてもらうことが重要。

(4) サービスの質の評価

問 11 貴事業所のサービスの質の評価に関する取り組み状況についてお答えください。



(5) 災害時への取り組み

問 12 貴事業所において、災害発生時に想定される問題点について以下にご自由にお書き下さい。

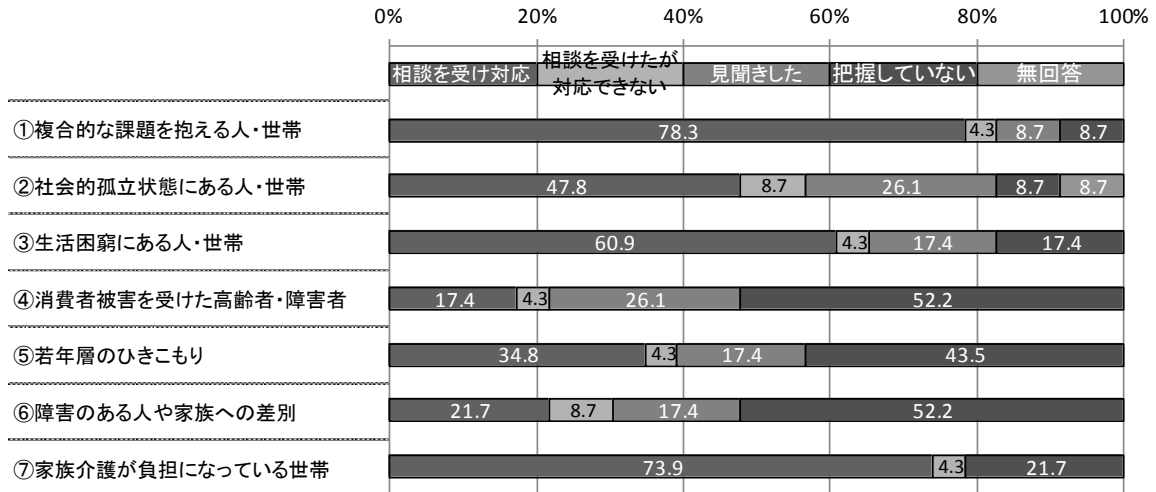
【自由回答】

- ・ 救護への出動
- ・ 利用者の避難における人員が不足する。
- ・ 大規模地震などが発生した場合、全職員が冷静に対応できるかもっとシュミレーションが必要かもしれない。
- ・ 事業所の建物は昭和49年3月に建設されたものであり、耐震補強をしないと利用者等の安全を十分に確保することができない。
- ・ 避難訓練等は半年に1回行っているが災害時では地域からの支援を受けたいがそのシステムがない。又施設に受け入れるにも協定もしていない。
- ・ 確かな情報が入ってくるのか不安です。
- ・ 個人個人の健康状態や病気等問診する時間があるのか。
- ・ 立地上、孤立した場合のライフラインの確保。

(6) 困難世帯に対する取り組み

問 13 貴事業所が活動するなかで、以下のような「困難世帯」から相談を受けたり、対応したりしたことはありますか(①～⑦それぞれ、あてはまるものすべてに○)。

- ・ 困難世帯の把握状況についての質問では「把握していない」との回答が高かった項目として「消費者被害を受けた高齢者・障害者(52.2%)」「障害のある人や家族への差別(52.2%)」「若年層のひきこもり(43.5%)」とそれぞれ5割近くとなっています。



問 14 困難世帯に対する取り組みについて、現状と今後必要な取り組みについて以下に自由にお書き下さい。

【自由回答】

①現状の取り組み

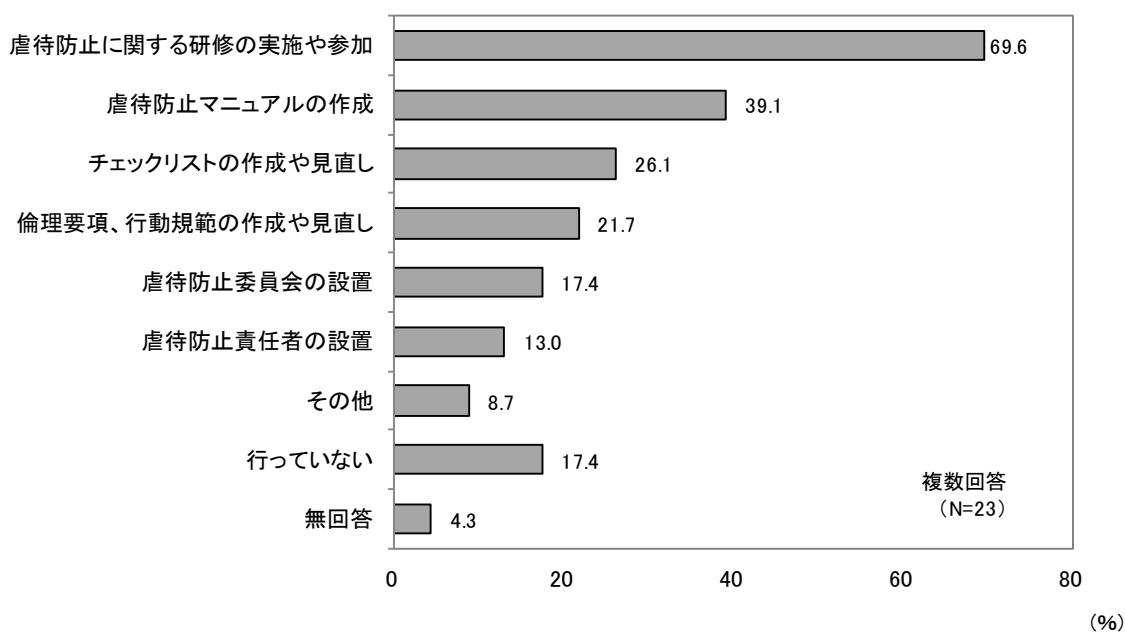
- ・ 老々介護の今後・生保の今後・高齢者の独居
- ・ 市役所や民生委員より情報をいただき対応できる職員を相談窓口として対応
- ・ 超高齢化時代なので今後ますます今後様々な問題をかかえた利用が増えると思われる。
- ・ 行政（市、厚生センター）及び医療機関と常に連携しながら対応している。
- ・ 施設には専門職が働いており、相談窓口としての機能もあるのでネットワーク化することが必要だがしていない。
- ・ 地区の世話方、代表、民生委員の方々にお話しするしかない。
- ・ 市、包括、民生委員等の社会資源を活用して連携して相談支援にあつたている。
- ・ 複合的な課題を抱える世帯が多く、どこからどこまでの支援を行っていけばよいのかまたどの支援機関と協力を行っていけばよいのか困っている。

②今後必要な取り組み

- ・ 関係機関との連携・協力体制の構築
- ・ 事業所のみでは情報の収集はかなり難しくデリケートな問題も多く対応できる職員に限りがある。スタッフのスキルアップ研修で対応できる職員を増やしていけたら良い。
- ・ 各施設が様々な問題に対して対応できるように。
- ・ 今後も関係機関との密接な連携が不可欠である。
- ・ 福祉サービス機関には社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネ、管理栄養士などがいる。これらをサービス機関ごとにネットワーク化すれば使える社会資源になるのでは？
- ・ 地域課題から見える社会資源の開発について現行組織を活用して議論を活発化すべきと考える。

(7) 虐待への取り組み

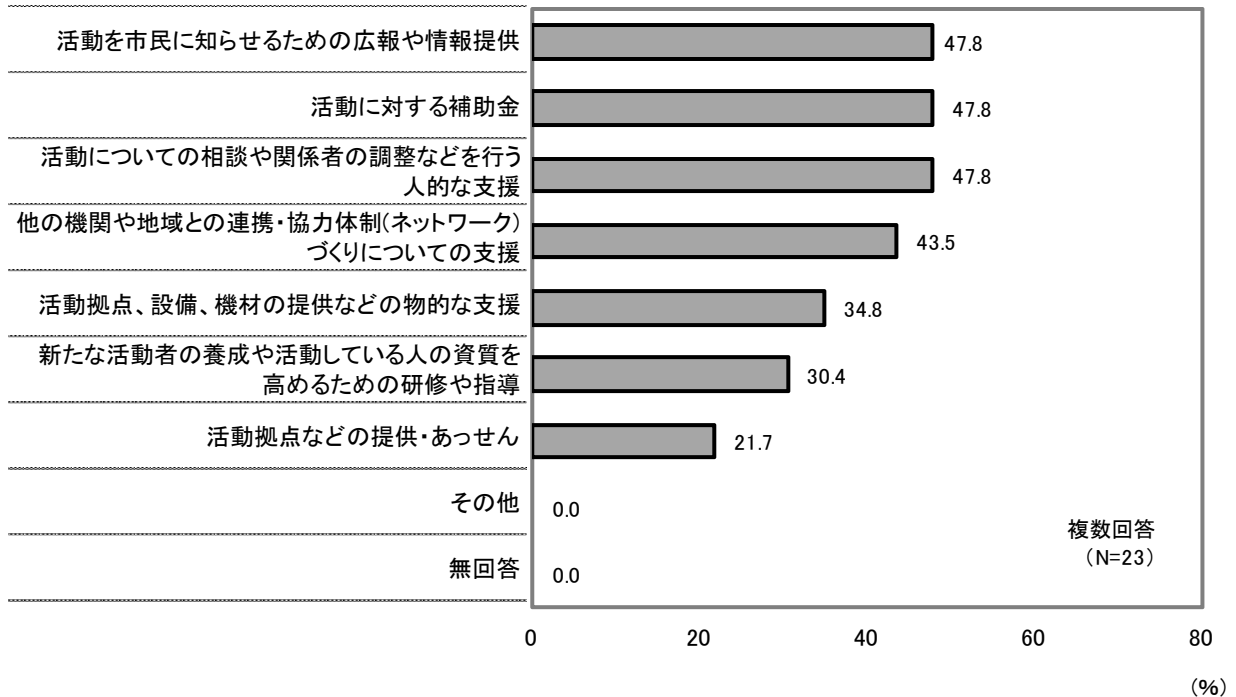
問 15 貴事業所において、虐待防止対策に関してどのような取り組みをしていますか(あてはまるもの全てに○)。



(8) 今後の取り組み

問 16 本市に対して、どのような支援を期待しますか（あてはまるものすべてに○）。

- ・小矢部市に対して期待する支援についての質問では、「活動の広報や情報提供」「活動に対する補助金」「活動についての相談や関係者の調整などの人的支援」がそれぞれ47.8%となっています。



問 17 その他、本市の地域福祉施策全般について意見やご要望などがあればご自由にお書き下さい。

【自由回答】

- ・市と市社会福祉協議会の人員体制を充実させたい。また、まとめ役、調整役の機能を強化するとともに企画立案面においても能力を発揮してほしい。
- ・障害者福祉の活動及び設備構築等への助成金についてさらに検討実施願いたい。

Ⅲ 参考資料

1. 市民ニーズアンケート調査

「小矢部市地域福祉計画」策定に関するアンケート調査 ～アンケート調査ご協力のお願～

市民の皆さまには、日ごろから小矢部市の福祉行政にご協力いただき、まことにありがとうございます。

本市では、地域での「支え合い」と「助け合い」による地域福祉の推進を目的として、「小矢部市地域福祉計画」を策定することになりました。

つきましては、市民の皆さまの「地域における福祉」に関するご意見をお聴きし、計画づくりに反映していきたいと考えております。なお、この調査は、市内にお住まいの18歳以上の無作為に選んだ1,500人を対象に実施しております。

お忙しい中、恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力をお願いいたします。なお、ご記入いただいた調査票を個別に公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありません。

平成30年7月
小矢部市

【ご記入にあたってのお願い】

- 回答は、宛て名のご本人が平成30年7月1日現在でお答えください。ご本人が記入できない場合は、ご家族が本人のお考えを聞きながらご記入ください。
- 回答方法は、該当する番号を丸で囲むか、回答欄に回答をご記入ください。
「その他」を選択した場合は、選択肢の横にあるカッコ内になるべく具体的な内容を記入してください。
- 選択する回答の数は、設問により「1つだけ」「3つまで」など指定がされていますので、ご注意ください。
- ご記入後、調査票だけを同封の返信用封筒（切手不要）に三つ折りにして入れ、
平成30年8月6日（月）までに郵便ポストに投函してください。

【お問い合わせ先】

- 小矢部市社会福祉課 TEL : 0766-67-8601

はじめにお読みください。

地域における福祉（地域福祉）とは

私たちは、家族、隣近所の人、友人、同僚など、さまざまな人たちと関わり合いながら地域の中で暮らしています。私たちが住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしのお年寄り、子育てに悩む親、障害のある人など、不安を感じながら暮らしている人、何らかの支援を必要としている人がたくさんいます。



さらに、核家族化や少子高齢化、地域とのつながりの希薄化の進行により、社会の情勢が大きく変化しています。

そうした中、行政などによる支援やサービスだけでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合っていくことの重要性が高まっています。

「地域福祉」とは、住民・事業所・福祉団体・行政が、「誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくり」のために、それぞれができることを共に考え、連携・協働する仕組みづくりや関係をつくっていくことです。



1 あなた自身について

問1. あなたの性別はどちらですか（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2. 年齢はおいくつですか。（平成30年7月1日現在）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 18～29歳 | 2. 30～39歳 | 3. 40～49歳 |
| 4. 50～59歳 | 5. 60～69歳 | 6. 70～79歳 |
| 7. 80歳以上 | | |

問3. あなたを含め、同居されている家族構成について伺います（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|------------|--------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 夫婦のみ |
| 3. 親・子の2世代 | 4. 親・子・孫の3世代 |
| 5. その他（ | ） |

問4. あなたを含め、同居のご家族に次の人はいらっしゃいますか（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 未就学児（小学校入学前の幼児） | 2. 小学生 |
| 3. 中学生・高校生 | 4. 65歳以上の方 |
| 5. 介護を必要とする人 | 6. 障害者手帳をお持ちの人 |
| 7. 「ひきこもり」の状態にある人 | 8. 「ニート」の状態にある人 |
| 9. いずれにも該当しない | |

問5. あなたは現在どの地域にお住まいですか（あてはまるもの1つに○）

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|
| 1. 石動 | 2. 南谷 | 3. 埴生 | 4. 松沢 | 5. 正得 |
| 6. 荒川 | 7. 宮島 | 8. 北蟹谷 | 9. 若林 | 10. 津沢 |
| 11. 水島 | 12. 藪波 | 13. 東蟹谷 | 14. 南部 | |

問6. あなたは現在の住所にお住まいになって通算何年になりますか（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|
| 1. 20年以上 | 2. 10～19年 | 3. 5～9年 | 4. 0～4年 |
| 5. わからない | | | |

問7. 「地域で支え合う・助け合う」ということを意識したとき、あなたが考える「地域」のイメージについて選んでください（あてはまるもの1つに○）

1. 隣近所
2. 班単位
3. 町内・自治会
4. 地区社会福祉協議会単位
5. 小学校区
6. 中学校区
7. 小矢部市
8. 地域を意識したことがない
9. その他（ ）

問8. あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか（あてはまるもの1つに○）

1. とても親しく付き合っている
2. 親しく付き合っている
3. 立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている
4. あいさつをする程度
5. 近所付き合いはほとんどない

問9. あなたは、様々な福祉分野での課題（独居高齢者の増加、障害のある人への支援、子育て、健康づくりなど）に対し、住民同士の支え合い・助け合いが必要だと思いますか（あてはまるもの1つに○）

1. とても必要だと思う
2. ある程度は必要であると思う
3. あまり必要だと思わない
4. 必要ないと思う
5. わからない

問 10-1. 地域に高齢者や障害を持つ人の介助・介護・子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたができることは何ですか。(①～⑩で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

	手助けできる	手助けできない	わからない
①安否確認の声かけ	1	2	3
②話し相手・相談相手	1	2	3
③買い物やゴミだし	1	2	3
④除雪などの力仕事	1	2	3
⑤食事の支度などの家事手伝い	1	2	3
⑥いろいろな手続きの援助	1	2	3
⑦通院など外出時の付き添いなどの援助	1	2	3
⑧短時間の子どもの預かり	1	2	3
⑨高齢者の見守り、短時間の預かり	1	2	3
⑩災害時の手助け	1	2	3

問 10-2. 上記の項目以外で地域で困っている世帯に対して出来ることがあれば、具体的に記入ください。

問 11-1. あなたが手助けが必要になった場合、地域の人に手助けしてもらおうとしたらどんなことをして欲しいですか。(①～⑩で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

	手助けして欲しい	手助けはほしくない	わからない
①安否確認の声かけ	1	2	3
②話し相手・相談相手	1	2	3
③買い物やゴミだし	1	2	3
④除雪などの力仕事	1	2	3
⑤食事の支度などの家事手伝い	1	2	3
⑥いろいろな手続きの援助	1	2	3
⑦通院など外出時の付き添いなどの援助	1	2	3
⑧短時間の子どもの預かり	1	2	3
⑨高齢者の見守り、短時間の預かり	1	2	3
⑩災害時の手助け	1	2	3

問 11-2. 上記の項目以外で手助けをしてもらいたいことがあれば、具体的にご記入ください。

問 12. 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか（あてはまるもの1つに○）

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問 13 へ 問 14 へ

問 13. 問 12 で「1 ある」を選んだ方にうかがいます。
支えられた（助けられた）と感じたのはどんなときでしたか。以下にご記入ください。

3 ボランティアについて

問 14. あなたは、ボランティア活動や市民活動（NPO等）に参加されたことはありますか（あてはまるもの全てに○）

1. 参加したことがない	問 15 へ	
2. 高齢者を対象とした活動	}	
3. 地域の安全を守る活動		
4. 自然や環境を守るための活動		
5. 文化・教養・スポーツ等生涯学習に関係した活動		
6. 障害者を対象とした活動		
7. 子育て支援に関する活動		問 16 へ
8. 災害時の救護などの活動		
9. 健康や医療サービスに関係した活動		
10. 健康づくりに関する活動		
11. まちづくりに関する活動		
12. 国際交流に関する活動		
13. その他（ ）		

問 15. 問 14 で「1. 参加したことがない」を選んだ方に伺います。

あなたがボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したことがない理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 仕事・学校の都合で時間がない | 2. 家事・育児で時間がない |
| 3. 家族の介護で時間がない | 4. 健康や体力に自信がない |
| 5. 家族の理解がない | 6. 参加方法が分からない |
| 7. 身近な活動の場がない | 8. 興味の持てる活動がない |
| 9. 人間関係がわずらわしい | 10. 活動の情報が得られないから |
| 11. その他 () | |

問 16. 問 14 で「2～13」のボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したことがあると回答された方に伺います。

あなたがボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加した理由は何ですか(あてはまるもの3つまでに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 活動が楽しいから・好きだから | 2. 健康に良いから |
| 3. 自分自身の向上のため | 4. 人間関係が広がるから |
| 5. 人の役に立てるから | 6. つきあいで仕方なく |
| 7. なんとなく | |
| 8. その他 () | |

問 17. 全ての方がお答え下さい。

あなたはボランティア活動や市民活動(NPO等)における問題点は何だと思いませんか(あてはまるもの全てに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 活動の中心になっている人が高齢化している |
| 2. 活動する人の確保が難しい |
| 3. 行政、社会福祉協議会、ボランティアの連携が十分でない |
| 4. 活動に対する住民の関心が低い |
| 5. プライバシーの確保が難しい |
| 6. 活動のための資金が十分でない |
| 7. 活動のための場所の確保が難しい |
| 8. 活動のための情報が十分でない |
| 9. 福祉活動やボランティア活動に接する機会が少ない |
| 10. 特に問題はない |
| 11. その他 () |

問 18. あなたは、今後ボランティア活動や市民活動(NPO等)に参加したいと考えていますか(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 積極的に参加したい | 2. できるだけ参加したい |
| 3. 機会があれば参加したい | 4. 有償であれば参加したい |
| 5. 参加したいができない | 6. あまり参加したくない |
| 7. わからない | |

問 19. あなたが今後参加してみたい、ボランティア活動や市民活動(NPO等)はどれですか(あてはまるもの全てに○)

- | |
|---------------------------|
| 1. 高齢者を対象とした活動 |
| 2. 地域の安全を守る活動 |
| 3. 自然や環境を守るための活動 |
| 4. 文化・教養・スポーツ等生涯学習に関係した活動 |
| 5. 障害者を対象とした活動 |
| 6. 子育て支援に関する活動 |
| 7. 災害時の救護などの活動 |
| 8. 健康や医療サービスに関係した活動 |
| 9. 健康づくりに関する活動 |
| 10. まちづくりに関する活動 |
| 11. 国際交流に関する活動 |
| 12. その他 () |
| 13. 参加は考えていない |

問 24. あなたが利用したことのある福祉サービスは何ですか（あてはまるもの全てに○）

1. 施設に通うサービス(デイサービス・デイケアなど)
2. 生活環境を整備するサービス(福祉用具貸与・住宅改修補助など)
3. 施設に短期間泊まるサービス(ショートステイなど)
4. 入所施設を利用するサービス(グループホーム・老人ホームなどへの入所)
5. 専門家が自宅に訪問してくれるサービス(ヘルパー、看護師など)
6. 子育て支援に係るサービス(子どもの一時預かり・子育て相談など)
7. 金銭的な支援(児童扶養手当・障害者年金など)
8. 児童健全育成サービス(放課後児童クラブなど)
9. 身近な地域での通所や宿泊が可能なサービス(小規模多機能施設など)
10. お金の管理や手続きを代行するサービス(日常生活自立支援・成年後見制度など)
11. 福祉サービスは利用したことはない
12. その他（)

問 25. 問 24 で「11. 福祉サービスは利用したことはない」と回答した方に伺います。あなたが福祉サービスを利用したことがない理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）

1. 利用する必要がない
2. 使い方がよく分からない
3. サービスに関する情報が入らない
4. 手続きが大変そう
5. 必要なサービスがない
6. その他（)

問 26. あなたは以下の組織や事業などについて知っていますか。

①～⑭についてそれぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。

	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが、活動内容はよく知らない	名前も活動内容も知らない
①小矢部市社会福祉協議会	1	2	3
②地区社会福祉協議会	1	2	3
③小矢部市ボランティアセンター	1	2	3
④障害者虐待防止センター	1	2	3
⑤地域包括支援センター	1	2	3
⑥ことばの教室	1	2	3
⑦民生委員・児童委員	1	2	3
⑧子育て支援コーディネーター	1	2	3
⑨保育コンシェルジュ	1	2	3
⑩家庭児童相談員	1	2	3
⑪母子父子自立支援員	1	2	3
⑫障害者相談員	1	2	3
⑬高齢福祉推進員	1	2	3
⑭福祉推進員	1	2	3
⑮ケアマネジャー	1	2	3

次ページに続く

問 28. あなたは福祉サービスに関する情報の入手や相談を、どこ（だれ）に求めますか。あてはまるものを全て選んでください。

1. 市役所(広報おやべ含む)
2. 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌
3. インターネット(市のホームページを含む)
4. ケーブルテレビ
5. 市役所以外の行政機関(厚生センター等)
6. 市のパンフレット
7. 社会福祉協議会の窓口(地区社協、福祉推進員含む)
8. 福祉おやべ「こだま」(社会福祉協議会広報)
9. 民生委員・児童委員
10. ケアマネジャー
11. 病院や施設
12. 家族・親戚
13. 友人・知人・隣近所
14. その他 ()

問 29. あなたは市の福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 十分できている
2. おおむねできている
3. あまりできていない
4. ほとんどできていない
5. わからない
6. 入手する必要がない

6 小矢部市の今後の福祉施策について

問 30. 本市では地域福祉計画を策定し、地域の福祉の推進に取り組んできましたが、計画策定前（平成 26 年）と比較して、次に掲げる 15 施策について、どの程度進んだと感じますか？それぞれについて、1～5 の該当する番号を選んでください。（それぞれいずれか 1 つに○）。

事業メニュー	大いに進んだ	少し進んだ	変わらない	少し後退した	大いに後退した
(例) 生涯を通じた福祉教育の推進	1	2	③	4	5
①全ての世代に対する福祉教育の推進	1	2	3	4	5
②ボランティア活動の普及・啓発と活動への支援	1	2	3	4	5
③福祉専門職の養成と確保	1	2	3	4	5
④地域福祉活動を行うリーダーや担い手の育成	1	2	3	4	5
⑤行政・地域・福祉専門機関との連携による支援の強化	1	2	3	4	5
⑥福祉情報提供の推進とつながりづくりのための情報共有	1	2	3	4	5
⑦避難行動要支援者に関する支援体制の確立	1	2	3	4	5
⑧ケアネット活動（地区社会福祉協議会による地域見守り支援活動）の推進	1	2	3	4	5
⑨市民の権利擁護体制の構築 ※成年後見制度や虐待防止などへの取り組み	1	2	3	4	5
⑩包括的な総合相談・支援体制の構築	1	2	3	4	5
⑪高齢者・障害者・子育て世帯等への支援の充実	1	2	3	4	5
⑫地域医療体制の充実と在宅医療・福祉サービス利用への支援	1	2	3	4	5
⑬高齢者や障害者等への居住環境・交通・移動手段等の整備	1	2	3	4	5
⑭高齢者や障害者等の就労機会の充実	1	2	3	4	5

問 31. 本市の福祉施策において、今後、何に重点を置くべきだと思いますか。特にあなたの考えにあてはまる項目を5つ選んで、番号に○を付けてください。

1. 福祉教育の充実
2. 地域住民がお互いに支えあう体制の充実
3. 行政・地域・福祉専門機関との連携による地域ネットワークの充実
4. 市民の権利擁護体制の充実
5. 包括的な総合相談・支援体制の充実
6. 交通弱者に対する移動手段の充実
7. ボランティア活動の普及・啓発と活動への支援
8. 避難行動要支援者に対する支援
9. 公共施設などのユニバーサルデザインの推進
10. 高齢者福祉の充実
11. 障害者福祉の充実
12. 子育て支援の充実
13. ひとり親家庭の支援の充実
14. 生活困窮者支援の充実
15. 保健・医療施策の充実
16. その他

問 32. 現在、困っていることや本市の福祉に求めること、保健・福祉サービスへの意見、要望など、今後地域福祉を進めていくためにご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

以上でアンケートは終了です。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

2. 団体アンケート調査

小矢部市地域福祉計画策定にかかる団体アンケート 調査ご協力のお願い

日頃は小矢部市の福祉行政へご理解・ご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

本市では、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画である「第2次小矢部市地域福祉計画」を平成25年度に策定し、誰もが住み慣れた地域の中で幸福になるために地域福祉を推進しています。

現在、第3次小矢部市地域福祉計画（計画年度：平成31年度～平成35年度）を策定しているところです。

このアンケート調査は、計画の策定にあたり、本市の福祉関係法人や事務所の皆様方に、活動の現状などをお聞きするものです。

ご多忙のことと存じますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年8月

小矢部市

- この調査票は、組織・団体の代表者、または事務や管理に通じている方がご記入下さい。
- 回答方法は、該当する番号を丸で囲むか、回答欄に回答をご記入ください。
- 「その他」を選択した場合は、選択肢の横にあるカッコ内になるべく具体的な内容を記入してください。
- 選択する回答の数は、設問により「1つだけ」「3つまで」など指定がされていますので、ご注意ください。
- ご記入いただいた内容について、後日調査委託業者より問い合わせをさせて頂くことがあります。
- ご記入後、調査票だけを同封の返信用封筒（切手不要）に三つ折りにして入れ、お手数ですが平成30年8月31日（金）までに郵便ポストに投函してください。

【お問い合わせ先】

- 調査主体 : 小矢部市社会福祉課 小矢部市鷺島15 TEL: 0766-67-8601
- 調査受託業者 : 株式会社ラックス 富山市西長江1-12-1 TEL: 076-422-7478

第三次小矢部市地域福祉計画策定にかかる 団体アンケート

1. 事業所について

問1 貴事業所は、どの分野の業務を行われていますか（〇はいくつでも）。

1. 高齢者関係
2. 障害者関連
3. 児童関連
4. その他福祉関連

問2 貴事業所の運営形態を教えてください（〇は一つだけ）。

1. 社会福祉法人
2. 医療法人
3. NPO法人
4. 株式会社等
5. その他()

問3 貴事業所が現在の場所で事業を行うようになって、何年になりますか（〇はひとつだけ）

1. 1年未満
2. 1年以上3年未満
3. 3年以上5年未満
4. 5年以上10年未満
5. 10年以上20年未満
6. 20年以上

2. 職員について

問4 貴事業所において、業務量に対する職員（人手）の充足具合についてお答えください。

- | | | |
|--------------|---------|------|
| 1. 充分である |▶ | 問6 へ |
| 2. やや不足している | }.....▶ | 問5 へ |
| 3. 不足している | | |
| 4. 非常に不足している | | |
| 5. わからない |▶ | 問6 へ |

問5 問4において、「2. やや不足している」「3. 不足している」「4. 非常に不足している」と回答された事業所に伺います。

貴事業所において、人材の確保や人材の定着が進まない原因はなににあるとお考えですか？
(○は3 つまで)

- | | | |
|------------------------|-----------------|----------------|
| 1. 労働時間が長い | 2. 賃金が低い | 3. 夜勤が多い |
| 4. 仕事がきつい(身体的に) | 5. 仕事がきつい(精神的に) | 6. 休みが取りにくい |
| 7. 社会的評価が低い | 8. 雇用が不安定 | 9. 職場の人間関係トラブル |
| 10. 利用者やその家族との人間関係トラブル | | 11. 結婚・出産を機に退職 |
| 12. 他の職場に転職しやすい | | 13. 有資格者不足 |
| 14. その他() | | |

問6 貴事業所において、人材確保・定着に関し効果があった取り組み事例があればお答えください。

--

3. 事業所と地域との関わりについて

問7 以下に挙げる貴事業所と地域との関わりについて、それぞれの項目ごとに最も当てはまるものをお選びください(①～⑨で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

	行っている	行っていききたい	考えていない	わからない
①地域が主催する行事・イベント(まつりや運動会など)への参加	1	2	3	4
②事業所が主催し施設利用者と地域住民が交流を図るイベントを実施	1	2	3	4
③地域からボランティアを受け入れ	1	2	3	4
④事業所として美化・清掃活動などの地域活動に参加	1	2	3	4
⑤地域が主催する講習会や学習会等に、専門の職員などを派遣	1	2	3	4
⑥事業所が主催して、地域住民に対する講習会や学習会を実施	1	2	3	4
⑦事業所施設の一部を地域住民に開放	1	2	3	4
⑧災害時の避難・支援等に関して地域との連携体制を構築	1	2	3	4
⑨その他()	1	2	3	4

問8 以下に挙げる機関・団体などとの連携や協力について、それぞれの項目ごとに最も当てはまるものをお選びください(①～⑱で、それぞれあてはまるもの1つに○)。

	現在、 連携・協力している	今後、 連携・協力したい	連携や協力は考えていない	わからない
①自治会・町内会	1	2	3	4
②民生委員・児童委員、高齢福祉推進員等	1	2	3	4
③地区社会福祉協議会	1	2	3	4
④社会福祉協議会	1	2	3	4
⑤地域包括支援センター	1	2	3	4
⑥生活困窮者相談窓口	1	2	3	4
⑦消費生活センター	1	2	3	4
⑧市役所	1	2	3	4
⑨介護保険サービス事業所・施設	1	2	3	4
⑩障害福祉サービス事業所・施設	1	2	3	4
⑪保育所・認定こども園	1	2	3	4
⑫小学校・中学校・高等学校	1	2	3	4
⑬PTA・児童クラブ・老人クラブなど	1	2	3	4
⑭自主防災組織	1	2	3	4
⑮ボランティア団体・NPO法人	1	2	3	4
⑯病院・医療機関	1	2	3	4
⑰企業・商店	1	2	3	4
⑱当事者組織	1	2	3	4

問9 貴事業所が、地域の機関や団体などと連携・協力を求めるにあたって、問題となることはなんですか(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 接点や交流の機会がない | 2. 事業所の活動への理解が得られない |
| 3. 財源の問題 | 4. 制度の問題 |
| 5. その他() | |
| 6. 特になし | |

問10 貴事業所と地域との関わりについて今後必要と思われる取り組みについて以下にご自由にお書き下さい。

4 サービスの質の評価に関する取り組みについて

問11 貴事業所のサービスの質の評価に関する取り組み状況についてお答えください。

	定期的に実施している	今後、実施する予定	実施を検討中	実施する予定はない
①自己評価	1	2	3	4
②利用者からの評価	1	2	3	4
③第三者評価	1	2	3	4

5 災害時への取り組みについて

問12 貴事業所において、災害発生時に想定される問題点について以下にご自由にお書き下さい。

6 困難世帯に対する取り組みについて

問13 貴事業所が活動するなかで、以下のような「困難世帯」から相談を受けたり、対応したりしたことはありますか(①~⑦それぞれ、あてはまるものすべてに○)。

	相談を受けて対応した	相談を受けたが、対応できていない	相談を受けていないが見聞きしたことがある	相談を受けておらず、把握もしていない
①複合的な課題を抱える人・世帯	1	2	3	4
②社会的孤立状態にある人・世帯	1	2	3	4
③生活困窮にある人・世帯	1	2	3	4
④消費者被害を受けた高齢者・障害者	1	2	3	4
⑤若年層のひきこもり	1	2	3	4
⑥障害のある人や家族への差別	1	2	3	4
⑦家族介護が負担になっている世帯	1	2	3	4

問14 困難世帯に対する取り組みについて、現状と今後必要な取り組みについて以下に自由にお書き下さい。

【現状】

【今後必要な取り組み】

福祉に関する相談窓口

○高齢者の生活についての相談

地域包括支援センター（小矢部市健康福祉課内） 鷲島15 67-8605

在宅介護支援センター

事業所の名称	住所/TEL	担当地区	開設時間等
清楽園在宅介護支援センター	法楽寺1800-1 68-3151	石動町部、南谷、子撫、宮島	8:00~17:30 (休;日、年末年始)
ほっとはうす千羽在宅介護支援センター	浅地121 61-8550	津沢、水島、藪波、東蟹谷、 北蟹谷	8:30~17:30 (休;日祝、年末年始)
小矢部市在宅介護支援センター (小矢部市社会福祉協議会内)	鷲島15 67-8614	埴生、松沢、正得、荒川、若 林	8:30~17:15 (休;土日祝、年末年始)

○障害者の生活についての相談

社会福祉課 鷲島15 67-8601

相談支援事業所

事業所の名称	住所/TEL	開設時間等
地域活動支援センターひまわり (社会福祉法人黎明の郷)	埴生1476 67-7340	9:00~17:00 (休;日月祝、年末年始)
わくわく小矢部相談支援事業所 (特定非営利活動法人わくわく小矢部)	新富町4-1 67-5360	9:00~17:00 (休;土日祝、年末年始)
障がい者サポートセンター きらり (社会福祉法人溪明会)	砺波市幸町1-7 0763-33-1552	9:00~17:00 (休;土日祝、年末年始)
相談支援センターあい (社会福祉法人マーシ園)	南砺市院林82-1 0763-22-3535	9:00~17:00 (休;土日祝、年末年始)

○子育てについての相談

こども課 鷲島15 67-8603

健康福祉課 鷲島15 67-8606

家庭児童相談室（小矢部市子ども家庭支援センター内） 鷲島15 67-8615 （9:00~17:00）

18歳未満の子どもや家庭等問題、DV（家庭内暴力）に関する悩み相談を行っています。

子育て支援センター

（子育て中の親子や家族が集い、育児相談や情報交換、お母さん同士の交流の場として活用できます。）

事業所の名称	住所/TEL	開館時間	休館日	対象者
小矢部市子ども家庭支援センター (小矢部市総合保健福祉センター内)	鷲島15 67-8615	9:00~12:00 13:00~16:00	日、祝、年 末年始	3歳未満児及び保護 者、妊婦
小矢部市子育て支援センターひまわり (石動きらりこども園内)	畠中町9-10 67-4330	9:30~12:00 13:00~16:00	土日、祝、 年末年始	未就園児及び保護者
子育て支援センターあおば (石動青葉保育園内)	観音町5-4 67-0833	9:00~15:00	土日、祝、 年末年始	未就園児及び保護者、 妊婦
子育て支援センターさくらんぼ (石動西部こども園内)	野端505 67-0442	9:30~15:30	土日、祝、 年末年始	未就園児及び保護者、 妊婦
子育て支援センターどんぐり (津沢こども園そば)	清水2741-5 54-5576	9:00~15:00	土日、祝、 年末年始	未就園児及び保護者、 妊婦
わくわく子育て支援センター (特定非営利活動法人わくわく小矢部内)	新富町4-1 67-5360	8:30~14:30	日、年末年 始	乳幼児とその兄弟姉妹及 (就学児も可)び保護者

○ひとり親家庭等についての相談

母子・父子自立支援相談室（小矢部市子ども家庭支援センター内） 鷲島15 67-8615 （9:00~16:00）

○心についての相談

砺波厚生センター小矢部支所 綾子5532 67-1070

健康福祉課 鷲島15 67-8606

社会福祉課 鷲島15 67-8601

○虐待についての相談

高齢者：高齢者虐待相談センター（地域包括支援センター） 鷲島15 67-8605

障害者：障害者虐待防止センター（社会福祉課） 鷲島15 67-8601

児童：家庭児童相談室（67-8615）、こども課（67-8603） 鷲島15

※189（いちはやく）近くの児童相談所につながります。24時間365日対応

○生活の困窮についての相談

小矢部市社会福祉協議会（生活困窮自立支援） 鷺島15 67-8611

○ボランティアについての相談

ボランティアセンター（小矢部市社会福祉協議会内） 鷺島15 67-8611

○総合相談センター

社会福祉協議会 鷺島15 67-8611

専門相談（法律相談、消費生活法律相談、行政・人権相談、住宅・リフォーム相談）や一般相談（悩みごと相談、結婚相談、生活福祉資金、金銭、財産管理、日常の心配ごと）を行っています。

第3次小矢部市地域福祉計画・第3次小矢部市障害者福祉計画

発行年月：2019年3月

発行：小矢部市 民生部 社会福祉課

〒932-0821 小矢部市鷺島15番地

電話 0766-67-8601 ファックス 0766-67-8602

ホームページ <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>
